

第3章 プロジェクトの内容

3-1 プロジェクトの概要

3-1-1 上位目標とプロジェクトの目的

「ギ」国は包括的な中・長期国家開発計画「ギニアビジョン 2010」(1996-2010)を策定し、初等教育の改善を目標のひとつとして掲げた。また、「第1次及び第2次教育セクター構造調整計画」(PASE I, 1990-1994年及びPASE II, 1995-2001年)、「万人のための教育」計画(EFA I~III, 2001-2015年)を通じて、教育へのアクセスの拡大、教育の質の向上、地方分権化による教育行政の能力強化を行うことを目的としている。この上位計画に沿って、「ギ」国は「対象地域における初等・中等教育の就学状況の改善」を上位目標としている。

しかし、特に首都圏周辺地域では、高い人口増加率と就学率の向上とから、就学生徒数が大幅に増え、学校施設の不足が深刻化している。

本プロジェクトは、「ギ」国の上位目標達成に中心的・効果的役割を果たすため、首都圏周辺地域(コナクリ市及び隣接したデュブレカ県、コヤ県)において小中学校教室・便所等の建設、生徒用机・椅子等の調達により、「対象校における教育環境の改善」を目標とする。

3-1-2 プロジェクトの概要

本プロジェクトは、「ギ」国首都圏周辺地域における教育施設不足の問題を解決するため、対象小中学校27校において339教室と便所、校長室のない学校への校長室の建設、家具等の整備を行い、不足教室数の低減を図るものである。

3-2 協力対象事業の基本設計

3-2-1 設計方針

3-2-1-1 基本方針

(1) 基本方針

「ギ」国の初等・前期中等教育において現在最も教室の不足度が高い学校への一般教室の整備を最重点とし、現況に即し整備可能性の範囲内で極力改善を図ることとする。現地の自然条件、建設事情に適合した施設設計、施工計画とする。また、維持管理のしやすさと耐久性を確保しつつ、最小の建設コストとなるように努める。

これに基き、以下を施設設計の基本方針とした。

- ・ 維持管理のしやすさと耐久性に留意しつつ、建設コストの縮減に努める。
- ・ 現地の材料、工法、技術に適合した設計とする。
- ・ 教室の通風を配慮し、強風時の耐久性に考慮する。
- ・ 自然採光を考慮しつつ、強い日射及び熱を遮断する配慮を行う。

- 工期の短縮とコスト削減のため、設計の標準化を図る。

(2) 計画対象校の選定基準

対象校選定にあたっては以下に示す基準に則り、プロジェクト対象校を選定した。

「ギ」国政府、地方自治体、地域住民の自助努力及び他ドナーの援助では施設需要が満たせない学校であること。

土地所有権を確認するための書類が明示できる学校であること。

住民を含む関係者から施設建設に反対がなく、敷地内に不法占拠者がいないこと。

既存校舎の建て替えの場合は、既存校舎の撤去並びに整地が「ギ」国負担により実施される学校であること。

既存校舎の建て替えの場合は、工事中の教室代替え措置が「ギ」国により実施される学校であること。

校舎建設に十分な敷地があること。

治安上問題の無いサイトであること。

工事用資機材運搬のためのアクセス道路があること。

学校の立地上、周辺地勢に問題が無く、敷地の形状や地形が建設工事の障害とならないこと。

協力実施後、必要な教員及びそのための予算が確保される学校であること。

3-2-1-2 自然条件に対する方針

• 温度条件

本計画対象地の気温は、1年中ほぼ一定して約30 から40 程度であり、高温多湿である。乾期には日射が強く、輻射熱が大きい。日光による温度上昇に対して、教室内の温度を異常に上昇させない様に建屋の構造などに留意する。

• 湿度・降雨条件

湿度は年間を通じて60%から90%で、乾季は比較的過ごし易いが雨季は高温多湿で蒸し暑い。雨季には一時期に雨が集中して降ることもあり、本計画では屋根構造、雨水排水などに留意した設計とする。

• 強風

本計画地はハルマタンと呼ばれる強い北風が吹くこともあるため、屋根構造・開口部、配置方向などに対してその構造に留意する。

• 地質・地下水

対象地域の地盤は概して良好であるが各サイトの地盤・地下水位に留意する。給水計画は現地調査から判明した地下水状況に基く。

• 地震

地震は「ギ」国中北部に集中しており、強い地震はここで発生している。対象地域はこれら震源地から離れており、地質的にもつながっていないため、構造設計に風荷重は計算するが、地震水平力は考慮しない。

3-2-1-3 社会条件に対する方針

女子生徒就学率向上のため、便所を男女別に設ける。身障者も利用できる施設に関しては、「ギ」国においてまったく整備されておらず、本対象校のみに身障者対応施設を設けても効果が極めて小さいため本件では整備しない。

サイト周辺環境に関し、杭基礎がないので、杭打ちによる騒音・振動はない

また、維持管理費はほとんどが生徒の父母の負担によっており、施設維持管理費が小さくなるような耐久性に富む設計とする。

3-2-1-4 建築事情に関する方針

「ギ」国では首都圏周辺地域が最も建設活動が活発な地域であるが、新築の建設工事現場は多くなく、現地建設マーケットは大きくない。

建築資材においては、現地生産・加工品に品質のばらつき・粗悪品等が多い。また、各資材生産・製造・販売には供給力の問題もある。電力不足による停電が常態化しており、その都度セメントの製造、鉄骨・鉄筋の加工がストップし、生産・作業量は極めて限定されている。

鉄筋・鋼材の自国生産は限られ、ほとんどが原材料を輸入し、現地で加工している。セメントは自国生産であるが独占企業であり、量の確保に問題があるので、工期の確保に注意が必要である。屋根材のアルミニウム亜鉛メッキ鋼板は、原材料を輸入し、現地で加工、製品化しており、品質、量の確保も問題ない。既成のコンクリートブロックの品質は極めて悪いので、現場製造等を考慮する。

建築構造設計基準は「ギ」国独自のものはなく、EUの基準が用いられており、設計基準として「ギ」国（教室計画等）、EU及び日本の設計基準を用いる。

3-2-1-5 現地業者の活用に関する方針

(1) 現地コンサルタント

各ドナーの学校建設プロジェクトなどでの経験をもつ現地コンサルタントもあるが、どのコンサルタントも数人から十数人と小規模であり、プロジェクト毎に関係者を集めて対応している状況である。フランスを中心としたヨーロッパ基準で設計を行なっているので、標準タイプの設計、施工監理の助力とすることができる。本件では、上記現地コンサルタントの限定された能力を考慮しつつ、日本人コンサルタントの補助、サイト管理の活用を用いることとする。

(2) 現地建築業者

「ギ」国では、建設工事業務を行う場合、建設業者として都市計画住宅省への登録が必要である。資本金5億ギニアフラン以上の建設業者約240社、5億ギニアフラン未満の小規模業者は1000社以上ある。コナクリ市中心部には、5階以上の中高層建築が建ち、大規模な施設は、セネガル・イタリアなどの外国系の大きな建設会社によるものが多い。小規模建設業者は小規模建築工事施工またはサブコントラクターとして活動することが多い。既存の建築は垂直線、水平線が傾斜しているなど、品質に問題がある

ケースが散見される。現地施工業者は、技術力、施工能力、財務力とも脆弱であり、現地マーケットに則した規模でしかない。本件では、上記現地業者の限定された能力を考慮しつつ極力現地業者の活用を考える。

3-2-1-6 実施機関の運営・維持管理能力に対する方針

「ギ」国政府の分権化方針により、小学校・中学校における修理等の維持管理活動は、父母会と地域住民の責任において、学校管理者等と協力・連携の上実施することとなっている。大半の学校では、父母会が年次計画を立て、父母会総会で承認を得て実施している。軽微・小規模な補修作業は一部地域住民の協力で行っている学校もあるが、大部分は父母会が地元産業育成から地元業者に外注している。しかし、大がかりな補修、塀等の建設は、地域代表及び父母会が地域住民の特別寄付を募り、集まった資金の範囲で数年にわたり実施している。本件では、「ギ」国初等中等市民教育省、父母会の運営・維持管理能力を向上させる方針とする。

3-2-1-7 施設、機材等のグレード、コスト削減に関する方針

無償資金協力における建築物としての品質・安全性の確保、及び快適な教育環境・空間を創造する計画とすると共に、建設費のコスト低減は重要な課題である。建設は直接工事費に加え間接経費で構成されるので、無駄のない効果的・効率的な資材・工法選定に留意した設計を行うと共に、資材個別の性能や単価の比較検討にとどまらず、工期短縮の観点や個別の資材が構造躯体等に及ぼす工事金額的影響など、建設費全体のコスト削減に充分配慮した計画とする。同時に、父母会及び地域住民の計画的な維持管理活動を促進しかつ費用の負担を軽減できるよう、耐久性が高く、安価で、現地市場で入手が容易な機材を選択する必要がある。

具体的なコスト削減案は以下の通りである。

- 天井を貼らない。
- 中学校の教室寸法を小学校と同じ7.0m×9.0mに抑える。
- 便所は2教室に1ブースで、貯留式とする。
- 設計荷重に見合った合理的な構造設計とする。
- 地形を配慮した配置計画とする。

3-2-1-8 工法/調達方法、工期に関する方針

鉄筋コンクリート、コンクリートブロック、モルタル・塗装仕上げなど、現地で最も一般的な工法を採用し、現地調達可能な材料を極力使用することとする。

また、現地建設マーケットは小さく、施工業者の施工能力及び原材料製造能力もこの規模に応じて、限定されている。工事量が大きくなり、工期が短くなると、より能力の伴わない小規模施工業者を使用せざるを得なくなり、品質及び工期の確保に問題が生じる可能性がある。また、電力事情が悪く、停電が頻繁に発生し、その都度、セメント製造、鉄骨・鉄筋加工等が中断される。このことから、1期、12ヶ月程度で品質及び工期を確保しつつ施工できる規模は、10校、120教室程度と判断され、これに基づいて工程計画、期分け計画を立案する。

3-2-2 基本計画

3-2-2-1 基本計画

(1) プロジェクト対象校

現地調査の結果、以下の14校が「3-2-1-1(1)計画対象校の選定基準」に抵触することが判明し、プロジェクト対象に含めないこととした(表3-1)。

表3-1 対象校選定基準に抵触する学校

地域	コミュン(地区)	小中	学校名	抵触する条件	理由
コナクリ特別市	マトム	小	マディナシテ Madina Cité		不法占拠者がいる。
		小	コレアシテ Coléah Cité		岩盤の傾斜地であり、整地工事が困難である。
		小	マヨレ Mayoré		不法占拠者がいる。
	ラトマ	小	シンバヤガル Simbayah Gare		既設小学校の拡張の事実を確認できない。
	マト	小	インバヤタネリ Yimbaya Tannerie		不法占拠者がいる。
		小	インバヤポール(ファバン・セクター) Yimbayah Port (Secteur Faban)		住民の反対があった。
		小	シテドゥレール Cité de l'Air		サイトが狭小で、排水の問題がある。
		小	キソソソ Kissosso		サイトが崖下で危険である。
小		ベアンザン Behanzin		サイトが狭小である。	
	中	キソソソ(ノール) Kissoso (Secteur Nord)		サイトが谷底傾斜地で危険である。	
デュブレカ県	ウルバン	小	コリアンシラ Koliansira		不法占拠者がいる。
		小	ケイタヤ Keitayah		不法占拠者がおり、住民の反対があった。
		中	カグベレンプラトー Kagbélen Plateau		土地権利書がない。
コヤ県	ウルバン	小	ケンケテン Kénkétén		サイトは急傾斜地であり、代替地も狭小である。

上記検討結果、小学校22校、中学校5校、計27校をプロジェクト対象校とした。プロジェクト対象校リストを表3-2に示す。

表3-2 プロジェクト対象校リスト

地域	コミュン(地区)	小学/中学	学校名	新設/増設(現況)	
コナクリ市 Conakry	ラトマ	小学	ヤッタヤプラトー Yattaya Plateau	新設	
			コバヤ Kobaya	増設	
			ソnfonia I Sonfonia I	増設	
			ヤッタヤ Yattaya	増設	
			ダルエスサラーム Dar-Es-Salam	増設	
			クワメエンクルマ Kwamé N'Krumah	増設	
			キベ I Kipe I	増設	
			カポロ Kaporo	増設	
		ラトマ Ratoma	増設		
		コロマ Koloma	増設・一部建替		
	ベンババングラ M'Bemba Bangoura	新設			
	マト	小学	サンゴヤマルシェ Sangoyah Marché	新設	
			グベシアポール II Gbessia Port II	新設	
			グベシアシテ II Gbessia Cité II	新設	
ダボンディ III Dabondy III			建替		
ランサナヤ Lansanayah			建替		
ダボンバ Dabompa		新設			
デュブレカ県 Dubreka	ウルバン	小学	カグベレンプラトー Kagbélen Plateau	新設	
			アンスマニアピラージュ Ansoumaniah Village	増設	
			トゥマニア Toumaniah	新設	
			バイロバヤ Bai'lobayah	新設	
コヤ県 Coyah	ウルバン	小学	コヤセントウル Coyah Centre	増設	
	マネア		クンティア Kountia	増設	
	ウルバン		パトゥヤ Batouyah	増設	
			ドゥンブヤ Doumbouyah	増設	
			サノヤ Sanoyah	増設	
	マネア		中学	ファッシア Fassiah	新設

(2) コンポーネント

本プロジェクトの施設コンポーネントは、学校運営に必要な最小限な施設として、普通教室及び便所、校長室がない学校に対しての倉庫付校長室とする。また、新設教室に対し、生徒用机・椅子及び教員用机・椅子、新設校長室に対し、校長用机・椅子・キャビネットを整備する。黒板は作り付けとする。教育機材については、「ギ」国側での整備を前提とし、日本側協力対象には含めない。

給水に関しては、電気探査を含む地下水調査及び計画までを日本側が行ない、井戸掘削工事・水道工事は「ギ」国側工事とする。

(3) 教室の規模設定

1) 基本条件

目標年を工事完了年となる 2010 年とする。

1 クラス当りの生徒数は机の配置から 48 人 / 教室とする。これは「ギ」国の標準である 45 人 ~ 50 人 / 教室に適合する。

「ギ」国の基準である 1 部制とする。

2) 生徒数予測

生徒数予測は次の方法で小学校 / 中学校、既設校 / 新設校の別に各々の学校で行ない、集計する。

1. マタム地区、マトト地区、ラトマ地区、コヤ県、デュブレカ県の各教育局長及び統計官と協議・作業する。
2. 自然増予測と転入生予測を行なう。
 - 1) 自然増予測
 - a) 就学生徒数増加率は初等中等市民教育省統計計画局が用いている数値を採用する。
：コナクリ市 3.1%、コヤ県 4.5%、デュブレカ県 4.4%
 - b) 基準数値は、調査団がサイト調査で把握した 2005/06 年度数値（資料参照）とする。
 - 2) 転入生予測
 - a) 対象校（既存・新設問わず）の周辺の地図を作製する。
 - b) 地図上に、対象校及び対象校への通学圏内公立・私立校を全てプロットする。
 - c) 対象校までの距離を勘案し、対象校近辺にある転入可能性のある公立・私立校を割り出す。公立校については対象校まで近いことを考慮し、私立校については、これに加えて公立校転入希望の現状を考慮する。（対象範囲は、学校毎に検討した。周辺の学校分布状況によるが、小学校で概ね 1~2km、中学校で 2~3km であった。デュブレカの中学校では、6~7km となるケースもあった。）
 - d) 割り出した公立・私立校毎に、転入数を予測する。
3. 自然増予測と転入生予測とから対象校毎の予測値を算定する。

表 3-3 対象校毎の生徒数算定方法

対象校	算定方法	特記事項
既存小学校	自然増と転入生数に基づき予測	上記方法による
既存中学校	自然増に基づき予測	上記方法による
新設小学校	自然増と転入生数に基づき予測	マトト地区3校は以下の手法を用いた。 3校の通学可能圏内のカルティエの就学児童数、就学率から推定就学者数を算出 推定就学者数から既存学校収容者数を差し引き、新設校の生徒数を予測
新設中学校	基本的に自然増と転入生数に基づき予測	通学可能生徒数の予測に当たっては、各小学校の卒業生数（6年生の数：調査値）と各地区中学校進学率を用いた。

3) 計画教室数の算定

計算方法

施設規模の算定は次図のフローに従って行った。

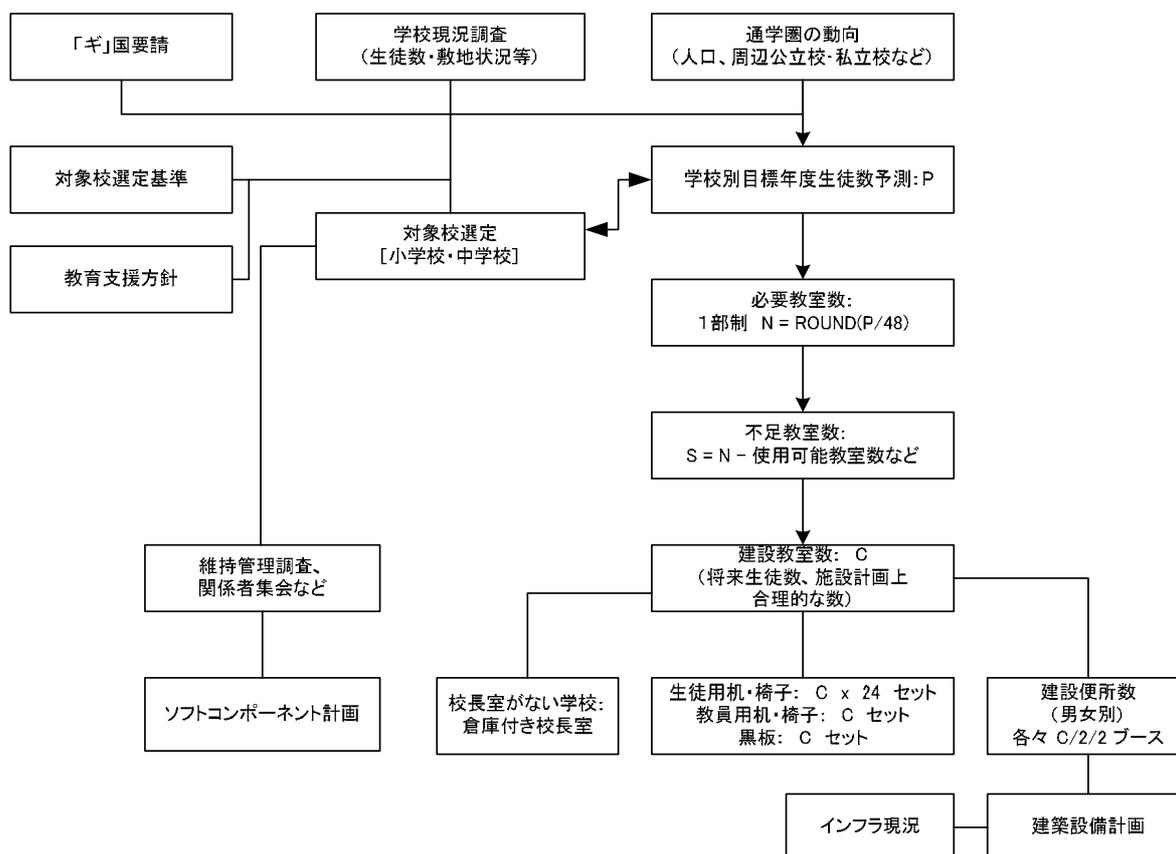


図 3-1 施設規模算定フロー

- 必要教室数 = 目標年度生徒数 ÷ 1(部制) ÷ 48 (人/教室)
- 不足教室数 = 必要教室数 - 使用可能教室数
- 計画教室数 : 敷地条件からの建築可能性を考慮し、さらに小学校は3の倍数、中学校は4の倍数で整理する¹。

¹ 小学校6学年、中学校4学年であり、「ギ」国の定める標準校舎1階プラン小学校3教室、中学校4教室に基く。

使用可能な校舎は次のような基準で判定した。

表 3-4 使用可能校舎判定基準

構造種別	項目	判定内容
全構造物	建設年度 経年変化の度合	建設年度と経年劣化の度合いによる耐久限界の範囲内であれば使用可能と判定
木造構造物	白蟻被害	床下・天井裏などを重点的に調査し被害の進行度合いと構造物に与える影響を検証し、使用可能性を判定。
	主要部材の変形	撓み、亀裂、傾斜等は部材強度を著しく低下させる。特に主要部材に発生している場合は影響が大きい、変形等が小さいときは使用可能と判定。
	外壁・屋根材	浮き、ズレ、亀裂、剥離、欠損、目地の劣化等、外壁や屋根の被害は雨漏り等の原因となり躯体の老朽化を早める。このような損傷が軽微なとき使用可能と判定。
コンクリート構造物	不同沈下	内観・外観共に不同沈下による亀裂や損傷が発生していないとき使用可能と判定。
	亀裂・割れ・剥離等	亀裂の長さ・幅・数・場所より判断した強度的影響が軽微なとき使用可能と判定。

また、便所は2教室(96人)に対し1ブース(1区画)とし、男女別に半数ずつとして、端数は切り上げた。

計算結果

上記の計算結果は、次表のとおり、計339教室(小学校22校・231教室、中学校5校・108教室)、校長室14、便所計186ブース(女子93ブース、男子93ブース)となった。(次ページ表3-6参照)

(2) 家具・備品の規模設定

本プロジェクトの家具・備品コンポーネントである生徒用机椅子、教員用机・椅子、新設校長室の机・椅子・キャビネットは次表のように使用者に対し1ずつとする。また教室用の黒板は建築工事に含めることとする。

表 3-5 家具備品設置基準

家具・備品名	設置基準
生徒用机・椅子(2人用)	各教室に24台(48人用)
教員用机	各教室に1台
教員用椅子	各教室に1脚
校長用机・椅子・キャビネット	校長室に各1
(黒板)	各教室に1面(建築工事に含む)

表 3-6 計画教室数の算定

番号	学校名	小学 / 中学	地区	地区	既存 / 新設	2005/06 年 生徒 数	2009/10 年 生徒 予測 数	既存使 用教室 数	必要教 室総数	差し引く 教室数	増設が 必要な 教室数	計画 教室 数	計画 1 階 教 室数	計画校 舎階数	計画校 舎棟数	計画校 舎長室*	建設後 総教室 数	女子便 所ブース 数	男子便 所ブース 数	
E1	ヤッタヤプラトー Yattaya Plateau	小	コナクリ	ラトマ	新設	-	1,740	0	36	0	36	18	3	3	2	1	18	5	5	
E2	サンゴヤマルシェ Sangoyah Marché	小	コナクリ	マトト	新設	-	3,770	0	79	0	79	9	3	3	1	1	9	3	3	
E3	グベシアポールII Gbessia Port II	小	コナクリ	マトト	新設	-	1,280	0	27	0	27	6	3	2	1	1	6	2	2	
E4	カグベレンプラトー Kagbélen Plateau	小	デュブレカ	ウルバン	新設	-	410	0	9	0	9	6	3	2	1	1	6	2	2	
E5	アスマニアラージュ Ansoumaniah Village	小	デュブレカ	ウルバン	既存	104	570	3	12	3	9	6	3	2	1	1	9	2	2	
E6	トゥマニア Toumaniah	小	デュブレカ	ウルバン	新設	-	620	0	13	0	13	6	3	2	1	1	6	2	2	
E7	バイロバヤ Baïlobayah	小	デュブレカ	ウルバン	新設	-	360	0	8	0	8	6	3	2	1	1	6	2	2	
E8	コヤセントル Coyah Centre	小	コヤ	ウルバン	既存	1,679	2,080	16	43	16	27	9	3	3	1	0	25	3	3	
E9	クンティア Kountia	小	コヤ	マネア	既存	1,128	2,150	6	45	6	39	18	3	2	3	0	24	5	5	
E10	バトゥヤ Batouyah	小	コヤ	ウルバン	既存	476	650	5	14	7	7	6	3	2	1	1	13	2	2	
E11	ドゥンブヤ Doumbouyah	小	コヤ	ウルバン	既存	922	1,110	10	23	10	13	12	3	2	2	0	22	3	3	
E12	サノヤ Sanoyah	小	コヤ	マネア	既存	1,704	2,440	13	51	13	38	24	3	2	4	1	37	6	6	
E13	コバヤ Kobaya	小	コナクリ	ラトマ	既存	805	1,600	7	33	7	26	12	4	3	1	0	19	3	3	
E14	ゾンフォニアI Sonfonia I	小	コナクリ	ラトマ	既存	638	1,370	4	29	7	22	18	3	3	2	0	25	5	5	
E15	ヤッタヤ Yattaya	小	コナクリ	ラトマ	既存	871	1,320	6	28	3	25	12	4	3	1	0	15	3	3	
E16	ダルエスサラーム Dar-Es-Salam	小	コナクリ	ラトマ	既存	891	2,870	13	60	13	47	12	4	3	1	0	25	3	3	
E17	クワメエンクルマ Kwamé N' Krumah	小	コナクリ	ラトマ	既存	984	2,070	14	43	14	29	9	3	3	1	0	23	3	3	
E18	キペI Kipe I	小	コナクリ	ラトマ	既存	733	1,020	6	21	6	15	9	3	3	1	0	15	3	3	
E19	カポロ Kaporo	小	コナクリ	ラトマ	既存	1,150	1,750	15	36	15	21	9	3	3	1	0	24	3	3	
E20	グベシアシテII Gbessia Cité II	小	コナクリ	マトト	既存	2,262	2,810	16	59	18	41	6	3	2	1	1	24	**0	**0	
E21	ダボンディIII Dabondy III	小	コナクリ	マトト	既存	525	1,260	3	26	3	23	9	3	3	1	1	12	3	3	
E22	ランサナヤ Lansanayah	小	コナクリ	マトト	既存	1,042	1,420	6	30	7	23	9	3	3	1	0	16	3	3	
C1	ラトマ Ratoma	中	コナクリ	ラトマ	既存	3,242	3,665	15	76	15	61	12	4	3	1	0	27	3	3	
C2	コロマ Koloma	中	コナクリ	ラトマ	既存	4,010	4,534	8	94	8	86	24	4	3	2	0	32	6	6	
C3	ベンババングラ M'Bemba Bangoura	中	コナクリ	ラトマ	新設	-	2,910	0	61	0	61	24	4	3	2	1	24	6	6	
C4	ダボンバ Dabompa	中	コナクリ	マトト	新設	-	4,040	0	84	0	84	24	4	3	2	1	24	6	6	
C5	ファッシア Fassiah	中	コヤ	マネア	新設	-	2,580	0	54	0	54	24	4	3	2	1	24	6	6	
合計						23,166	52,399	166	1,094	171	923	339			39	14	510	93	93	
うち小学校						15,914	34,670	143	725	148	577	231			30	11	379	66	66	
うち中学校						7,252	17,729	23	369	23	346	108			9	3	131	27	27	
2005年既存小学校 生徒数/教室						111		26,490	328	81			生徒数	教室数	密度			8,180	51	160
2005年既存中学校 生徒数/教室						315		8,199	59	139			新設小					9,530	72	132
													新設中							

* 敷地による制限が大きい

** グベシアシテII Gbessia Cité II 便所建設用地がない

上記学校番号は本計画にあたって便宜的に付けたもので、小学校E、中学校Cとし、コナクリ市新設、デュブレカ県新設既設、コヤ県新設既設、コナクリ市既設の順に連番とした。

3-2-2-2 施設計画

(1) 建築計画

1) 配置計画

教室棟の計画に当たっては、安全で健康かつ快適に教育が受けられるスペースの確保を図る。高温多湿の気候から、通風がよく、直射日光を遮り、断熱性を考慮した建築・配置とする。また、自然採光が十分に受け入れられる計画とする。乾季には北から、雨季には南から強風が吹くことがあり、これに耐える屋根、建具とする必要がある。雨季の6～9月に起こることがある豪雨にも配慮する。

基本的に廊下側を南側に向けるが、敷地条件によって適切な配置とする。

できるだけ敷地中央にまとまった校庭が取れるようにする。敷地に余裕があれば将来増築可能性を考慮する。特に中学校においては、特別教室（ラボラトリー、コンピュータ室など）、図書室、教員室・事務室も将来的には必要であることを配慮する。

便所はできるだけ正面ゲートの付近には配置せず、校舎の背後となるようにするとともに維持管理のスペースを考慮する。

2) 平面計画

教室

小学校の教室は「ギ」国の都市部における教室の標準に従い、7m x 9m (63 m²)とする。これは他ドナーも準拠しており、48人の生徒に対し授業を適切に行なえるスペース(生徒1人あたり面積1.3 m²)で、生徒一人あたり幅60cm、奥行42～45cmの机面を過不足なく配置できる広さである。片面に黒板と教壇を設ける。また、出入口を黒板側に1カ所設ける。

中学校の標準はまだ設定されていないが、机の平面的な大きさは小学校と同じ生徒一人あたり幅60cm、奥行42～45cmで十分であり、7m x 9m (63 m²)に問題なく配置することができる。従って、中学校の教室も小学校と同じ大きさとする。なお、机天板の高さ、座面の高さは中学校でより高いものとする。

廊下の幅は、「ギ」国標準に従い、芯々で2mとし、最小幅員約1.6m以上確保できるものとする。

また、階段の幅は上り下りで余裕をもってすれ違えるよう芯々で1.5mとする。

校長室・倉庫

倉庫付校長室は、校長の執務と教育機材の収納のために必要最小限の広さとし、校長室3m x 4.5m、倉庫3m x 2.5mとする。

教室棟標準タイプ

1階平面タイプとして、3教室、4教室、3教室+校長室、4教室+校長室の4タイプとする。2階建てと3階建てタイプがあるため、計6タイプとする。

表 3-7 教室棟タイプ

タイプ	内容(廊下・階段を含む)	床面積(㎡)
Aタイプ	2階建3教室	499.5
Bタイプ	2階建3教室+校長室	526.5
Cタイプ	3階建3教室	756.0
Dタイプ	3階建3教室+校長室	783.0
Eタイプ	3階建4教室	999.0
Fタイプ	3階建4教室+校長室	1,026.0

註：2階建4教室、2階建4教室+校長室タイプはない。

便所

1ブースの大きさを標準的な1.15m x 1.4m(内法1.0m x 1.25m)とし、男女別とする。

プロジェクト対象校での整備延床面積は、表3-7のように、教室棟28,674.0㎡、便所299.6㎡、合計28,973.6㎡である。

表 3-8 整備延床面積

番号	学校名	小学/ 中学	地域	地区	階数	教室棟延床面積(㎡)	便所延床面積(㎡)	総延床面積(㎡)
E1	ヤッタヤプラトー Yattaya Plateau	小	コナクリ	ラトマ	3	1,539.0	16.1	1,555.1
E2	サンゴヤマルシェ Sangoyah Marché	小	コナクリ	マトト	3	783.0	9.7	792.7
E3	グベシアポールII Gbessia Port II	小	コナクリ	マトト	2	526.5	6.4	532.9
E4	カグベレンプラトー Kagbélen Plateau	小	デュブレカ	ウルバン	2	526.5	6.4	532.9
E5	アスマニアビレッジ Ansoumaniah Village	小	デュブレカ	ウルバン	2	526.5	6.4	532.9
E6	トゥマニア Toumaniah	小	デュブレカ	ウルバン	2	526.5	6.4	532.9
E7	パイロバヤ Baïlobayah	小	デュブレカ	ウルバン	2	526.5	6.4	532.9
E8	コヤセントル Coyah Centre	小	コヤ	ウルバン	3	756.0	9.7	765.7
E9	クンティア Kountia	小	コヤ	マネア	2	1,498.5	16.1	1,514.6
E10	バトゥヤ Batouyah	小	コヤ	ウルバン	2	526.5	6.4	532.9
E11	ドゥンブヤ Doumbouyah	小	コヤ	ウルバン	2	999.0	9.7	1,008.7
E12	サノヤ Sanoyah	小	コヤ	マネア	2	2,025.0	19.3	2,044.3
E13	コバヤ Kobaya	小	コナクリ	ラトマ	3	999.0	9.7	1,008.7
E14	ソnfoniaI Sonfonia I	小	コナクリ	ラトマ	3	1,512.0	16.1	1,528.1
E15	ヤッタヤ Yattaya	小	コナクリ	ラトマ	3	999.0	9.7	1,008.7
E16	ダルエスサラーム Dar-Es-Salam	小	コナクリ	ラトマ	3	999.0	9.7	1,008.7
E17	クワメエンクルマ Kwamé N Krumah	小	コナクリ	ラトマ	3	756.0	9.7	765.7
E18	キペI Kipe I	小	コナクリ	ラトマ	3	756.0	9.7	765.7
E19	カボロ Kaporo	小	コナクリ	ラトマ	3	756.0	9.7	765.7
E20	グベシアシテII Gbessia Cité II	小	コナクリ	マトト	2	526.5	0.0	526.5
E21	ダボンディIII Dabondy III	小	コナクリ	マトト	3	783.0	9.7	792.7
E22	ランサナヤ Lansanayah	小	コナクリ	マトト	3	756.0	9.7	765.7
C1	ラトマ Ratoma	中	コナクリ	ラトマ	3	999.0	9.7	1,008.7
C2	コロマ Koloma	中	コナクリ	ラトマ	3	1,998.0	19.3	2,017.3
C3	ベンババングラ M Bamba Bangoura	中	コナクリ	ラトマ	3	2,025.0	19.3	2,044.3
C4	ダボンバ Dabompa	中	コナクリ	マトト	3	2,025.0	19.3	2,044.3
C5	ファッシア Fassiah	中	コヤ	マネア	3	2,025.0	19.3	2,044.3
合計						28,674.0	299.6	28,973.6
うち小学						19,602.0	212.7	19,814.7
うち中学						9,072.0	86.9	9,158.9

3) 断面・立面計画

限られた敷地で教室数を確保するためには階数を多くする必要があり、2階建・3階建の校舎とする。小学校建築の階数に対する規定はないが、SNIESとの協議により使いやすさ、安全面から3階建までとする。

雨水が教室に入らないよう、1階床高は地盤面より30cm高くする。

高温多湿の気候から、階高は3.0mとした。1階教室の梁下高さは約2.45mとなる。

最上階は、天井を貼らず、屋根材表しとする。

通風・採光を確保するため、廊下側は穴あきコンクリートブロック、屋外側は鋼製可動ルーバーとする。

4) 構造計画

構造

教室棟は、耐久性があり「ギ」国で一般的なラーメン架構の鉄筋コンクリート造とする。便所は、空間が小さいのでコンクリートブロック造とする。

小屋組は、木造では耐久性が劣り長期間での変形の問題が考えられるので、鉄骨造とする。

コンクリート強度

躯体に使用するコンクリート設計強度はJIS規格FC 21N/mm²相当とする。

設計荷重

本計画で建設される建物の用途は小中学校であるので、日本建築学会の荷重基準を採用し以下のよう

◆ 積載荷重(L.L)

適用箇所	小梁・スラブ計算用	構造躯体・基礎計算用
教室	230 kg/m ²	210 kg/m ²
廊下・階段室	360 kg/m ²	330 kg/m ²

◆ 風荷重(W.L)

基準風速 $V = 35 \text{ m/s}$

風圧力 $q = 20 \text{ h}$ 、3階建ての場合

$h = 9.3 \text{ m}$

$q = 20 \times 9.3 = 60 \text{ kg/m}^2$

風荷重による水平力 $Q = 0.06 \times 9\text{m} \times 7.65\text{m} \times (0.8 + 0.4) = 5.0 \text{ t}$

躯体自重 $W = 160 \text{ ton}$

風荷重を水平震度に換算すると $k = 5.0 / 160 = 0.031$

となる。

◆ 地震時水平力(S.L)

本対象地域において過去に大地震は起こっていない、「ギ」国では建築確認に地震力は考慮しておらず、設計に地震時水平力は設定しない。

5) 建築設備計画

給水設備

井戸掘削を含む給水設備は日本側工事に含めず、「ギ」国側工事とする。

a. 既存の水道改善・拡張が必要な学校

既存校の場合、ほとんどの学校ではすでに水道施設があるが、水道水源の不足などにより給水制限が行われており、水道の改善が必要である。また、事業実施にあたり新規に手洗い場を設置する場合には、敷地内にある水道管の延長が必要になる。

b. 水道施設の新設が必要な学校

新設校においては既存水道施設が無い為、水道施設の設置が必要となる。調査した結果、コナクリ市内の新設校の場合、建設用地の付近まで、すでに水道管が敷設されており、校内までの水道管引き込みを行うだけで取水が可能である。

c. 井戸掘削による新規水源開発が必要な学校

コヤ、デュブレカ県の新設校の場合、近くに水源が無い為新規の水源開発が必要になる。物理探査の結果から掘削深度は最も深くて70m程度と考えられる。今回行った電気探査では地下水の開発量(取水量)を把握することはできないため、生産井の取水可能量は掘削後、揚水試験等で推定する必要がある。また、実際に掘削する場合は校内において最適な掘削地点を選定する為に、より詳しく探査を行う必要がある。掘削後には孔内検層にて帯水層状況を把握し、スクリーン、ケーシングを挿入して井戸の仕上げを行う。

便所及び污水排水設備

便所は換気パイプを備えた貯留式とし、基本的に定期的にバキュームカーで汲取りを行なう。

電気設備

電気設備は整備しない。

(2) 建築資機材計画

建設資機材は、耐久性、現地調達事情、断熱、メンテナンス、コスト等について、材料ごとに比較検討を行い総合的に判断して材料を選択する。

表 3-9 建築資機材比較検討

部位	仕様	評価	
基礎	直接基礎	土質試験及び目視より地耐力は、十分故、直接基礎を採用する。	
	杭基礎	土質試験及び目視より地耐力は、十分故、高価な杭基礎を採用する理由はない。	×
躯体	鉄筋コンクリート造	一般的な躯体であり、積載荷重、風荷重等に応じた設計が可能。	
	補強コンクリートブロック造	現地で調達可能なブロックは鉄筋による補強対応でなく、採用できない。	×
小屋組	鉄骨造	耐候性があり、施工が容易。鋼材の市場性も問題ない。	
	木造トラス	現地では比較的多用されているが、高温多湿の環境下では、変形、腐食が懸念され耐候性が低い。	×
屋根	アルミ亜鉛メッキ鋼板	耐候性があり、施工が容易。市場性あり。	
	長尺塗装鋼板	耐候性があり、施工が容易であるが高価。	×
	アスファルト繊維波板	輸入品であり数量確保困難。破損し易い(第3次協力校でも一部破損していた)。	×
外壁	コンクリートブロック	市場性があり、現地で一般的である。モルタル塗り、EP 塗装とする。	
	現地材料による現場製造ブロック	PASEB 採用の特殊ブロックで、断熱効果が高く、仕上げが不要であるが、ブロックの市場性が低い。1 個 1 個プレスして作成するため大量生産に適さず、製造に日数を要する。作成場が現場であり天候の影響を受ける。	×
間仕切り壁	コンクリートブロック	市場性があり、現地で一般的である。モルタル塗り、EP 塗装とする。	
	敷目板張り	高温多湿の環境下では、変形、腐食が懸念され耐候性が低い。	×
天井	天井なし	実用上、天井の必要はない。最上階は、屋根材表しとし、下階の天井コンクリートスラブ面は EP 塗装とする。	
	軽量鉄骨下地 プラスターボード張り	高温多湿の環境下での耐候性が懸念される。また、強風雨時の漏水の際、維持管理が困難である。	×
床	コンクリート金鍍仕上げ	コンクリートを直接仕上げるので経済的である。	
	モルタル仕上げ	モルタルの剥離が懸念される。	×
ドア	鋼製片開き戸	耐久性が高い。採光、通風を考慮し上部ルーバー付きとする。	
	木製片開き戸	高温多湿の環境下での耐候性が懸念される。	×
窓	鋼製可動ルーバー	天候に応じた開閉が可能であり採光性がよい。	
	鋼製両開きルーバー	雨天時は開放出来ないため暗くなる。	×
廊下側窓	穴あきブロック	耐久性、採光性がよい。廊下側故、雨の降り込みは問題とはならない。	
	鋼製可動ルーバー	廊下側故、可動式の必要はない。	×

3-2-2-3 家具備品計画

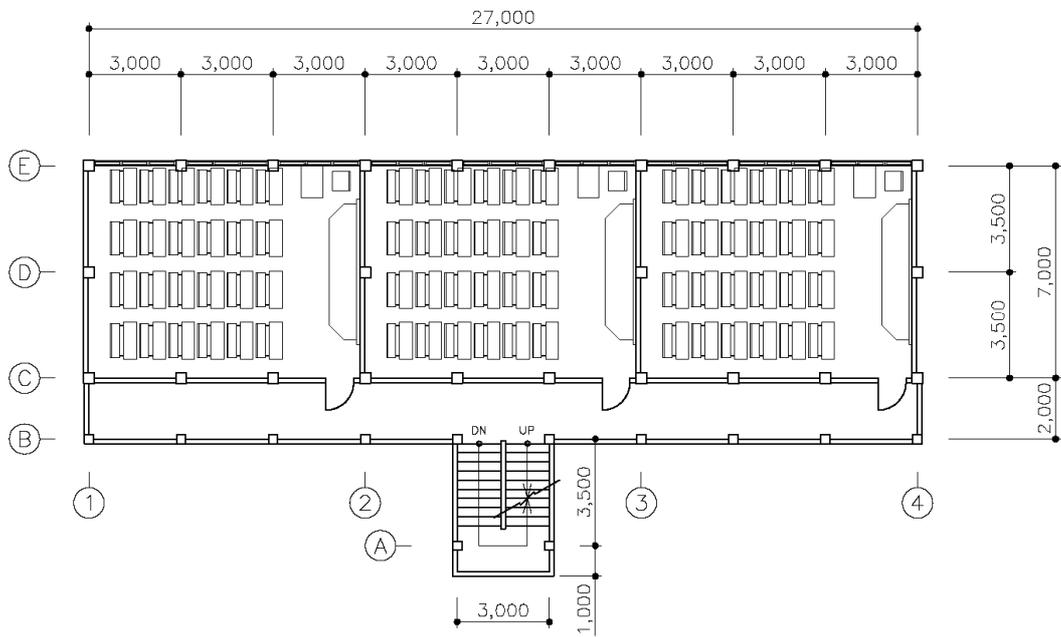
各対象校に整備される家具備品の設置基準を表 3-5 に示した。これに基づいた家具備品コンポーネントを表 3-10 に示す。なお、生徒用机・椅子は小学校用と中学校用の 2 種類とする。

表 3-10 家具備品コンポーネント

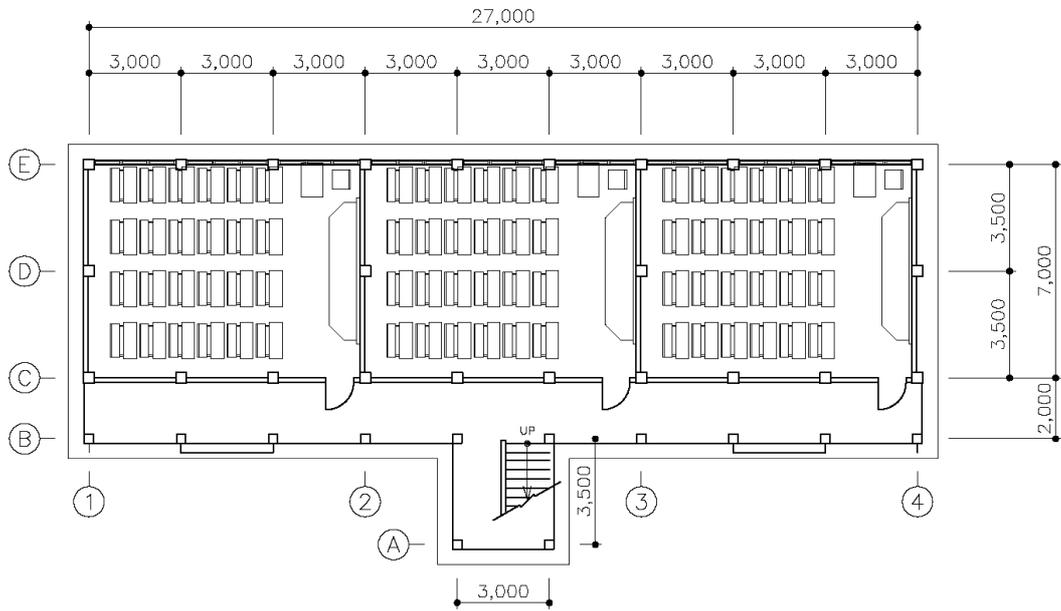
番号	学校名	小学 / 中学	増設/ 新設	地域	地区	教室数	生徒用机椅子 (セット)	教員用机椅子 (セット)	校長用机椅子・キャビネット (セット)
E1	ヤッタヤプラトー Yattaya Plateau	小	新	コナクリ	ラトマ	18	432	18	1
E2	サンゴヤマルシェ Sangoyah Marché	小	新	コナクリ	マトト	9	216	9	1
E3	グベシアポールII Gbessia Port II	小	新	コナクリ	マトト	6	144	6	1
C1	ラトマ Ratoma	中	増	コナクリ	ラトマ	12	288	12	0
C2	コロマ Koloma	中	増	コナクリ	ラトマ	24	576	24	0
C3	ベンババングラ M'Bemba Bangoura	中	新	コナクリ	ラトマ	24	576	24	1
C4	ダボンバ Dabompa	中	新	コナクリ	マトト	24	576	24	1
第1期計						117	2,808	117	5
E4	カグベレンプラトー Kagbélen Plateau	小	新	デュブレカ	ウルバン	6	144	6	1
E5	アスマニアラージュ Ansoumaniah Village	小	増	デュブレカ	ウルバン	6	144	6	1
E6	トゥマニア Toumaniah	小	新	デュブレカ	ウルバン	6	144	6	1
E7	パイロバヤ Baïlobayah	小	新	デュブレカ	ウルバン	6	144	6	1
E8	コヤセントル Coyah Centre	小	増	コヤ	ウルバン	9	216	9	0
E9	クンティア Kountia	小	増	コヤ	マネア	18	432	18	0
E10	バトゥヤ Batouyah	小	増	コヤ	ウルバン	6	144	6	1
E11	ドゥンプヤ Doumbouyah	小	増	コヤ	ウルバン	12	288	12	0
E12	サノヤ Sanoyah	小	増	コヤ	マネア	24	576	24	1
C5	ファッシア Fassiah	中	新	コヤ	マネア	24	576	24	1
第2期計						117	2,808	117	7
E13	コバヤ Kobaya	小	増	コナクリ	ラトマ	12	288	12	0
E14	ソフオニアI Sonfonia I	小	増	コナクリ	ラトマ	18	432	18	0
E15	ヤッタヤ Yattaya	小	増	コナクリ	ラトマ	12	288	12	0
E16	ダルエスサラーム Dar-Es-Salam	小	増	コナクリ	ラトマ	12	288	12	0
E17	クワメエンクルマ Kwamé N'Krumah	小	増	コナクリ	ラトマ	9	216	9	0
E18	キペI Kipe I	小	増	コナクリ	ラトマ	9	216	9	0
E19	カボロ Kaporó	小	増	コナクリ	ラトマ	9	216	9	0
E20	グベシアシテII Gbessia Cité II	小	増	コナクリ	マトト	6	144	6	1
E21	ダボンディIII Dabondy III	小	増	コナクリ	マトト	9	216	9	1
E22	ランサナヤ Lansanayah	小	増	コナクリ	マトト	9	216	9	0
第3期計						105	2,520	105	2
合計						339	8,136	339	14
うち小学						231	5,544	231	11
うち中学						108	2,592	108	3

3-2-3 基本設計図

次頁以降に基本設計図を示す。

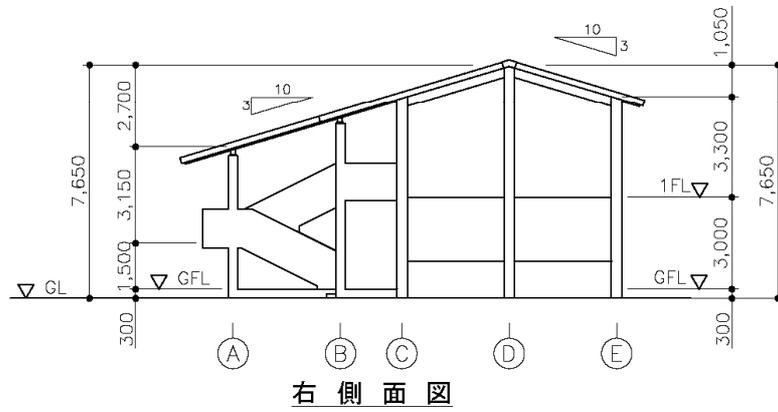
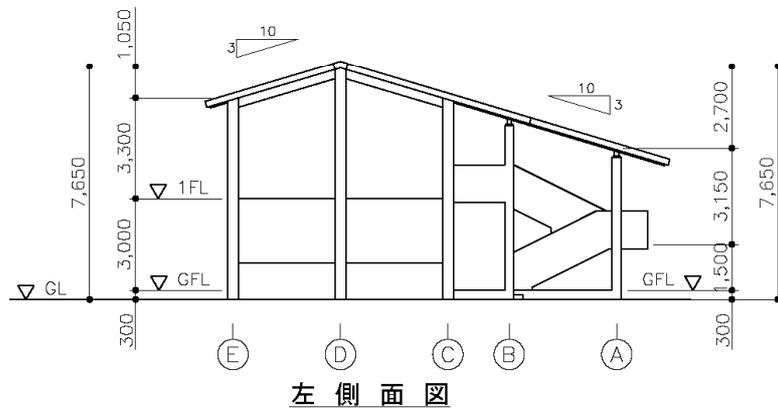
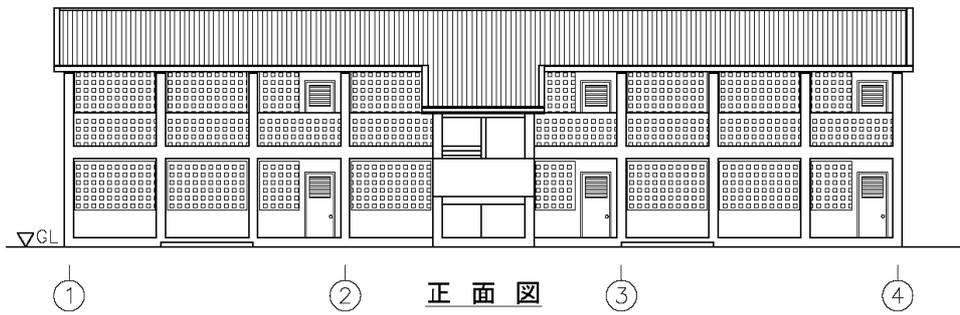
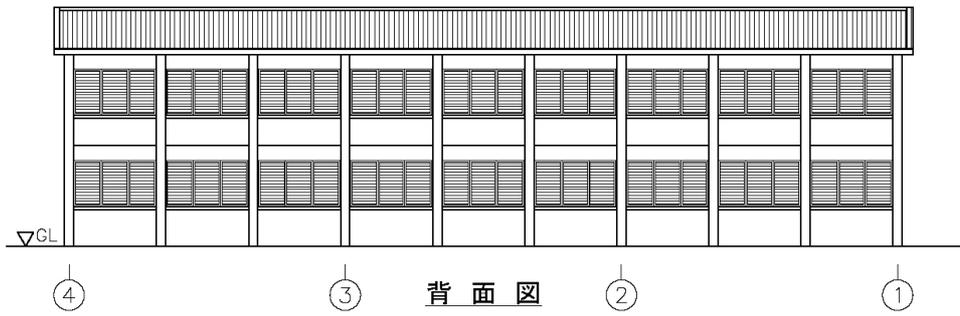


2階平面図

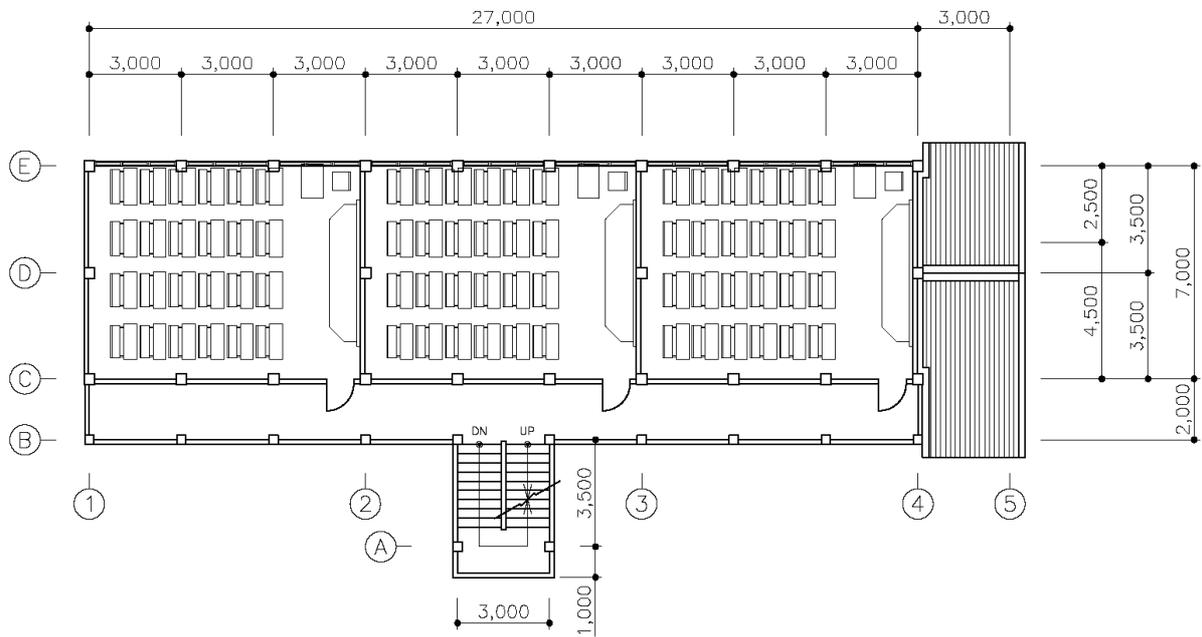


1階平面図

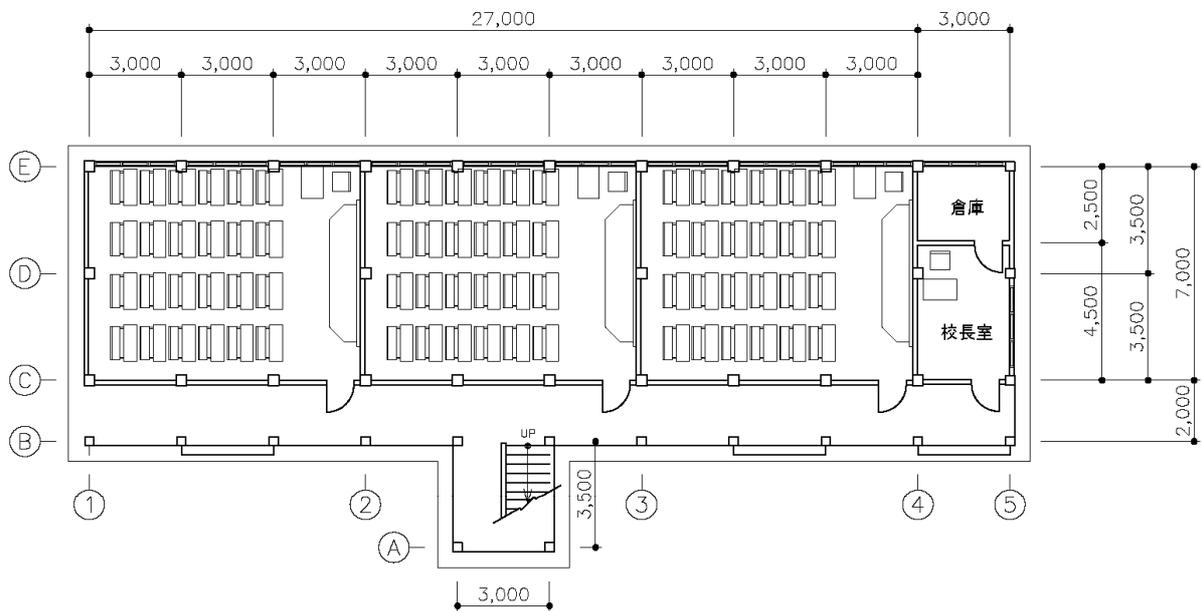
Aタイプ(2階建 3教室)(1/2)



Aタイプ(2階建3教室)(2/2)

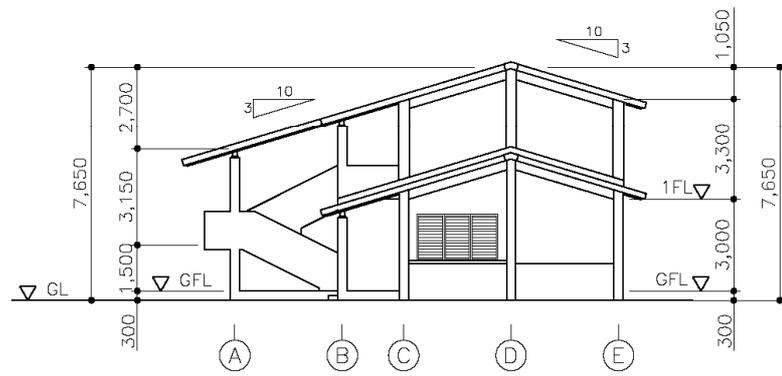
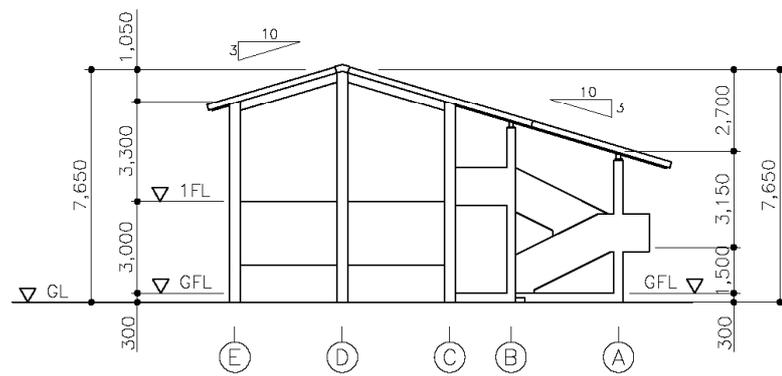
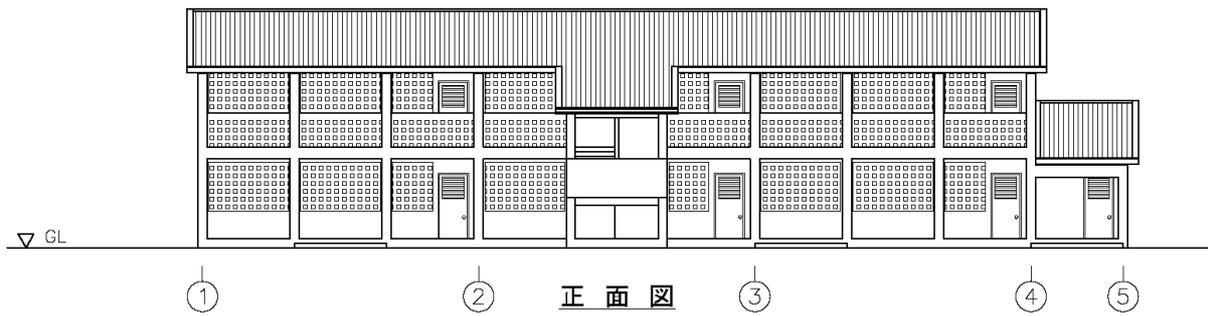
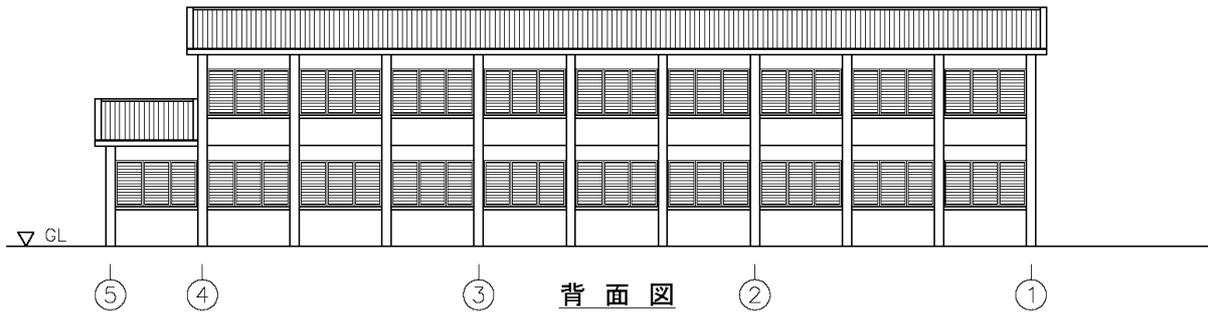


2階平面図

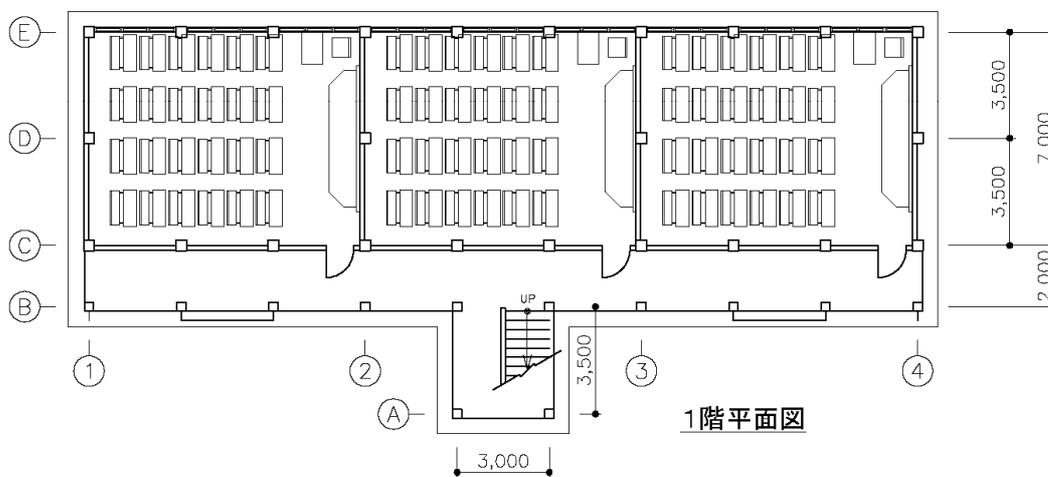
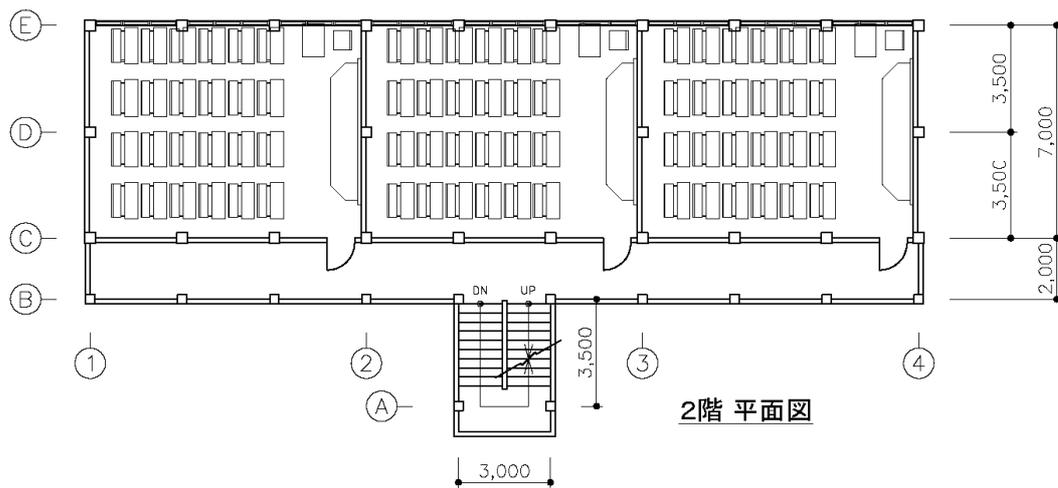
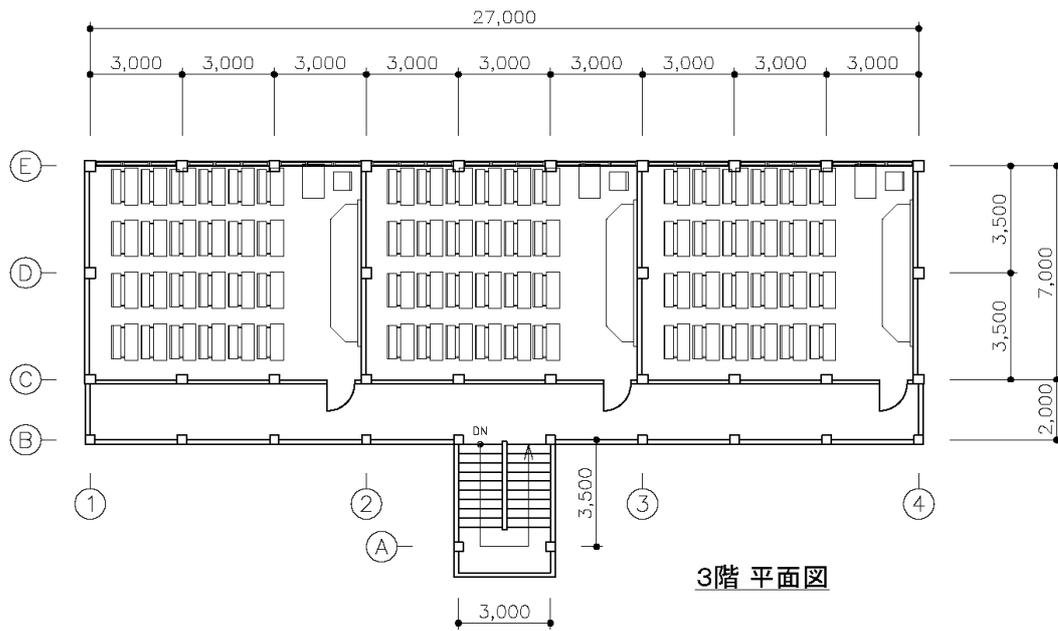


1階平面図

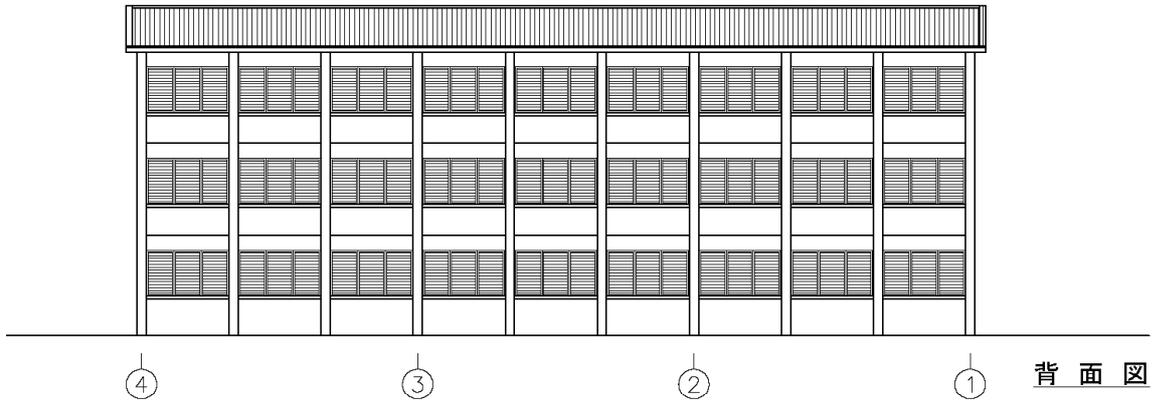
Bタイプ (2階建 3教室 + 校長室) (1/2)



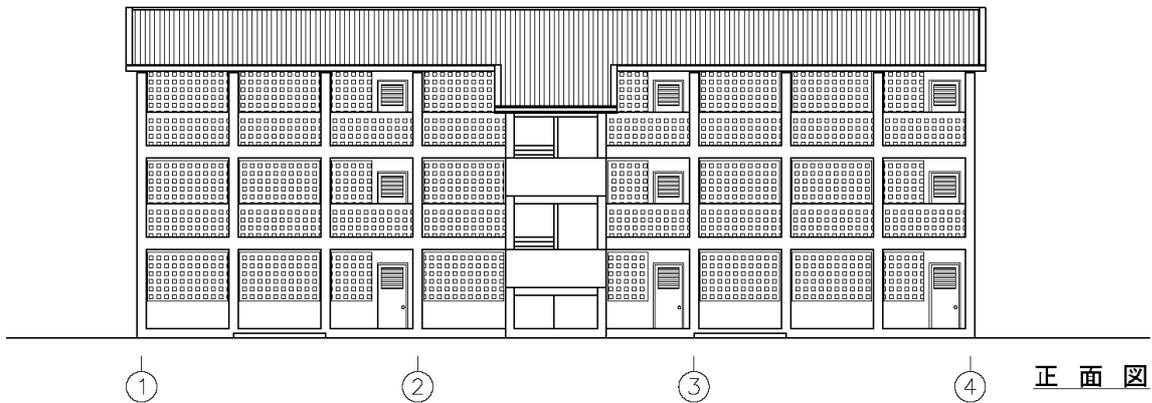
Bタイプ(2階建 3教室+校長室)(2/2)



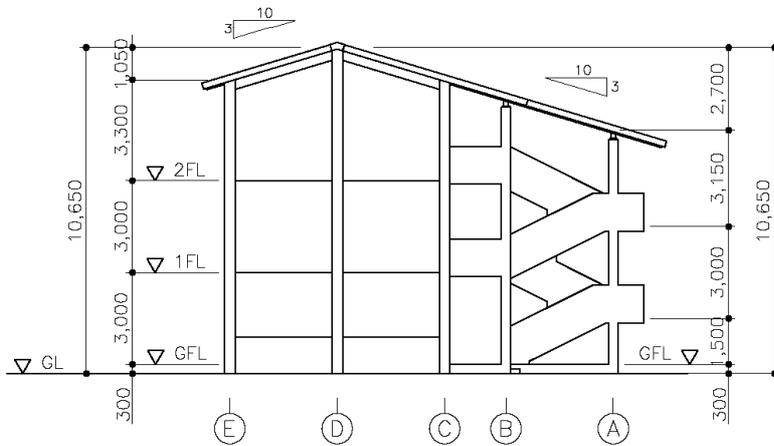
Cタイプ (3階建 3教室) (1/2)



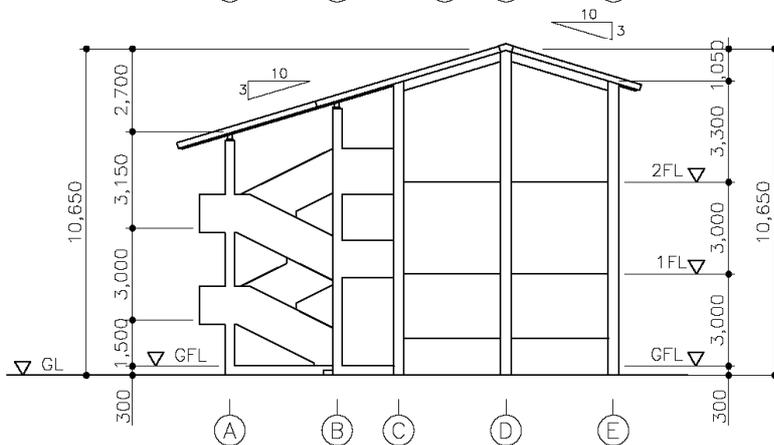
背面図



正面図

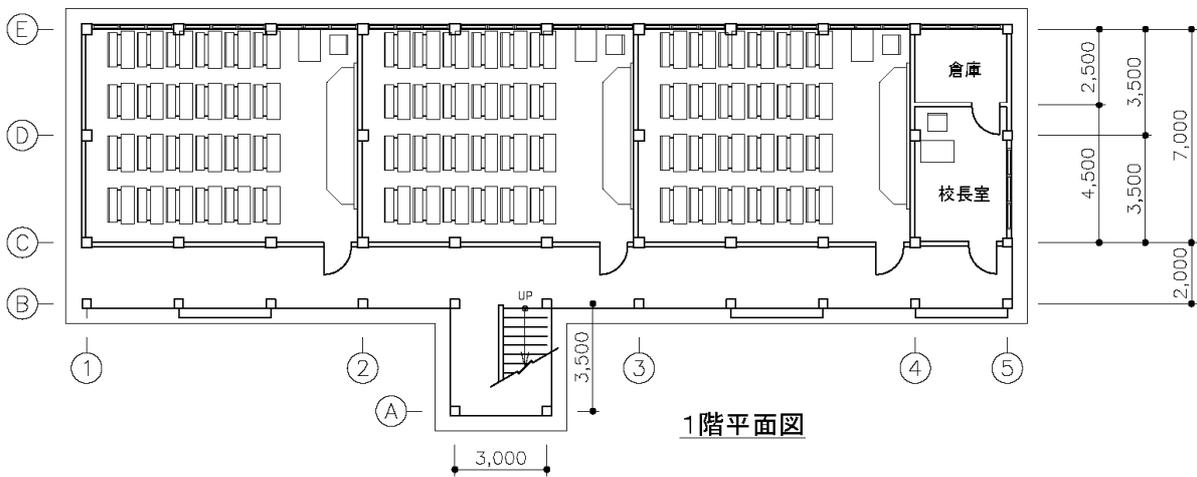
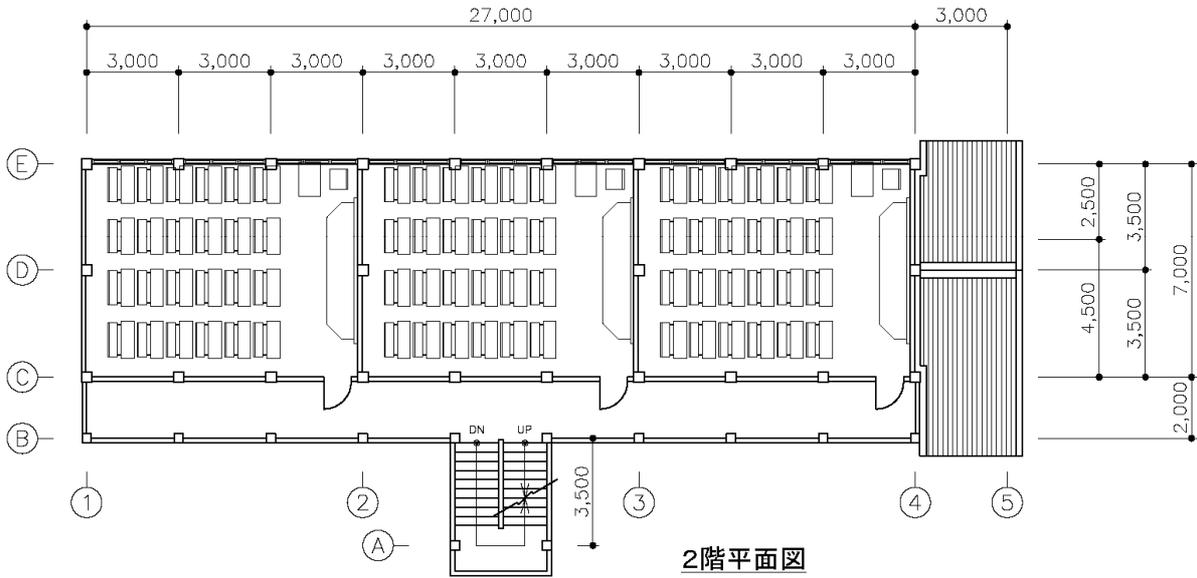
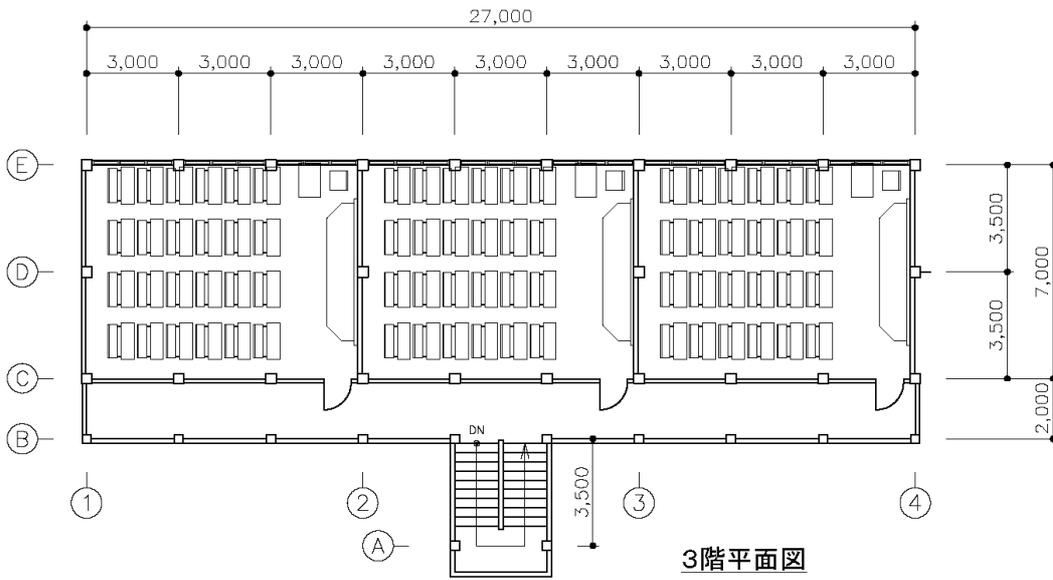


左側面図

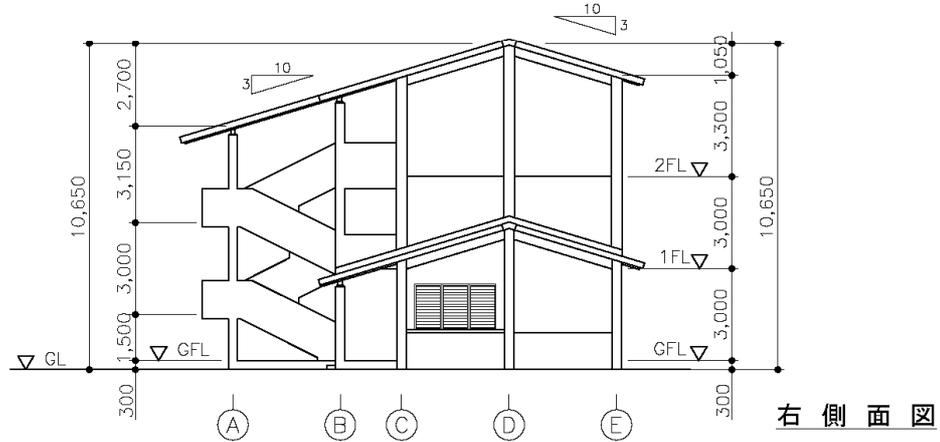
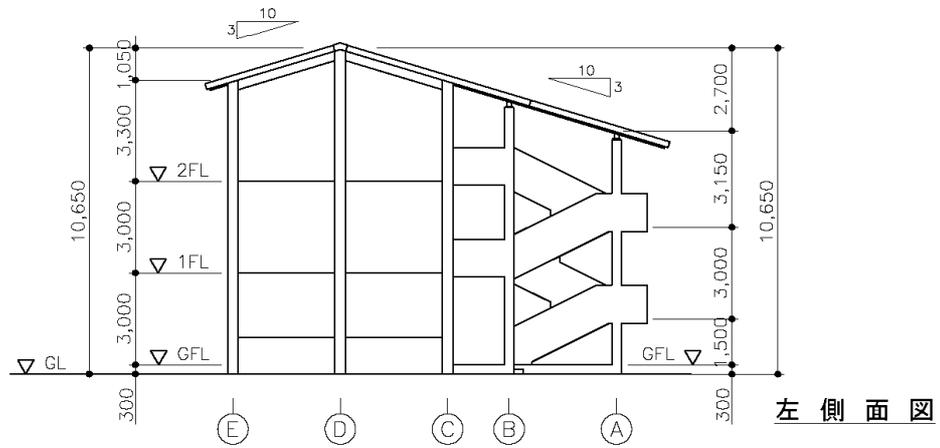
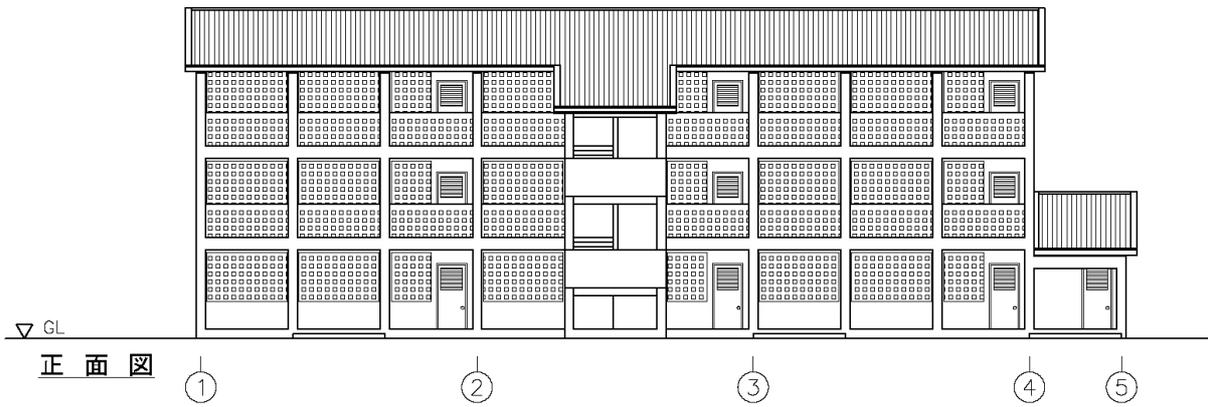
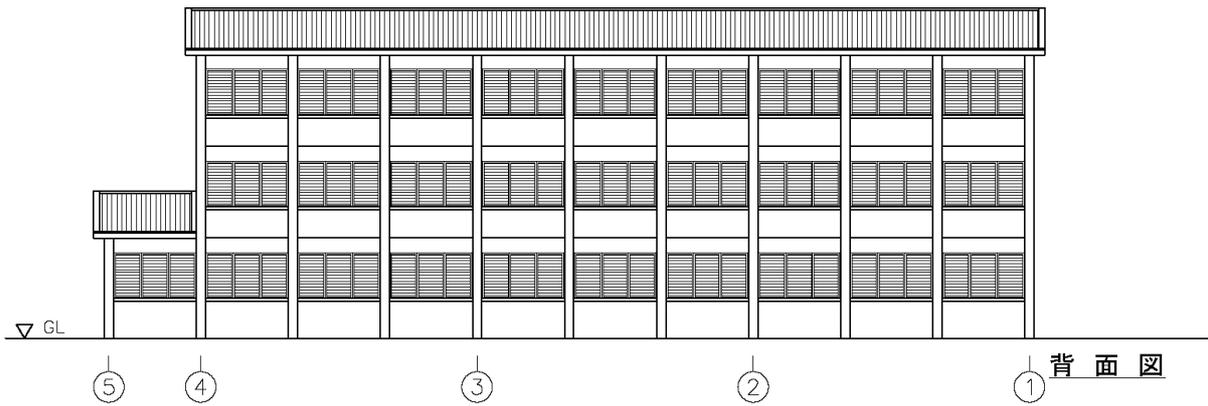


右側面図

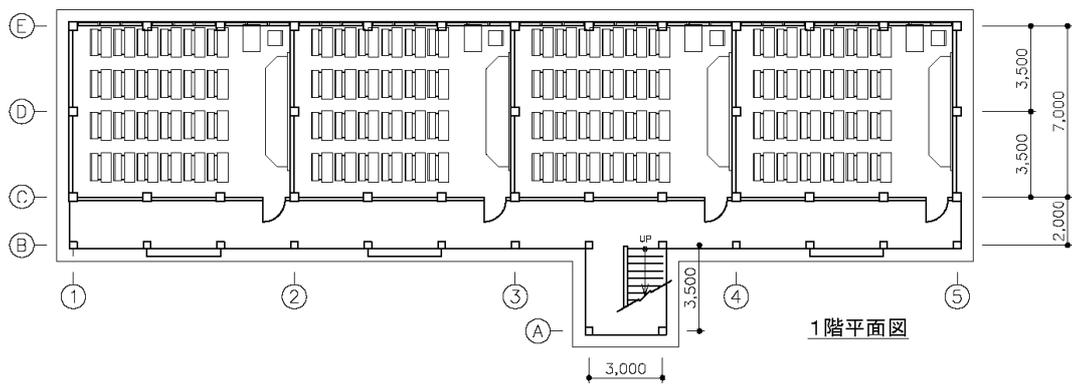
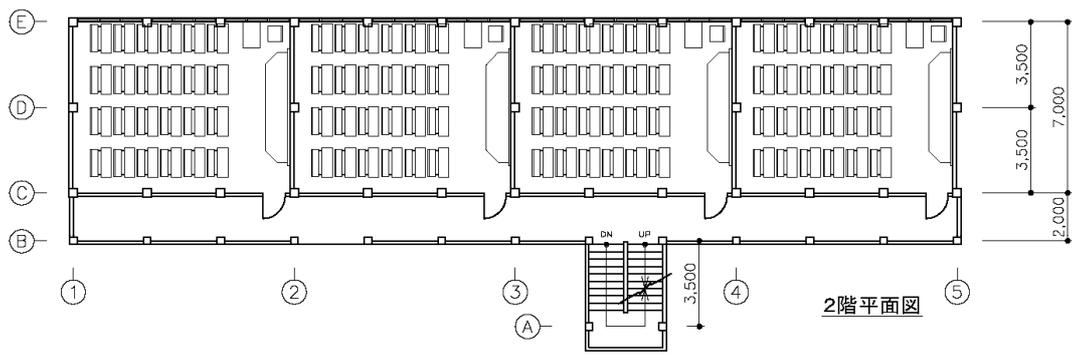
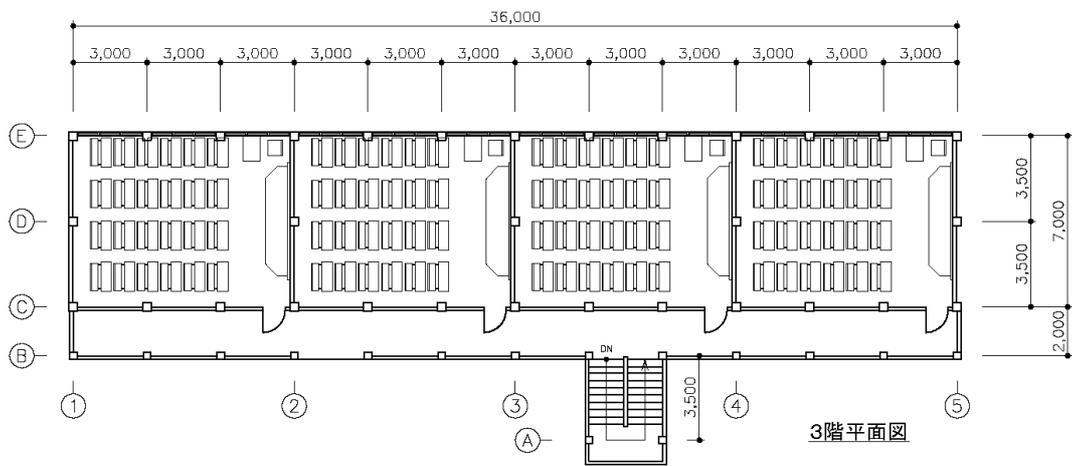
Cタイプ(3階建 3教室) (2/2)



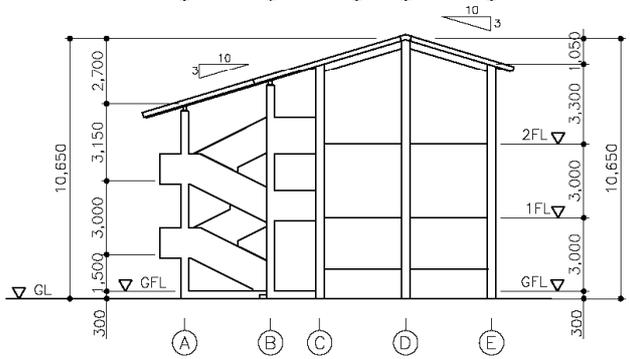
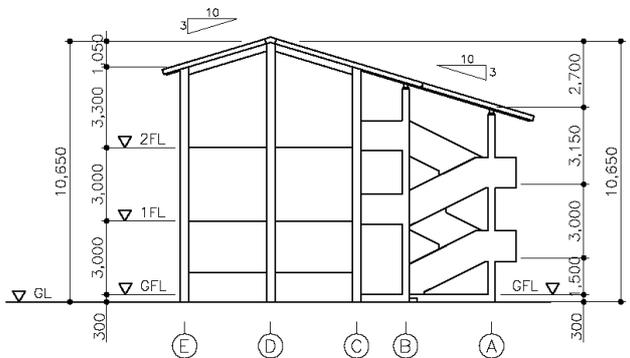
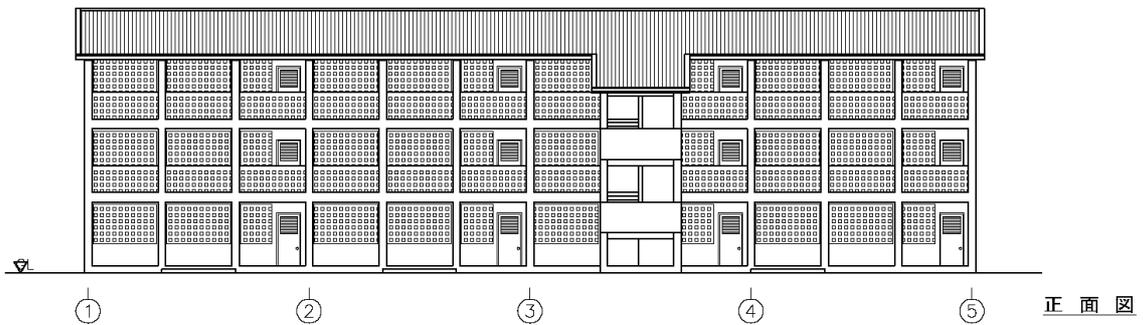
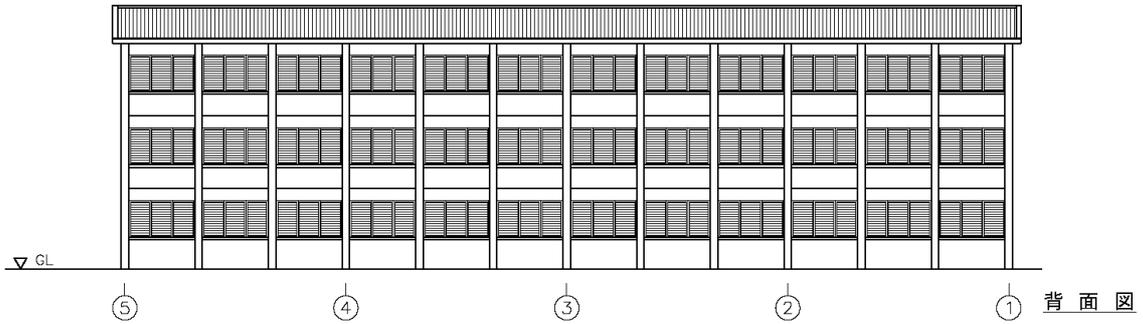
Dタイプ (3階建 3教室+校長室) (1/2)



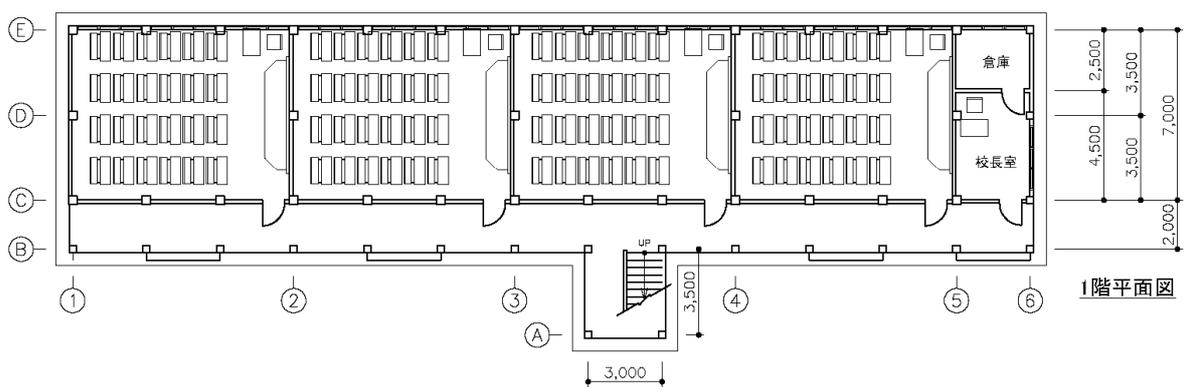
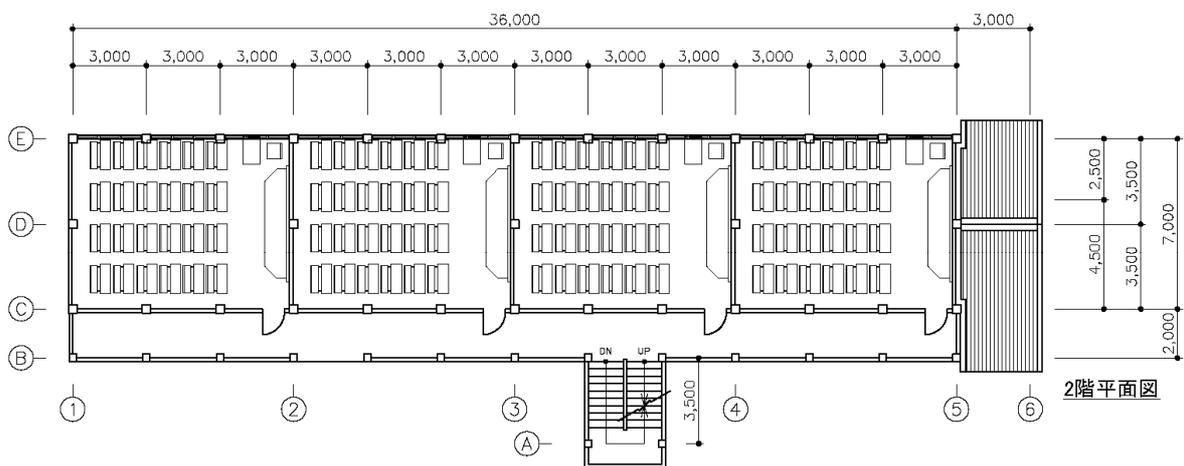
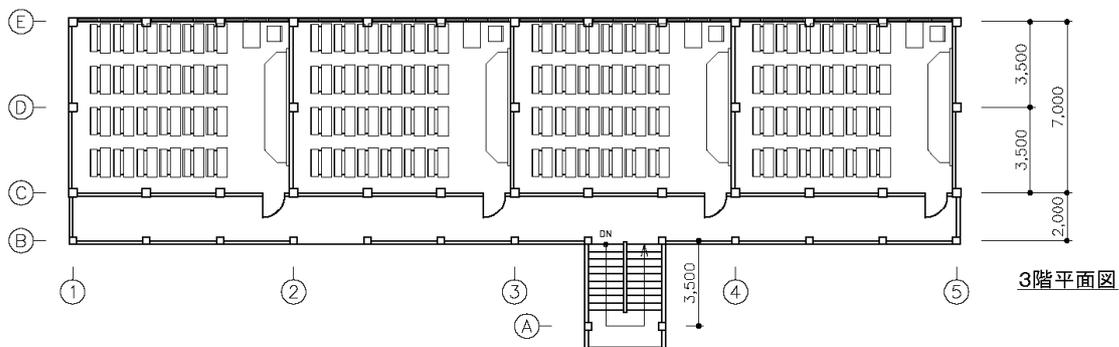
Dタイプ (3階建 3教室+校長室) (2/2)



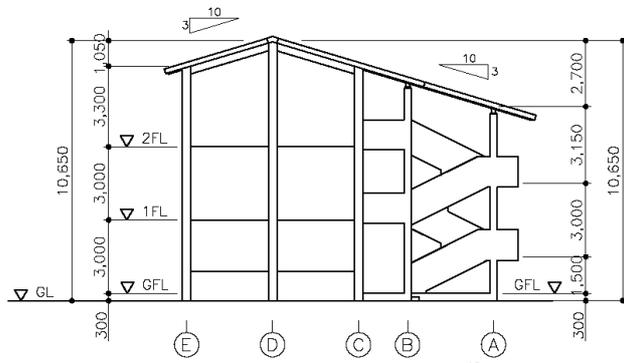
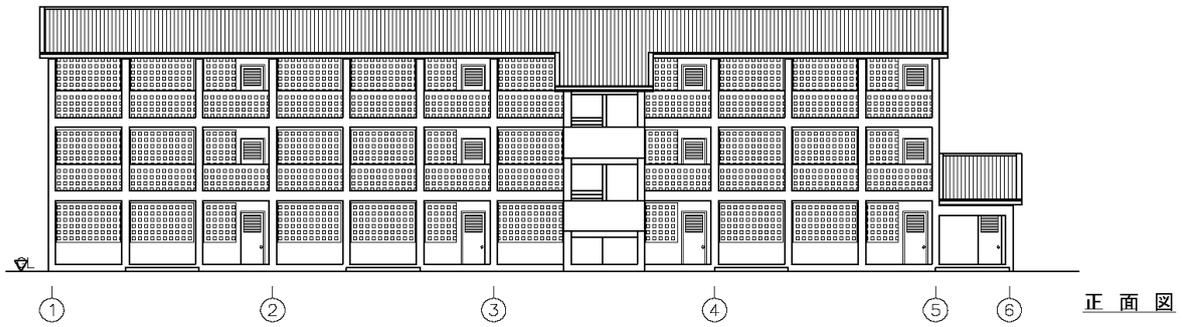
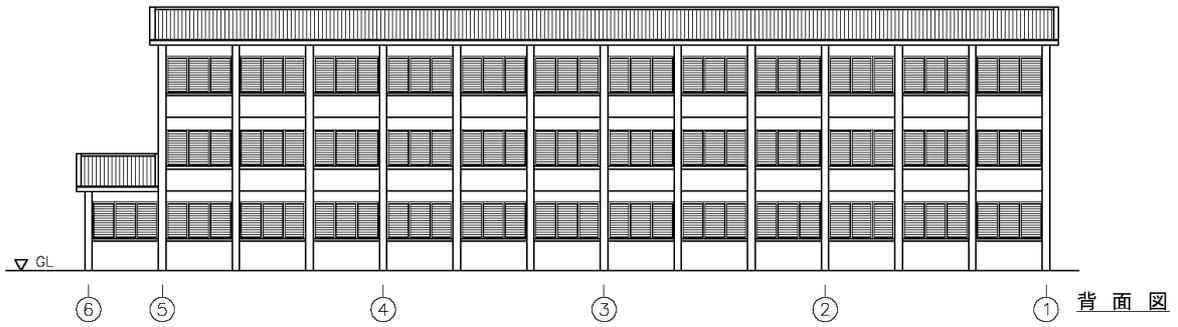
Eタイプ (3階建 4教室) (1/2)



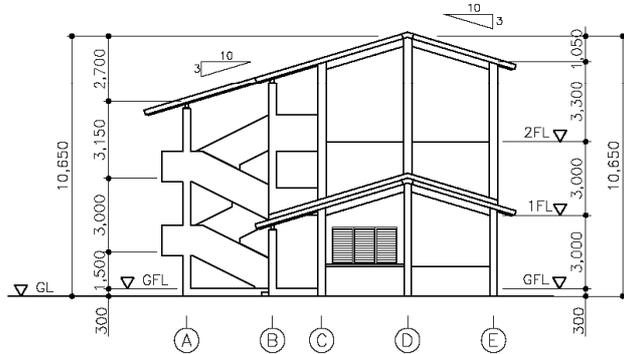
Eタイプ (3階建 4教室) (2/2)



Fタイプ (3階建 4教室 + 校長室) (1/2)



左側面図



右側面図

Fタイプ (3階建 4教室+校長室) (2/2)

Type	4ブース便所 平面図 (男子用2ブース及び女子用2ブース)	Type	5ブース便所 平面図 (男子用5ブースまたは女子用5ブース)	便所 標準断面図
TW4		TS5		<p>便所 床: コンクリート金ごてハードナー 壁: モルタル塗 エマルジョンペイント</p>
Type	6ブース便所 平面図 (男子用3ブース及び女子用3ブース)	Type	6ブース便所 平面図 (男子用6ブースまたは女子用6ブース)	
TW6		TS6		
Type	6ブース便所 立面図 (男子用3ブース及び女子用3ブース)			
TW6	<p style="text-align: center;">正面図 背面図 左側面図</p>			

3-2-4 施工計画

3-2-4-1 施工方針 / 調達方針

(1) 施工方針

本計画は、建設校舎がすべて2～3階建であり、高い施工技術を要するため、我が国の無償資金協力の枠組みに従って実施されるのが適切であると判断される。従って、本計画は我が国政府より事業実施の承認がなされ、両国政府による交換公文（E/N）が取り交わされた後に実施に移される。以下に本計画を実施に移す場合の基本事項及び特に配慮を要する点を示す。

1) 「ギ」国側事業実施体制

本計画の実施に係わる「ギ」国側の責任機関は協力省であり、実施機関は初等中等市民教育省 公立学校施設・機材局である。本計画を円滑に進めるために、初等中等市民教育省 公立学校施設・機材局は日本のコンサルタント及び請負業者と密接な連絡及び協議を行い、本計画を担当する責任者を選任し、本計画で建設される小学校の教室増設に関し職員及び各学校に計画の内容を十分に説明・理解させ、本計画の実施に対する協力を要請する必要がある。

2) コンサルタント

本計画の資材調達・施設建設を円滑に実施するため、日本のコンサルタントが初等中等市民教育省と設計監理業務契約を締結し、本計画に係わる実施設計と施工監理業務を実施する。コンサルタントは入札図書を作成すると共に、事業実施主体である初等中等市民教育省に対し、入札実施業務を代行する。また、コンサルタントは施工監理者を現地に常駐させ、品質管理・工程管理を含む施工監理を実施する。

3) 請負業者

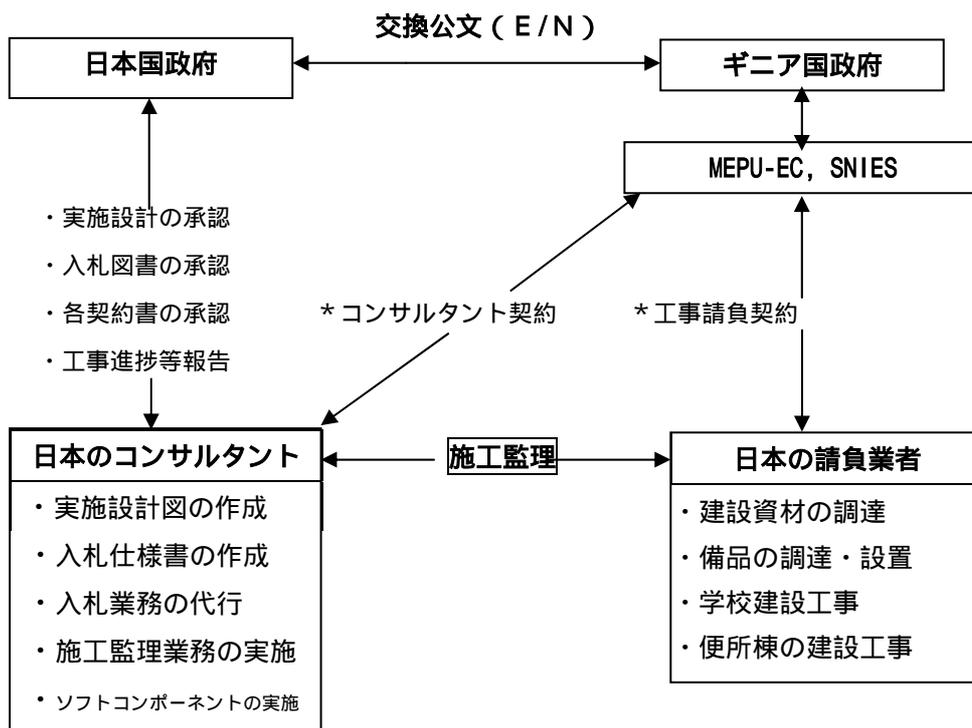
我が国の無償資金協力の枠組みに従って、公開入札により「ギ」国側から選定された日本国法人の請負業者が、本計画の施設建設及び資材調達を実施する。工期は各期約1年と想定され、工期内に確実に完成させることが求められる。請負業者には、特に本計画では軟弱地盤に対する施工実績や極少用地での安全・確実な施工能力・施工実績、また極狭の資材搬入路における資機材搬入・搬出計画能力、さらには生徒や近隣住民への十分な安全対策を実施できる能力が要求される。本計画の完成後も、アフターケアが十分に実施できる能力を有することも重要である。

4) 技術者派遣の必要性

本計画の施設建設は、資材調達、国内輸送、現場工事等からなる工事であり、お互いに調整のとれた管理が必要である。現地建設業者は、施工図・製作図に基づく品質管理に熟練しておらず、特に安全な仮設計画や工程管理能力は充分とはいえない。また、建設サイトが複数同時に実施されるため、工事全体を一貫して管理・指導出来る請負業者の現場主任を日本から派遣することが必要と判断される。

5) 計画実施に関する全体的な関係

施工監理時を含め、本計画の実施担当者の相互関係は、次図の通りである。



* 備考：コンサルタント契約及び業者契約は日本国政府の認証が必要である。

図 3-2 事業実施関係図

6) 施工の基本方針

- ◇ 期分けにて施工する。
- ◇ 安全管理・工程管理を優先方針とし、品質管理を確実に行う。
- ◇ 品質管理・工程管理を確実に実施するため、現地の建設実績を多く有し、調達能力及び労務管理能力に精通した現地業者及び現地コンサルタントを効率的に活用する。
- ◇ 複数校の工事が同時進行となるため、複数の現地業者を活用し、工程管理が確実に行われる施工実施体制を計画する。
- ◇ 校内及び市内での工事となるため、既設校舎及び近隣の建設物の妨げとならないよう、工事中の騒音や振動には最大限の注意を行う。
- ◇ 2階建て及び3階建ての建設工事となるため、特に作業員の転落防止や工事資材の落下防止に留意する。

(2) 調達方針

基本的に現地市場で調達できる建設資材を選定するが、鉄筋や鋼材などは品質確保の為、セネガル国などの第3国で調達する計画とする。また現地市場調達の資材についても、第3国からの輸入品であることが多いので、在庫量の確認や品質保証など、施工計画に沿った綿密な調達を立案する。

3-2-4-2 施工・調達上の留意事項

(1) 工程計画

建設工事を円滑に進行させるためには、綿密な施工計画の立案が必要である。特に本計画では下記の点に留意する。

- ◆ 各学校とも敷地が概して狭いので、既存校舎の位置関係や搬入路の状況及び周辺状況に充分配慮した工程計画とする。
- ◆ 雨期最盛期（7月～8月）には、校庭内に雨水が侵入する学校も有り、「ギ」国の気象状況を十分に考慮した工程計画とする。
- ◆ 学校の位置関係は市内及び市外地に分散しているので、仮設資材及び建設用機械の計画的・効率的な運用計画を行う。
- ◆ 近隣住民の妨げにならない工法における工程計画とする。

(2) 仮囲いと安全対策

新校舎建設中も授業は行われるので、生徒や学校関係者および工事関係者の安全確保の為、それぞれの動線を分離する必要があるが、分離することが困難な学校がある。従って、仮囲いの他に、警備員を各学校に数名配置するなど、可能な限りの安全対策を施す計画とする。

(3) 現地建築業者

1) 熟練工

既存建築物に於いては仕上げ材の剥がれや、割れ、色むら、あるいは壁面の湾曲などが多く見受けられる様に、熟練工は少ない上に、技術レベルも高いとは言えない。また、専門業化されていない為に、一人の職工が複数の工事を行っている場合が多い。本計画実施に於いても、熟練工の調達には、その技術能力を充分確認する必要がある。

2) 品質確保の為の方針

前述したように、「ギ」国では各技能工は専門業化されていないため、個々の技術レベルの統一をはかり一定の品質を確保するためには、特に詳細な施工図・製作図に従って工事を進めることを徹底して行う。工事段階ごとの出来形確認と、技術指導によって、全体的な技術能力及び品質の向上をはかる必要があることから、各職ごとの現地建築業者側の監督は不可欠である。

(5) 建築手続

建築手続は、施工前に都市計画住宅省に申請し、許可を得る必要がある。建設許可申請必要書類は表 3-11 にあり、建築許可・竣工証明書発行の手続きは図 3-3 のようになる。

表 3-11 建設許可申請必要書類

	フランス語	日本語	部数
1	Le plan de masse	全体図	1
2	L'arrêté d'occupation	土地権利書（県、省庁からの公式な書類）	1
3	Le plan d'implantation	配置図（建物の配置図）	3
4	Les plans d'architectures	設計図関連（立面図、側面図、断面図、他詳細図など）	3
5	Les plans de ferrailage pour les bâtiments à étage	鉄筋配筋図（2階建て以上）	3
6	Le devis descriptif	仕様書	3
7	Le plan de la fosse septique	浄化槽の図面（排水構造など）	3
8	Le plan de sondage pour les bâtiments de R + 2 et plus	土質調査（ボーリング）表（3階建て以上）	1

- ❖ 1、2に関しては、SNIESが、必要書類を準備する。
- ❖ 初等中等市民教育大臣から都市計画住宅大臣に建築許可申請をする。その際に、上記書類を提出（タイミングは、業者が決定して施工に入る前）。
- ❖ その後、都市計画住宅大臣から同省の建築・建設・不動産局（Direction Architecture, Construction, Patrimoines Immobilières (DACPI)）に対して、書類の審査を指示。同局の各課（例えば建築課（Division Architecture）、建設課（Division Construction）などに担当分野の書類審査を行わせる。ただし、日本の無償資金協力の場合、入札図書（ドラフト）ができた段階で、SNIESの承認を取るためにドラフトを提出し、DACPIの意見も事前に聞いておくので問題はない。
- ❖ 許可が下りるのは、DACPIの書類審査が始まってから約2週間程度（個人、民間の建設の場合は通常45日かかるが、行政（公共）の場合は最大2週間）。

なお、空港周辺に対しては、「コナクリ - グベシア空港を中心とした4000mの範囲（直径4000m）では、（建築物は）海拔から45mを超えてはならない。」との規制があるが、コナクリ市グベシアポールII小学校の計画サイトは海拔約20mのため問題はない。

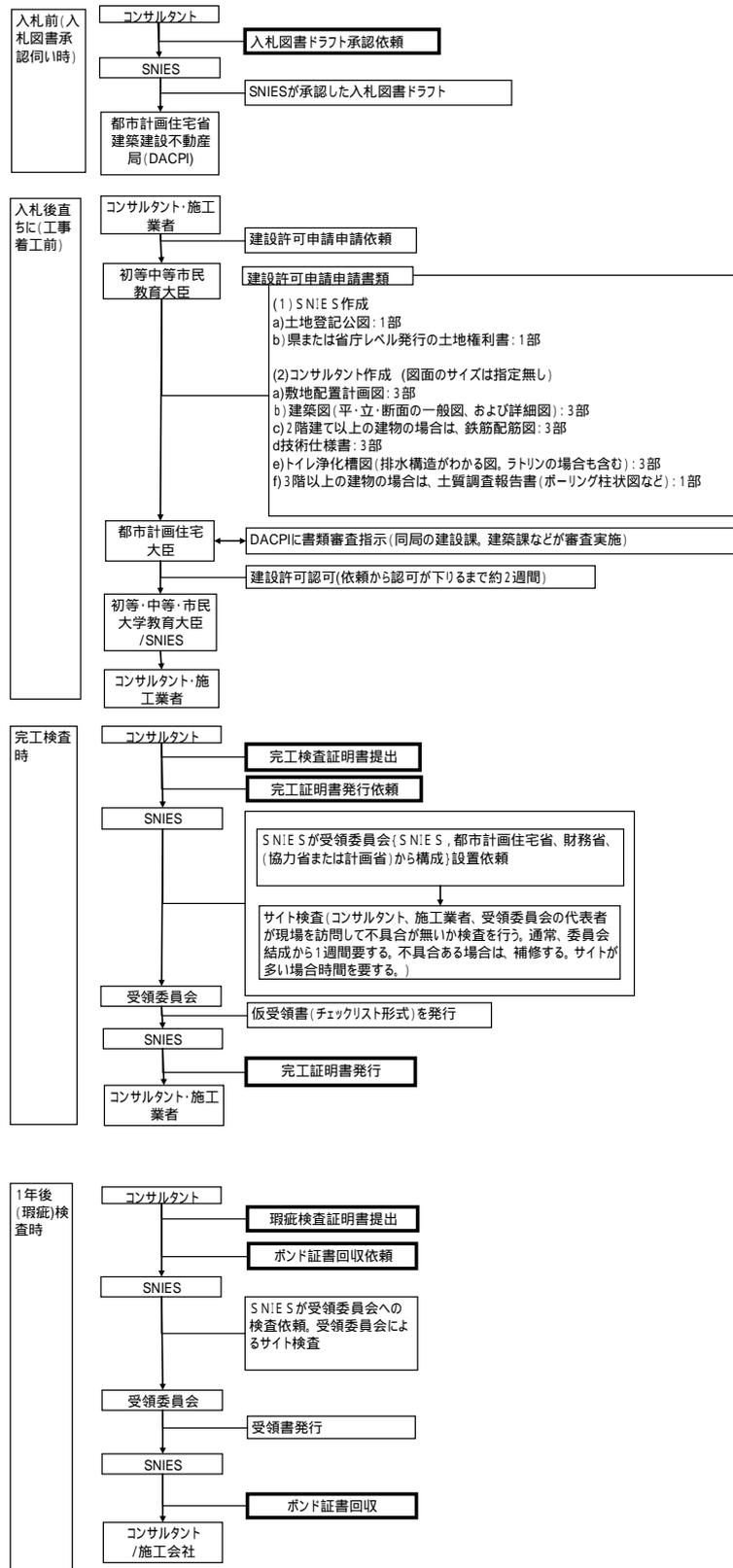


図 3-3 建築許可及び竣工証明書発行のフロー

3-2-4-3 施工区分

日本側と「ギ」国側の施工区分は次表のとおりである。

表 3-12 日本側と「ギ」国側の施工区分

施 工 項 目	施 工 区 分		備 考
	日本国側	「ギ」国側	
1. 校舎建設			
(1) 建設用地（敷地）の確保および造成工事		○	支障木等の伐採含む
(2) 仮設用地の提供		○	建設資材置場等
(3) 建設場所の仮囲い、他、仮設工事	○		
(4) 建設敷地へのアクセス確保		○	
(5) 校舎（教室）本体の建設工事	○		
(6) 学校用恒久フェンス、ゲート		○	
(7) 代替教室の確保、老朽化教室の取壊し・撤去		○	
2. 便所棟建設			
(1) 建設用地（敷地）の確保および造成工事		○	支障木等の伐採含む
(2) 建設場所の仮囲い、他、仮設工事	○		
(3) 便所棟の建設工事	○		
3. 給排水工事			
(1) 工事敷地内雨水排水工事	○		
(2) 給水工事、工事敷地外排水工事		○	
(3) 水道局への申請		○	
4. 備品調達・製作・設置			(増設教室分のみ)
(1) 黒板	○		建築工事に含む
(2) 教室内先生/生徒用机/椅子、新設校長室用机・椅子・キャビネット	○		
5. その他			
(1) 建設許可申請		○	

(注) : ○印が施工区分を表す。

3-2-4-4 施工監理計画/品質管理計画

我が国の無償資金協力制度に基づき、コンサルタントは基本設計の趣旨を踏まえ、実施設計業務・施工監理業務について一貫したプロジェクトチームを編成し、円滑な業務実施を図る。コンサルタントは施工監理段階に於いて、本計画対象地域が「ギ」国における様々な事情を十分に認識すると同時に、各学校の工程管理、品質管理、出来形管理及び安全管理の整合性を保たなければならない。

(1) 施工監理/調達監理の基本方針

コンサルタントは、工事が所定の工期内に完成するよう工事及び資機材調達の進捗を監理し、契約書に示された品質、出来形及び資機材の納期を確保すると共に、現場での工事が安全に実施されるように、請負業者を監理・指導することを基本方針とする。

以下に主要な施工監理/調達監理上の留意点を示す。

1) 工程管理

請負業者が契約書に示された納期を守るために、契約時に計画した実施工程と、その実際の進捗状況との比較を各月、または各週に行い、工程遅延が予測されるときは、請負業者に対し注意を促すと共に、

その対策案の提出と実施を求め、契約工期内に工事及び資機材の納入が完了する様に指導を行う。

計画工程と進捗工程の比較は主として以下の項目による。

- 工事出来高確認（建設資材調達状況及び工事進捗状況）
- 資機材搬入実績確認（建設資機材及び備品）
- 仮設工事及び建設機械準備状況の確認（必要に応じて）
- 技術者、技能工、労務者等の歩掛と実数の確認

2) 品質、出来形管理

建設された施設及び製作・納入された建設資材が、契約図書で要求されている施設及び資機材の品質、出来形を満足しているかどうかを、下記項目に基づき管理を実施する。確認及び照査結果、品質や出来形の確保が危ぶまれるとき、コンサルタントは直ちに請負業者に訂正、変更、修正を求める。

- 建設工事施工図及び使用資材仕様書の照査
- 備品・建具の製作図及び仕様書の照査
- 資機材の製造・生産現場への立会い又は検査結果の照査（必要に応じて）
- 出来形・仕上り状況の監理・確認

表 3-13 主な品質管理計画

工事名称	品質監理項目	検査方法	検査頻度	
土工事	締め固め度	目視検査	基礎底面全箇所	
埋戻し工事	搬入土質検査	粒度試験	土取場 1 箇所	
型枠工事	出来形	目視・寸法検査・写真	全部材	
鉄筋・鉄骨工事	材料	ミルシート検査	ロット毎	
	組立検査	目視検査	全部材	
コンクリート工事	材料	セメント	部位毎	
		骨材		: 強度試験
		水		: 粒度試験 : 水質試験
試験練り	温度・スランプ・空気量	コンクリート打設前 部位毎に供試体採取		
	圧縮強度試験	部位毎に供試体採取 現場封かん養生 採取後 7 日・28 日強度試験		

本計画で現地調達可能な建設工事用資材については、「ギ」国産または第三国製が大半を占めるため、現場搬入前の入念な品質検査は不可欠である。これらは、日本国製品に比べ製作・製造段階での品質管理が徹底されておらず品質のバラツキがあるためである。

なお、現場において製造・施工される物（モルタル等）の品質管理においては、施工計画策定段階での施工管理基準に倣った規定を設け品質管理の指針とする。

3) 安全管理

請負業者の安全管理責任者と協議・協力し、建設期間中の現場での労働災害及び、第三者（特に生徒・生徒）に対する傷害及び事故を未然に防止するための管理を行う。現場での安全管理に関する留意点は以下の通りである。

- 安全管理規定の制定と管理者の選任
- 建設機械類の定期点検の実施による災害の防止
- 工事用車両、運搬機械等の運行ルート策定と安全走行の徹底
- 安全施設設置及び定期的な点検
- 労働者に対する福利厚生対策と休日取得の励行

3-2-4-5 資機材調達計画

本計画で調達・建設される資材の大半は「ギ」国で調達可能である。本計画地における土木・建築工事用資機材のうち、骨材、セメント、木材、塗料などは、「ギ」国産又は第三国産があり、数多く市場に出回っているため、現地での入手が容易である。また、建設機械及び運搬車輛についても、現地でリースまたは調達が可能であり、本計画の実施上特に支障はない。

建設資材の調達状況は下記の通りである。

表 3-14 資機材調達リスト

資機材名	調達先	生産地		備考
	現地	現地産	輸入品	
建設工事				
ポルトランドセメント				国内生産も1社独占で、供給不足。
コンクリート用骨材（砂、砂利）				国内入手可能。
型枠材				国内入手可能。変形に注意
鉄筋				材料輸入、国内で加工
鉄骨				材料輸入、国内で加工
有孔ブロック				国内生産。大量生産はしていないが問題なし。
コンクリートブロック				国内生産。大量生産はしていないが問題なし。
磁器タイル				輸入に頼る
合板				国内入手可能。変形に注意。
木材				国内入手可能。変形に注意。
波型亜鉛鉄板				材料輸入、国内で加工。量は問題なし。
アルミニウム屋根材				輸入に頼る
アルミニウム亜鉛メッキ鋼板 （アルジンク屋根材）				材料輸入。国内で加工。量は問題なし。
アスファルト繊維板				輸入品であり、量の確保が問題。
塗装材				国内で種類、量とも確保に問題なし。
鋼製ドア、窓				国内で製作可能。
木製ドア、窓				国内で製作可能。
アルミドア、窓				輸入に頼る
鋼製可動ルーバー（ジャロジー）				輸入に頼る
木製家具				国内で製作可能。
スチールフレーム家具				国内で製作可能。
給排水設備工事				
PVC管				輸入に頼る
金属製配管類				輸入に頼る
配管金物				輸入に頼る
衛生陶器				輸入に頼る
水洗金物				輸入に頼る

3-2-4-6 ソフトコンポーネント計画

(1) ソフトコンポーネントを計画する背景

学校施設の運営・維持管理は学校、父母会（APEAE）、地域社会、行政などの協力のもとに実施している。

国庫負担である教員給与、教科書、電気・水料金を除いた学校の運営維持管理費は全額、学校の父母会負担（父母から一定の負担金を徴収）及び寄付等で賄っている。父母負担金の資金管理は従来以上に計画性、透明性、徴収策の向上等が求められているが、それらに関しまだ何らの指導・研修を受けておらず過渡期にあることが判明した。

一方、小学校で整備中の学校開発委員会（CDE）は、広く学校、父母会、地域社会などから構成されることとなっており、EPTのギニア小学校教育改善支援プログラム（PAREEG）により、1教室当たり20米ドル、1生徒当たり0.75米ドルの支援を受けられる。PAREEGは2005/06年度で15%、2006/07年度で60%、2007/08年度で100%の小学校をカバーするよう計画している。中学校では中学校教育改善支援プログラム（PARPES）が進行中である。

1) 小学校の現状と問題点

新設校では新たな体制をつくるのに時間を要するため小学校の場合は、総じて父母会の活動は活発で、地域の有力者・住民の理解も高く、総力をあげて学校の運営維持管理に努めている。また、過去の我が国の協力で作成した維持管理マニュアルは協力対象校以外で配布された学校もあり、各学校とも実践に努めている。ところが、施設の修理状況、トイレ清掃及びピットの汚物除去、学校全般の清掃等は、学校によって差があることが判明した。

維持管理資金は、十分な金額とは言えないが、収入支出は帳簿に記帳され監査を受けている。しかし、場当たり的に支出している学校が多く、収入計画に基づいた計画的な支出管理への実施指導が欠かせない。これは、父母会及び学校管理者の指導力不足、維持管理マニュアルの不徹底、計画的資金管理の不足等が起因していると思われる、今後啓蒙活動、実践指導が必要と判断される。

2) 中学校の現状と問題点

中学校の場合は、父母会の活動及び住民の協力は見られるが組織力がまだ不十分で、維持管理マニュアルにも手がついていない。従って、小学校よりも維持管理に対する支援を必要としている。

3) 行政の現状と問題点

行政側は、初等中等市民教育省をトップとして、各県及びコナクリ特別市の教育局、さらにその下の各区（コミュン）教育局があり、各学校管理・指導を行なっている。しかし、総じて管理体制は弱く、特に維持管理に関しては、ほとんど各学校任せになっている。

EUによるPASEBプロジェクトでは、対象校73校に対し維持管理の技術指導を行なっているが、対象地域は地方部であり、本計画との重複はない。

初等中等市民教育省は、一層の学校運営維持管理向上のため、行政側と学校、父母会、地域社会等、学校関連組織の共同・連携を目指している。また、過去の我が国の援助で作成されたマニュアル及び EU 支援プロジェクトで作成されたマニュアルをもとに新たな一般的な維持管理マニュアルを作成し、総合的なガイドラインの策定を推し進めている。これは、中学校への適用も意図されており、CDE をも対象とした、詳しい内容となっている。

しかしながら、各学校への普及・指導にあたっては、予算・人的制約から、EU による PASEB プロジェクトの対象小学校 73 校以外は困難とし、マニュアル完成後の各学校への配布、啓蒙活動・実施指導の計画はなく、各校で適切に維持管理ができるまでのロードマップができていないため、同局は本プロジェクト対象校へのマニュアルの普及・指導、啓蒙活動を切望している。

また、過去の我が国の援助で作成された小学校施設維持管理マニュアルには給水設備に係る内容が十分でないので、給水設備・水の使い方・衛生などに関する内容を追加・改善することも求められる。これは、上記の初等中等市民教育省マニュアルより簡単な内容であり、小中学校の父母会を対象として、実効性の高いツールとすることが考えられる。

以上から、本計画により建設される学校施設が円滑かつ持続的に運営維持管理されるために、計画対象校 27 校への以下の内容のソフトコンポーネント協力が必要かつ妥当と判断される。本ソフトコンポーネントの成果は他の学校への波及も期待出来るものである。なお、学校開発委員会 (CDE) に関しては現在整備中であり、父母会との役割分担もまだ明確ではないので、主に父母会による学校施設維持管理及び行政の強化に焦点を当てる。

以上、現状の問題点とその改善案をまとめると次表のようになる。

表 3-15 現状の問題点とその改善案

対象	現状の問題点	改善案	ソフトコンポーネントの可能性
既存小学校 (16 校)	・学校維持管理マニュアルが行き渡っていない。 ・マニュアルの実践が伴わず、学校によっては汚く、壊れたまま補修されずに放置されるなど、問題がある。	・維持管理マニュアルを修正し、各学校に常備させる。 ・マニュアルの実施指導、啓蒙活動を行い、維持管理が適切に行なわれるようにする。	・マニュアルの改善指導をする。 ・マニュアルの実施指導、啓蒙活動を支援する。
既設中学校 (2 校)	・小学校よりも父母会活動が弱体である。 ・マニュアルの整備はされていない。	・新たに維持管理マニュアルを各学校に常備し、実施指導、啓蒙活動を行い、維持管理が適切に行なわれるようにする。	同上。
新設小中学校 (9 校)	・父母会の組織化、指導は主に校長の個人的資質による。	・維持管理マニュアルを活用した父母会活動が指導され、維持管理が行なわれる。	同上。
行政	・維持管理に関し、行政と各学校の関わりが弱い。 ・小学校では統一的維持管理マニュアルを作成中であるが、その配布、指導、普及の計画がない。	・行政と各学校の関係を強化し、行政から学校への指導及び現状把握、また学校から行政への報告・相談が行なわれるようにする。 ・改善された維持管理マニュアルを各校に配布し、実施指導、啓蒙活動を行なう。	・維持管理に係る組織を作り、その活動が活発になるよう支援する。

(2) ソフトコンポーネントの目標

本計画対象施設の運営維持管理が、行政が関与した体制において、運営維持管理の主な担い手である対象校の父母会・地域社会及び学校により持続的かつ円滑に行われることを目標とする。持続的かつ円滑な維持管理が確実に行われるよう、本ソフトコンポーネントは以下の目的に沿って行う。

- 1) 上位機関である初等中等市民教育省が維持管理マニュアルをベースに主体的に各学校の維持管理改善に関わる体制の準備が出来る。
- 2) 対象校の父母会・地域社会及び学校管理者・教員が、維持管理の必要性を理解し、組織的な取り組みが行なわれるようになる。
- 3) 対象校の父母会が、学校施設維持管理計画・資金計画を自主的に立て、維持管理資金を積み立て、かつ計画的に適正に支出する。学校運営維持管理費台帳を作成し、記帳する。

(3) ソフトコンポーネントの成果

ソフトコンポーネントの成果は以下に示す通りである。

- 1) 過去の我が国協力で整備された維持管理マニュアルの改訂版を作成する。
- 2) 既存校では実施要領が再啓蒙される。新設校では新たに父母会が組織され、改訂版マニュアルが配布・常備される。
- 3) 本計画の学校建物（屋根、外壁、内壁、戸、窓、床等）及び便所の基礎的な構造が理解され、給水設備、囲い堀、校庭等を含めた学校全体の施設維持管理・衛生管理が持続的に行われる。
- 4) 父母会が自身で、短期（1年）・中期（2～5年）の維持管理計画及び資金計画が立てられる。
- 5) 維持管理の進捗・実績が把握され、期中の計画的な資金支出が成される。
- 6) 初等中等市民教育省初等教育局及び中等教育局 / 対象地域の教育局（行政側）が関わることにより、行政側と学校側とのコミュニケーション機会を通じ行政側の学校現場理解が増すとともに、他校への普及を促進する。

(4) ソフトコンポーネントの活動（投入計画）

本計画対象施設の維持管理方法を具体的に理解し実践してもらうために以下の活動を実施する。

1) 行政側への説明

ソフトコンポーネントの実施にあたっては、基本的に初等中等市民教育省 初等教育局作成の総合ガイドラインを重視する。コンサルタントは NGO の協力の下、ソフトコンポーネントの狙い、目的、実施内容、活動スケジュールについて行政側に対して説明し、理解を徹底させる。

第1期計画対象校は、新設小学校及び既設・新設中学校であり、ほとんど基礎から学校の維持管理体制を作り上げる必要がある。新設校では新たな体制をつくるのに時間を要するため、ソフトコンポーネントは建設工事第1期中間からの開始とする。

2) タスクフォース・ソフトコンポーネント委員会の設置

開始直後、行政側は、ソフトコンポーネントの円滑な実施とソフトコンポーネント終了後の持続的運用を促進するため、タスクフォースを設置する。同タスクフォースは、ソフトコンポーネントの実質的

窓口となり、推進を行うと共に、本計画期間中または必要に応じ本計画終了後も本施設の維持管理が持続的かつ円滑に行われるようソフトコンポーネント委員会（仮称）を設置し定期的に主催する。これはソフトコンポーネントの達成状況把握、意見交換、課題討議の場とする。同委員会の構成はタスクフォースメンバー、父母会・地域社会住民並びに学校管理者・教員とする。

3) 過去に我が国の援助で作成された維持管理マニュアルの改善

開始直後、タスクフォースが中心となり、過去に我が国の援助で作成された維持管理マニュアルを改善する。過去の我が国の協力以降の実際の維持管理活動に関し、父母会及び学校側の意見を聴取し改善に反映させる。特に、資金管理関連の実施マニュアルが専門的すぎるといった意見が関係者集会で出たため、これを簡略化する。また、便所、給水・水の使用、衛生に関する設備維持管理事項を追加する。コンサルタント・NGOはこの改善を支援する。

4) 対象校に対するオリエンテーション

各期にタスクフォースを中心とした行政側はコンサルタントと協議し、対象校の父母会・地域社会及び学校管理者・教員に対してオリエンテーションを実施する。建設される施設内容、建設スケジュール、既に建設されたモデル校視察、施設維持管理及び資金管理等学校運営維持管理システムに関するセミナーの開催等をまとめる。併せて、施設維持管理及び資金管理等の重要性についての再認識を深め、意識啓発を行う。

5) モデル校におけるワークショップ

同時期に、模範維持管理活動の普及・導入のため、行政側とコンサルタントは、施設維持管理及び資金管理等学校運営維持管理システムのモデル近隣校を選定し、計画対象校の父母会・地域社会及び学校管理者・教員等によるモデル近隣校視察・モデル近隣校関連者との意見交換、問題共有、問題解決を目的としたワークショップを開催する。これには、短期（1年）・中期（2～5年）の維持管理計画及び資金計画、さらにその実績記録の作成指導を含む。

6) セミナーの実施

各期の初めに、施設維持管理及び資金管理等学校運営維持管理の具体的方法に関するセミナーを行う。セミナーは行政側が主催し、コンサルタントと現地 NGO が、施設構造を説明し、それに伴う施設維持、衛生、資金、資機材等の実施管理および計画管理の具体的手法の説明を行う。ワークショップ、セミナー後の各校の改善実施を行政側が支援する。

7) 施設維持管理モニタリング・マニュアル作成

第2期の初め及び第2期・第3期の終わりに、行政側は、コンサルタントと協議し、維持管理活動のモニタリングを行うためのマニュアルを作成する。コンサルタント、現地 NGO がモニタリング・マニュアルの原案を作成し、それに基づき現地側のイニシアティブを引き出しながら現地タスクフォースにこれを作成させる。それについてコンサルタント側で評価・コメント・フィードバックし、モニタリング・マニュアルを完成させる。

8) 施設維持管理モニタリング

コンサルタント・NGO は対象校に対し、独自にモニタリングを行い、結果を報告する。また、日本側協力完了以降の方向性について提案する。

(5) ソフトコンポーネントの実施工程

次図の実施工程とする。

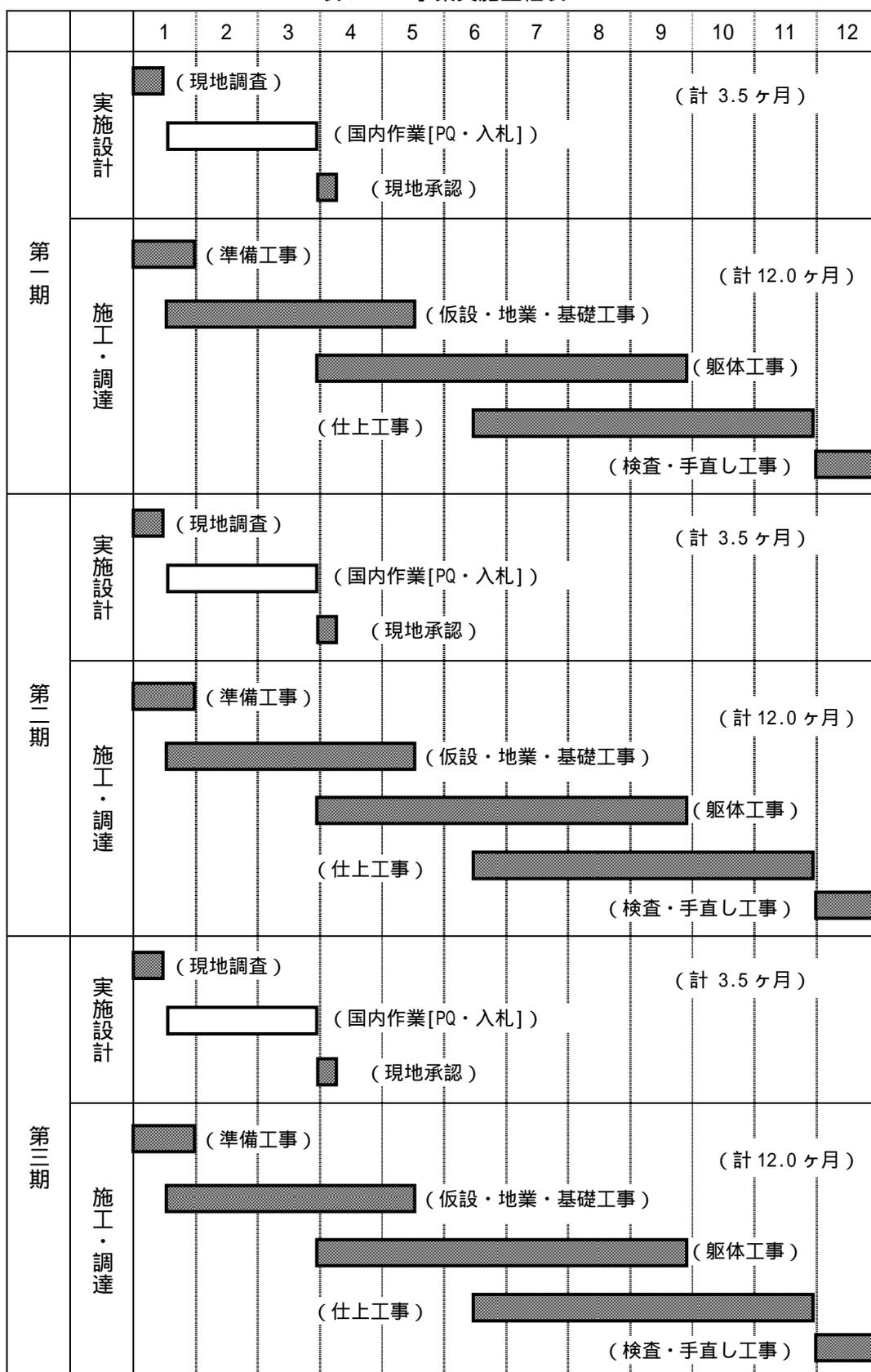
表 3-16 ソフトコンポーネント実施工程

期 月	第1期												第2期												第3期													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
対象地区		コナクリ市2コミュニティ												デュブレカ県・コヤ県												コナクリ市2コミュニティ												
工期	小学校	新設	3校												3校												10校											
		増設													6校																							
	中学校	新設	2校												1校																							
		増設	2校																																			
関係者役割及び人月																																						
行政側	タスクフォースの設置																																				
	ソフコン委員会設置																																				
日本人コン サルタント	全体管理		■																																			
	維持管理マニュアル																																					
	オリエンテーション																																					
	セミナー																																					
	モデル校																																					
	対象校施設維持管理指導																																					
	モニタリング マニュアル作成																																					
現地NGO	維持管理マニュアル																																					
	オリエンテーション																																					
	セミナー																																					
	モデル校																																					
	対象校施設維持管理指導																																				
	施設維持管理指導報告書																																					
	モニタリング マニュアル作成																																					
モニタリング 実施																																						

3-2-4-7 実施工程

我が国の無償資金協力制度に基づき、以下のとおりの事業実施工程とした。

表 3-17 事業実施工程表



■ 現地作業 □ 国内作業

3-3 相手国分担事業の概要

本計画を実施するに当たり、3-1-1-3 項「施工区分」に示す「ギ」国側施工範囲の他、無償資金協力における「ギ」国側が実施・負担する一般的な事項を次表に示す。

表 3-18 相手国分担事業

項 目
1. 計画・実施に必要な情報及びデータの提供
2. 関係省庁への許認可申請・取得
3. 日本側工事の開始以前に、既設崩壊校舎の撤去・整地、建設敷地の十分な整地作業
4. 本計画に係わる調達資材・製品の免税措置
5. 認証済み契約に基づき提供されるサービスに関連して、日本人が「ギ」国に滞在または入国する許可
6. 認証済み契約に基づき提供される資材・製品やサービスに関連して通常「ギ」国で課税される税金、関税等の日本人への免税措置
7. 銀行口座開設に係わる日本の銀行への手数料の支払い
8. 本計画の実施に際し、日本の無償資金協力で負担されない事項の全ての負担
9. 本計画の運用・維持管理技術移転のため、本計画専門のカウンターパートとしての任命
10. 日本の無償資金協力で調達される資機材及び施設の正しい効果的な使用と維持
11. 建設資材輸送路の確保及び維持
12. 建設工事期間中の現場および関係者の安全確保

表 3-19 「ギ」国側施工範囲

工事	学校名	小/中	地域	地区	工事時期		
建築工事	既存校舎の撤去・移設	グベシアシテ	小	コナクリ	マトト	3	
		ダボンディ	小	コナクリ	マトト	3	
		バトゥヤ	小	コヤ	ウルバン	2	
	既存基礎の撤去	ヤッタヤプラトー	小	コナクリ	ラトマ	1	
		クワメエンクルマ	小	コナクリ	ラトマ	3	
		サンゴヤマルシェ	小	コナクリ	マトト	1	
	既存便所の撤去・移設	ダボンティ	小	コナクリ	マトト	3	
	整地、レベリング	ヤッタヤプラトー	小	コナクリ	ラトマ	1	
		ダルエスサラーム	小	コナクリ	ラトマ	3	
		クワメエンクルマ	小	コナクリ	ラトマ	3	
		コロマ	中	コナクリ	ラトマ	1	
		ベンババングラ	中	コナクリ	ラトマ	1	
		グベシアシテ	小	コナクリ	マトト	3	
		ダボンディ	小	コナクリ	マトト	3	
		ダボンパ	中	コナクリ	マトト	1	
		クンティア	小	コヤ	マネア	2	
		バトゥヤ	小	コヤ	ウルバン	2	
		サノヤ	小	コヤ	マネア	2	
ファッシア		中	コヤ	マネア	2		
給水工事		既設水道拡張	ラトマ	中	コナクリ	ラトマ	1
			コロマ	中	コナクリ	ラトマ	1
	ベンババングラ		中	コナクリ	ラトマ	1	
	アンスマニア・ピラージュ		小	デュブレカ	ウルバン	2	
	クンティア		小	コヤ	マネア	2	
	ドゥンバヤ		小	コヤ	ウルバン	2	
	コバヤ		小	コナクリ	ラトマ	3	
	ソフオニア I		小	コナクリ	ラトマ	3	
	ヤッタヤ		小	コナクリ	ラトマ	3	
	ダルエスサラーム		小	コナクリ	ラトマ	3	
	クワメエンクルマ		小	コナクリ	ラトマ	3	
	キベ I		小	コナクリ	ラトマ	3	
	カボロ		小	コナクリ	ラトマ	3	
	グベシアシテ		小	コナクリ	マトト	3	
	ダボンディ		小	コナクリ	マトト	3	
	ランサナヤ		小	コナクリ	マトト	3	
	水道新設		ヤッタヤプラトー	小	コナクリ	ラトマ	1
			サンゴヤマルシェ	小	コナクリ	マトト	1
		グベシアポール II	小	コナクリ	マトト	1	
		ダボンパ	中	コナクリ	マトト	1	
		トゥマニア	小	デュブレカ	ウルバン	2	
		パイロバヤ	小	デュブレカ	ウルバン	2	
		コヤサントル	小	コヤ	ウルバン	2	
	深井戸掘削	カグベレンプラトー	小	デュブレカ	ウルバン	2	
		バトゥヤ	小	コヤ	ウルバン	2	
		サノヤ	小	コヤ	マネア	2	
		ファッシア	中	コヤ	マネア	2	

3-4 プロジェクトの運営・維持管理計画

(1) 運営計画

学校の運営は、管理者である校長・副校長が、地域教育局の指導の下、父母会及び地域社会等の支援・協力を得て行っている。

なお、本計画実施に伴い、339 教室 1 部制として小学校 228 人（3 教室は建替え）、中学校 108 人の教員の増加が見込まれる。これに対し、初等教員の確保は毎年約 1,500 人の教員が養成されている現状から問題ないと判断され、中等教員も前年度にて 1,500 人が養成されている実績から鑑みて、本計画実施により必要となる教員数の確保も問題ないと判断される。

(2) 維持管理計画

施設等の維持管理は、父母会が父母会総会で決められた年次計画に基づき実施している。軽微・小規模な修理は、一部地域住民の協力で行っている学校もあるが、大部分は外注している。大規模の場合、地域代表及び父母会が音頭をとって地域住民の特別寄付を募り、集まった資金内で数年にわたり実施している。清掃は、生徒が当番制で毎日・シフト毎に行うシステムが出来ている。

本計画実施に伴い必要となる維持管理は、建物内外の塗装、施設破損修理、トイレの清掃と汚物除去、教育家具の修繕だが、これまで同様、学校、父母会、地域社会共同実施が可能であり、新たな組織・機能は不要と判断される。また、過去の我が国の協力で作成した、維持管理マニュアルが小学校全校に配布され活用されており、新たな作成は不要と判断されるが、改訂が必要である。中学校及び新設校に対しては新たな配布・指導が必要である。

教員給与、教科書、電気・水料金以外は一切の運営維持管理費は、父母の負担金で賄われる。負担額は、政府により定められており、現在上限は、小学校・中学校とも生徒一人あたり年間 5,000 ギニアフランである。（概ね、コナクリ市では同金額が、コヤ県及びデュブレカ県は 2,000 ギニアフランが徴収されている。）この負担金は、父母会の責任で徴収・管理されているが、徴収率は 30%～95%と学校により大きな差異がある。この要因として、生徒の家庭の経済状況、父母に対する啓蒙不足が挙げられるが、それに対して父母会は分割払いに応じる等の便宜を図ったり、個別啓蒙活動を行ったり、総じて熱心に徴収率向上に努めている。各校の徴収金総額は、学校の規模にもよるが、因みに対象の小学校では、最高は 5.3 百万ギニアフラン、最低で 0.5 百万ギニアフランとなっている。今後、各校はこの改善活動により、徴収率は平均 80%を上回るものと期待される。

施設等完成後の維持管理は、初等中等市民教育省の管理・支援により、学校、学校開発委員会（CDE）、地域社会等の協力の下、父母会が中心となって実施される。この維持管理活動改善・強化に係る技術指導を実施する計画である。

3-5 プロジェクトの概算事業費

3-5-1 協力対象事業の概算事業費

本プロジェクトを日本の無償資金協力で実施する場合に必要な事業費総額は約13.74億円となる。先に述べた日本と「ギ」国との負担区分に基づく双方の負担費用の経費内訳を表3-20「日本国側負担経費」、表3-21「ギ国側負担経費」に示す。なお、この概算工事費は即交換公文（E/N）上の供与限度額を示すものではない。

(1) 日本国側負担経費 概算総事業費 約 1,342.59 百万円

表 3-20 日本国負担経費

合計 27 校 339 教室 34 便所棟 （建築延床面積：28,973.6 m²）

		概算事業費(百万円)											
費目		第1期			第2期			第3期			合計		
施設	校舎棟	345.45	394.94	453.62	365.27	416.82	473.36	308.61	355.32	415.61	1,019.33	1,167.08	1,342.59
	便所棟	20.61			22.74			21.02			64.37		
	家具備品	28.88			28.81			25.69			83.38		
実施設計・施工監理・技術指導		58.68			56.54			60.29			175.51		

概算事業費（小計） 約 1,342.59 百万円

コナクリ市 17 校 222 教室 21 便所棟 （建築延床面積：18,931.5 m²）

		概算事業費(百万円)											
費目		第1期			第2期			第3期			合計		
施設	校舎棟	345.45	394.94	453.62	0.00	0.00	0.00	308.61	355.32	415.61	654.06	750.26	869.23
	便所棟	20.61			0.00			21.02			41.63		
	家具備品	28.88			0.00			25.69			54.57		
実施設計・施工監理・技術指導		58.68			0.00			60.29			118.97		

概算事業費（小計） 約 869.23 百万円

デュブレカ県 4校 24教室 4便所棟 (建築延床面積: 2,131.6 m²)

		概算事業費(百万円)											
費目		第1期			第2期			第3期			合計		
施設	校舎棟	0.00	0.00	0.00	80.09	92.04	104.52	0.00	0.00	0.00	80.09	92.04	104.52
	便所棟	0.00			5.92			0.00			5.92		
	家具備品	0.00			6.03			0.00			6.03		
実施設計・施工監理・技術指導		0.00			12.48			0.00			12.48		

概算事業費(小計) 約 104.52 百万円

コヤ県 6校 93教室 9便所棟 (建築延床面積: 7,910.5 m²)

		概算事業費(百万円)											
費目		第1期			第2期			第3期			合計		
施設	校舎棟	0.00	0.00	0.00	285.18	324.78	368.84	0.00	0.00	0.00	285.18	324.78	368.84
	便所棟	0.00			16.82			0.00			16.82		
	家具備品	0.00			22.78			0.00			22.78		
実施設計・施工監理・技術指導		0.00			44.06			0.00			44.06		

概算事業費(小計) 約 368.84 百万円

(2) 「ギ」国側負担経費: 約 31.33 百万円 (約 227,670 ユーロ)

表 3-21 「ギ」国負担経費

項目	第1期		第2期		第3期		合計	
	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)
1) 障害物取壊し・撤去、整地	0.59	4.25	0.65	4.69	0.37	2.69	1.60	11.63
2) 塀・門扉建設(新設校)	11.05	80.27	12.13	88.15	2.69	19.52	25.86	187.94
3) 給水設備工事	0.20	1.48	3.37	24.52	0.29	2.11	3.87	28.10
合計	11.83	86.00	16.15	117.35	3.35	24.32	31.33	227.67

(3) 積算条件

上記の金額は、以下の積算条件に基づいて算定された。

積算時点	平成 17 年 12 月
為替交換レート	1.00 ユーロ = 137.6 円
施工期間	3 年度による工事とし、各記に要する詳細設計、工事期間は、施工工程に示したとおりとする。
その他	本プロジェクトは、日本国政府の無償資金協力の制度に従って実施されるものとする。

3-5-2 運営・維持管理費

本計画に伴い、年間の運転維持管理費として、校舎修繕費約 19,172 千ギニアフラン、机・椅子修理費約 1,620 千ギニアフラン、便所汲取り費約 8,600 千ギニアフラン、合計約 29,420 千ギニアフランが必要となる（表 3-24 参照）。

一方、本対象 27 校の増加生徒数は 16,000 人であり、現状の父兄負担金継続（コナクリ市 5,000GNF × 10,512 人、デュブレカ県・コヤ県 2,000GNF × 5,616 人）徴収率 80%として年間で 51,034 千 GNF の収入増加が見込まれる（表 3-22 参照）。差額の 21,614 千 GNF はその他運営費支出に供さる。

このことから、本計画に伴う年間運転維持管理費の負担は可能と判断される。なお、徴収率は現状に比べ約 10%高い見積りだが、一層の啓蒙活動努力で達成可能と思われる。またこれに加え、EPT のギニア小学校教育改善プログラム(PAREEG)による支援も期待できる。

表 3-22 本対象 27 校の年間収入および支出

地域	増加 生徒数 (人)	父兄 負担金 (GNF/生 徒/年)	徴収率 (%)	収入合計 (千GNF)	校舎 修繕費 (千GNF)	机・椅子 修理費 (千GNF)	便所 汲取り費 (千GNF)	その他 (千GNF)	支出合計 (千GNF)
コナクリ市	10,512	5,000	80	42,048	13,803	1,060	5,650	21,534	42,048
コヤ、デュブレカ県	5,616	2,000		8,986	5,368	560	2,950	107	8,986
合計	16,128	-	-	51,034	19,172	1,620	8,600	21,614	51,034

3-6 協力対象事業実施に当たっての留意事項

当該建設工事を円滑に施工するために、「ギ」国側は次の整備を行なう必要がある。

- (1) 該当校で既存施設を取壊・撤去し、整地を行う。
- (2) 給水設備の接続または井戸掘削を行なう。

第4章 プロジェクトの妥当性の検証

第4章 プロジェクトの妥当性の検証

4-1 プロジェクトの効果

本プロジェクト実施により、期待される主な効果は以下のとおりである。

(1) 直接効果

現状と問題点	本計画での対策（協力対象事業）	計画の効果・改善程度
1) 生徒数に対し教室数が不足しており、過密な教室での授業、2部制を余儀なくされている。	既存小学校 16 校に対し、180 教室を増設する。	本対象校計画生徒数約 26,500 人に対し、現状の 1 教室当たり 111 人が 81 人に改善される。
	新設小学校 6 校に対し、51 教室を建設する。	本対象校計画生徒数約 8,200 人に対し、1 部制が達成されるとともに通学時間が短縮され、教育環境が改善される。
	既存中学校 2 校に対し、36 教室を増設する。	本対象校計画生徒数約 8,200 人に対し、現状の 1 教室当たり 315 人が 139 人に改善される。
	新設中学校 3 校に対し、72 教室を建設する。	本対象校計画生徒数約 9,500 人に対し、1 部制が達成されるとともに通学時間が短縮され、教育環境が改善される。
2) 対象校では老朽化し危険な状況の校舎を使用し続けている学校がある。	老朽化し危険な状況の校舎を撤去し、新設教室に置き換える。	対象校すべてにおいて、安全で適切な教室で教育が行われる。
3) 対象校では便所が不足し、衛生状況が良くない。	対象校に、男女別の便所を整備する。	本対象校計画生徒数約 52,400 人が衛生的な便所を利用する。
4) 対象校において学校施設が必ずしも適切に維持管理されていない。	ソフトコンポーネントを実施し、学校施設維持管理への強化を行なう。父母会活動強化等への支援を行なう。	ソフトコンポーネントの活動により、維持管理状況が改善される。

(2) 間接効果

現状と問題点	本計画での対策（協力対象事業）	計画の効果・改善程度
1) 対象校では女子便所が不足している。	対象校に、男女別の便所を整備する。	女子の通学に対する抵抗が改善される。
2) 対象地域において学校施設が必ずしも適切に維持管理されていない。	ソフトコンポーネントを実施し、学校施設維持管理マニュアルを改善する。	ソフトコンポーネントの活動により、将来他校への維持管理状況改善の波及効果が期待される。

4-2 課題・提言

本計画の効果が発現・持続するために、「ギ」国側が取り組むべき課題は以下のとおりである。

- 1) 本計画の対象校で、協力対象施設の引き渡し後に適切に授業が行われるためには、追加教員の確保及びその適切な配置を遅延なく行う必要がある。
- 2) 本計画で整備される施設が適切に維持管理されるためには、初等中等市民教育省、各学校・その父母会で適切な運営・維持管理体制が強化されなければならない。

4-3 プロジェクトの妥当性

以下に示すとおり、本計画は、我が国の無償資金協力による協力対象事業として妥当と判断される。

(1) 裨益対象・人口

直接の裨益対象は対象校計画生徒約 52,400 人であり、本計画実施により 1 教室当たり生徒数が減少し、就学環境が改善される。

(2) 妥当性・緊急性

本計画は、学校施設の整備を対象としており、BHN (Basic Human Needs)、教育、人造りといった我が国の無償資金協力の目的に合致するものである。

対象地域では教室不足が深刻で、対象校平均では既存小学校 1 教室当たり生徒が 111 人、既存中学校 1 教室当たり生徒が 315 人の状況であり、劣悪な条件下で教育を受けている。

(3) 維持管理能力

「ギ」国側は、コナクリ市において 131 校、12.5 万人の生徒を擁する公立小学校及び 47 校、5.7 万人の公立中学校を維持管理しており、本対象校についても維持管理を行う上で十分な組織・人員能力を有していると判断される。

(4) 上位計画における位置づけ

本計画は、「ギ」国の「第 1 次教育セクター調整計画(PASE I)」、「第 2 次教育セクター調整計画(PASE II)」及び、「万人への教育(EPT)」に整合し、その達成に資する計画である。

(5) 計画の収益性

世銀等により教育プロジェクトは大きな経済効果があることが検証されているが、直接の財務的便益は発生しない。

(6) 環境への配慮

本計画で整備される施設は、学校教室であり、また、アスベストを含む問題ある建材は使用しないた

め、健康への悪影響はなく、基本的に環境への負の影響はない。便所は溜留式であり、水質汚染の問題もない。

(7) 我が国の無償資金協力制度による実施の可能性

我が国の無償資金協力のスキームにおいて、特段の困難もなくプロジェクトの実施が可能である。

4-4 結論

本計画は、広く住民の BHN (Basic Human Needs) の向上に寄与するものであると同時に、前述のように多大な効果が期待される。また、狭小な敷地に高品質な 2 階～3 階建校舎を工期どおりに建設する必要性から、我が国の無償資金協力を実施することの妥当性が確認される。本計画の運営・維持管理についても、相手国側体制において、要員及び技術水準は十分で実施上の問題とはならないと考えられる。さらに、前述 4-2 課題・提言 に記した事項が改善、実施されれば、本計画は円滑かつ効果的に実施されると判断される。

資 料

1. 調査団員氏名・所属

(1) 基本設計調査

氏名	担当業務	現職
星野 明彦	総括	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部 業務第2グループ 教育・職業訓練チーム 主査
森下 拓道	計画管理	独立行政法人国際協力機構 セネガル事務所
南 直行	業務主任 / 建築計画	八千代エンジニアリング株式会社
杉山 恭一	建築設計	八千代エンジニアリング株式会社
長下部 昇	教育計画 / 運営維持管理計画	八千代エンジニアリング株式会社
谷津 哲夫	施工計画 / 積算 1	八千代エンジニアリング株式会社
吉田 健次	給水計画	八千代エンジニアリング株式会社
富崎 一男	社会調査 / 施工計画 / 積算 2	八千代エンジニアリング株式会社
片沼 仁美	通訳	八千代エンジニアリング株式会社

(2) 概要説明調査

氏名	担当業務	現職
渋澤 孝雄	総括	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部 業務第3グループ 農漁村開発チーム長
南 直行	業務主任 / 建築計画	八千代エンジニアリング株式会社
谷津 哲夫	施工計画 / 積算	八千代エンジニアリング株式会社
片沼 仁美	通訳	八千代エンジニアリング株式会社

2 現地調査日程

(1) 基本設計現地調査

No.	月 日	曜日	調 査 内 容			宿泊地	
			官団員 (総括)星野明彦 (計画管理)森下拓道	コンサルタント Aグループ (南 直行・長下部 昇・ 片沼 仁美)	コンサルタント Bグループ (谷津 哲夫・富崎 一男)		コンサルタント Cグループ (吉田 健次・杉山 恭一)
1	11月 22日	火		コンサルタント団員現地調査へ出発 移動{成田発11:05(by JL405) パリ着15:45}			パリ
2	11月 23日	水		移動{パリ発15:55(by AF762) コナクリ着 21:15}			コナクリ
3	11月 24日	木		<ul style="list-style-type: none"> 初等・中等・市民教育省(公立学校施設・機材局、統計計画局及び中等教育局)表敬訪問及び本調査概要・日程等の説明・協議 国際協力省・対外協力局表敬訪問及び本調査概要・日程等説明 在キニア共和国日本国大使館表敬訪問及び本調査の日程等説明・協議 調査準備(現地雇い通訳及び技術補助者の面接及び現地再委託調査(土質調査・電気探査)会社訪問・面接等) 			コナクリ
4	11月 25日	金		<p><初等・中等・市民教育省/公立学校施設・機材局(SNIES)との協議></p> <ul style="list-style-type: none"> インセプションレポートの説明・協議 本計画に関わる「キ」国側実施体制・機関の確認及び要請内容の確認 カウンターパートの本調査への随行要請 本調査の要点説明(既存教室の使用可否判断基準、現状児童・生徒数の確認、新設校計画の学区・人口・生徒数等の確認、給水の困窮度、幹線道路からサイトまでのアクセス状況、土地所有権・確保状況、施設維持管理・運営状況及びPTA活動状況等) 本計画に関わる「キ」国側負担事項の確認 			コナクリ
5	11月 26日	土		コナクリ市内ナマ地区現場調査等(団員の現場調査の共通認識を計るため全員で実施) <ul style="list-style-type: none"> EP Yattayah校調査(平成11年度協力校) EP Dar Es Salam校調査(平成14年度協力校) EP Kwamé Kruma校調査(平成14年度協力校) EP Kaporo校調査(平成11年度協力校) 調査準備(現地再委託調査(土質調査・電気探査)契約締結に係わる交渉等)(コンサルタントBグループのみ)			コナクリ
6	11月 27日	日	官団員現地調査へ出発 移動{東京11:05 by JL405 パリ15:45}	資料整理・団内協議			パリ (官団員) コナクリ (コンサル)
7	11月 28日	月	<ul style="list-style-type: none"> 移動{パリ15:55 by AF762 コナクリ 21:15} 	(初等・中等・市民教育省/公立学校施設・機材局(SNIES)との協議) <ul style="list-style-type: none"> 本計画に関わる「上位計画」「国家計画」等の確認 学校施設建設に伴う許認可関係・基準等の確認 統計局調査 	現地建設資材見積依頼に係わる調査・説明(訪問・依頼等) <ul style="list-style-type: none"> 現地建設会社を対象とするもの 一般建設資材販売店を対象とするもの セメント製造メーカー・ブロック製造工場を対象とするもの 	(デュブレカ県現場調査) <ul style="list-style-type: none"> デュブレカ県教育局表敬及び本調査概要・日程等の説明・協議(現状生徒数・教員数・施設の現状・本計画建設地の確認・給水施設の有無等)デュブレカ県都市計画住宅局打合せ Koliansira(EP)校調査 Toumanish(EP)校調査 	コナクリ (全員)
8	11月 29日	火	(SNIESとの協議) <ul style="list-style-type: none"> 本計画での対象校・対象施設について 本計画に関わる「キ」国側負担事項の確認 (対象校視察) <ul style="list-style-type: none"> Ratoma(CO)調査 Kaporo(EP)調査 Simbayah地区 	(コナクリ県現場調査) <ul style="list-style-type: none"> コナクリ県教育局表敬及び本調査概要・日程等の説明・協議(現状生徒数・教員数・施設の現状・本計画建設地の確認・給水施設の有無等) Fassiah(CO)校調査 Kountia(EP)校調査(平成12年度協力校) Botouyah-1(EP)校調査 	(デュブレカ県現場調査) <ul style="list-style-type: none"> Ansoumaniah Village (EP)校調査 Bailobayah(EP)校調査 	コナクリ (全員)	
9	11月 30日	水	(SNIESとの協議) <ul style="list-style-type: none"> 組織・人員・能力・財務状況・役割分担等の確認 施設運営・維持管理に係わる体制・予算処置等の確認 (EU-PASEB協議) <ul style="list-style-type: none"> 実績・予算・内容等、能力強化等 プロトタイプ、工法等 	(コナクリ県現場調査) <ul style="list-style-type: none"> Sonoyah(EP)校調査(平成12年度協力校) Coyah Centre(EP)校調査 Kenketen(EP)校調査 Doumbouyah(EP)校調査 	(デュブレカ県現場調査) <ul style="list-style-type: none"> Kagbelen Plateau(EP)校調査 Kagbelen Plateau(CO)校調査 Keitayah(EP)校調査 	コナクリ (全員)	
10	12月 1日	木	(SNIESとの協議) <ul style="list-style-type: none"> M/D(案)協議等 (PEPT(万人のための教育プログラム)協議) <ul style="list-style-type: none"> 進捗状況、計画、実績・予算・内容等 能力強化等 実施システム等 	(コナクリ市ナマ地区調査) <ul style="list-style-type: none"> ナマ地区教育事務所訪問:本調査概要・日程等の説明・協議(現状生徒数・教員数・施設の現状・本計画建設地の確認・給水施設の有無等) Safoniah Village(EP)校調査 EP Kobaya校調査 Yattaya Plateau(EP)校調査 	(コナクリ市マタム地区調査) <ul style="list-style-type: none"> マタム地区教育事務所訪問:本調査概要・日程等の説明・協議(現状生徒数・教員数・施設の現状・本計画建設地の確認・給水施設の有無等) Madina Cité(EP)校調査 Mayoré(EP)校調査 Coleah Cité(EP)校調査 	コナクリ (全員)	

No.	月 日	曜日	調 査 内 容				宿 泊 地
			官 団 員	コンサルタント Aグループ	コンサルタント Bグループ	コンサルタント Cグループ	
			(総括)星野明彦 (計画管理)森下拓道	(南 直行・長下部 昇・ 片沼 仁美)	(谷津 哲夫・富崎 一男)	(吉田 健次・杉山 恭一)	
11	12月 2日	金	<ul style="list-style-type: none"> M/D協議・署名(国際協力省・対外協力局及びSNIES) 在ギニア共和国日本国大使館へのM/D締結報告(PM) 	(コナクリ市マト区調査) <ul style="list-style-type: none"> EP Simbayah Gare校調査 EP Kipe-I校調査 Ratoma(CO)校調査 	(コナクリ市マト区調査) マト区教育事務所訪問:本調査概要・日程等の説明・協議(現状生徒数・教員数・施設の現状・本計画建設地の確認・給水施設の有無等) <ul style="list-style-type: none"> Dabompa(CO)校調査 Kissosso(Secteur Nord)校調査 Sengohah Marché(EP)校調査 	コナクリ (全員)	
12	12月 3日	土	(官団員帰国)	<ul style="list-style-type: none"> 団内会議 	(コナクリ市マト区調査) <ul style="list-style-type: none"> Koloma(CO)校調査 Bemba Bangoura(CO)校調査 	(コナクリ市マト区調査) <ul style="list-style-type: none"> EP Kissosso校調査 Yimbayah Tanerie EP校調査 Yimbayah Port(Secteur Faban)校調査 	ルリ (官団員) コナクリ (コンサル)
13	12月 4日	日			<ul style="list-style-type: none"> 収集資料整理・団内協議等 		機中 (官団員) コナクリ (コンサル)
14	12月 5日	月	<ul style="list-style-type: none"> 教育省統計・計画局調査 計画省統計調査 	(コナクリ市マト区調査) <ul style="list-style-type: none"> EP Dabondy-III校調査 EP Cité de l'Air校調査 EP Behanzin校調査 Gbessia Cité-2校調査 	(コナクリ市マト区調査) <ul style="list-style-type: none"> EP Lansanayah校調査 Gbessia Port-2校調査 類似学校視察(Gbessia Center CO, Gbessia Center EP) 	コナクリ	
15	12月 6日	火	(PEPT協議) <ul style="list-style-type: none"> 進捗状況、計画、内容等 能力強化等 実施システム等 	(国際協力省・財務省/国家経済局・経済財務省との協議) <ul style="list-style-type: none"> 建設資機材税金・VAT還付制度・方法等 	<ul style="list-style-type: none"> 水供給公社訪問:「キ」国水供給の現状、水質基準等の確認 サイト調査結果整理 	コナクリ	
16	12月 7日	水	(SNIES・PASEBとの協議) <ul style="list-style-type: none"> 対象校の確認 建築基準・プロトタイプ 建築手続 	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材市場調査(依頼見積書の収集) 地元有力建設業者訪問及び協議 	<ul style="list-style-type: none"> SNIES協議(要請サイトの再確認、対象規模基本的考え、土地登録証明書の確認、不法占拠サイトの確認、設計基準)(杉山のみ) 	コナクリ	
17	12月 8日	木	(維持管理実態調査) <コヤ県EP Coya Center校> <ul style="list-style-type: none"> 同上校での関係者集会<デュブレカ県教育局> Kagbelen Plateau(CO)に関する関係者集会(教育局長、私立校長含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材市場調査 地元有力建設業者訪問及び協議 再委託調査業務の進捗状況確認(土質調査) 	<ul style="list-style-type: none"> SNIES打ち合わせ(建設許可) 補足サイト調査(Ansoumaniah Village EP) 国土地理院訪問:詳細地図の入手 コナクリ大学土木工学部訪問:各種試験方法・器材視察・確認 再委託調査業務の進捗状況確認(電気探査) 	コナクリ	
18	12月 9日	金	(維持管理実態調査) <ul style="list-style-type: none"> マトム区EP Madina Citéの関係者集会 マトム区EP Lansanayaの関係者集会(杉山含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材市場調査(収集見積りに係わる質疑・確認等)(吉田含む) 地元有力建設業者訪問及び協議 	<ul style="list-style-type: none"> サイト調査結果整理 	コナクリ	
19	12月 10日	土	(維持管理実態調査) <ul style="list-style-type: none"> マトム区EP Kipe Iの関係者集会 マトム区CO Kolomaの関係者集会(吉田含む) 	<ul style="list-style-type: none"> PASEB建設の学校施設視察(マムー) 		コナクリ	
20	12月 11日	日			<ul style="list-style-type: none"> 収集資料整理・団内協議等 	コナクリ	
21	12月 12日	月	<建築手続制度等調査> <ul style="list-style-type: none"> SNIES協議 都市計画住宅省協議 コナクリ大学調査 気象庁調査(杉山含む) 	(地元有力建設業者施工現場訪問・視察) <ul style="list-style-type: none"> 施工規模・工法 施工管理状況 品質・出来栄等 	(給水計画に関わる補足調査(吉田)) <ul style="list-style-type: none"> Bグループ調査分の対象校における補足調査 	コナクリ	
22	12月 13日	火	(SNIES協議) <ul style="list-style-type: none"> 対象校サイトの再確認 	(地元有力建設業者施工現場訪問・視察) <ul style="list-style-type: none"> 施工規模・工法 施工管理状況 品質・出来栄等 	(給水計画に関わる補足調査(吉田)) <ul style="list-style-type: none"> Bグループ調査分の対象校における補足調査 	コナクリ	
23	12月 14日	水	(対象校調査) <ul style="list-style-type: none"> マトム地区及びマトム地区対象校及び統計調査 	(地元有力建設業者施工現場訪問・視察) <ul style="list-style-type: none"> 施工規模・工法 施工管理状況 品質・出来栄等 	(給水計画に関わる補足調査(吉田)) <ul style="list-style-type: none"> Bグループ調査分の対象校における補足調査 都市計画住宅省打合せ 	コナクリ	

No.	月日	曜日	調査内容			宿泊地
			官団員 (総括)星野明彦 (計画管理)森下拓道	コンサルタント Aグループ (南 直行・長下部 昇・ 片沼 仁美)	コンサルタント Bグループ (谷津 哲夫・富崎 一男)	
24	12月15日	木	(SNIES、PEPT協議)(杉山含む) ・対象校及びサイトの変更・再確認	建設コスト及び資材市場調査 (補足調査) フィールドレポート作成等	・航空局打合せ(空港周辺建物規制) ・POU3打合せ(空港周辺道路計画) ・運輸省気象局調査(気象データ入手)	コナクリ
25	12月16日	金	(現地建設コンサルタント会社実態調査) ・過去の実績・建設規模・構成技術員 ・会社規模・技術員数・監理能力	建設コスト及び資材市場調査 (補足調査) フィールドレポート作成等	・補足サイト調査 Kissosso(Secteur Nord)校, Kissosso(Dabompa(CO)校, Yimbayah Tanerie EP校, Gbessia Port-2校, Coleah Cité(EP)校	コナクリ
26	12月17日	土	(対象校調査) ・マト地区、コヤ県、デュプレカ県対象校及び統計調査	フィールドレポート作成等	フィールドレポート作成等	コナクリ
27	12月18日	日	団内協議・フィールドレポート作成等			コナクリ
28	12月19日	月	フィールドレポート纏め・製本等			コナクリ
29	12月20日	火	・初等・中等・市民教育省(公立学校施設・機材局)へのフィールドレポート提出・協議、承認取得 (現地再委託調査レポート受領・確認)			コナクリ
30	12月21日	水	・在ギニア共和国日本国大使館への調査終了報告、フィールドレポート提出及び帰国の挨拶 ・補充調査 移動{コナクリ 20:15 by V7721 ダカール21:30}			ダカール (コンサル)
31	12月22日	木	・JICAセネガル事務所への調査終了報告及びフィールドレポート提出 移動{ダカール 23:40 by AF719 パリ}			機中 (コンサル)
32	12月23日	金	パリ到着 06:10 移動{パリ 18:05 by JL406 東京}			機中 (コンサル)
33	12月24日	土	東京・成田着 14:00			-

(2)基本設計概要書説明

No.	月日	曜日	調査内容		宿泊地
			官団員 (総括・計画管理:渋澤チーム長)	コンサルタントグループ (南 直行・谷津哲夫・片沼 仁美)	
1	3月11日	土	移動{東京 11:05 by JL405 パリ15:45}	移動{東京 11:05 by JL405 パリ15:45}	パリ (全員)
2	3月12日	日	移動{パリ 15:55 by AF762 コナクリ21:15}	移動{パリ 15:55 by AF762 コナクリ21:15}	コナクリ(全員)
3	3月13日	月	・「第5次小規模漁業振興計画」基本設計調査	・在ギニア共和国日本国大使館 表敬訪問及び基本設計概要等の説明・協議 ・協力省・対外協力局 表敬訪問及び基本設計概要等の説明・協議 ・初等中等市民教育省(公立学校施設機材局)への表敬訪問及び概要の説明	コナクリ (全員)
4	3月14日	火	↓	・初等中等市民教育省(公立学校施設機材局)、コナクリ市教育局、コヤ県教育局及びデュプレカ県教育局等関係者 基本設計概要等の説明・協議 ・M/D案説明・協議(協力省 対外協力局、初等中等市民教育省)	コナクリ (全員)
5	3月15日	水	・「第5次小規模漁業振興計画」基本設計調査 ・本件 M/D協議団内打合	・初等中等市民教育省との概要書協議、M/D案協議	コナクリ (全員)
6	3月16日	木	・協力省 対外協力局/初等中等市民教育省(公立学校施設機材局)とのM/D署名 ・在ギニア共和国日本国大使館へのM/D締結報告 ・移動{コナクリ ダカール }	・協力省・対外協力局/初等中等市民教育省(公立学校施設機材局)とのM/D署名 ・在ギニア共和国日本国大使館へのM/D締結報告	コナクリ(コンサル タント)
7	3月17日	金		・公立学校施設機材局との打合 ・建設状況調査	コナクリ(コンサル タント)
8	3月18日	土		・サイト補足調査	コナクリ(コンサル タント)
9	3月19日	日		・資料整理 移動{コナクリ 20:45 by V7 721 ダカール22:00}	ダカール(コンサル タント)
10	3月20日	月		・JICAセネガル事務所への報告 移動{ダカール 23:40 by AF719 パリ}	機中(コンサル タント)
11	3月21日	火		パリ到着 06:10 移動{パリ 18:05 by JL406 東京}	機中(コンサル タント)
12	3月22日	水		東京・成田着 14:00	

3 関係者リスト

<u>Organisation</u> 機関名	<u>Division/service</u> 部/課	<u>Titre</u> 役職	<u>NOM et Prénom</u> 氏名
Ministère de la Coopération 協力省	Direction Nationale de la Coopération 対外協力局	Directeur National 局長	M. Sékouba Bangura セクバ バングラ
		Directeur National Adjoint 局長代理	M. Moustapha Diallo ムスタファ ディアロ
	Division de la Coopération Bilatérale 二国間協力課	Directrice 課長	Mme. Saïfon Diallo Dienabou サイフォン ディエナブ
	Section Asie アジア課	Chef Section 課長	M. Oumar Sané ウマル サネ
		Chargé(e) d'études 調査担当	Mme. Pauline Turpin ポリン トゥルパン
			Mme. Safie Camara サフィ カマラ
			M. N'Faly Keïta ンファリ ケイタ
Assistante アシスタント	Mme. Elisabeth Tchidimbo エリザベット チディンボ		
Ministère de l'Enseignement Pré-Universitaire et de l'Education Civique (MEPU-EC) 初等中等市民教育省	Service National des Infrastructures et Equipements Scolaires (SNIES) 公共学校施設機材局 SNIES	Directeur 局長	M. Abou Soumah アブ スマ
		Directeur Adjoint 次局長	M. Mamadou Malal Diallo ママドゥ ディアロ
		Chargé de projets プロジェクト担当(施設課課長)	M. Sékou Kouyaté セクバ クヤテ
		Architecte 建築担当	M. Barry バリ
		Architecte 建築担当	M. Touré トゥレ
	Service des Statistiques et Planification de l'Education (SSP) 教育統計計画局	Directeur 局長	M. Bakary Diawara バカリ ディアワラ
		Chargé de Carte Scolaire 教育担当	M. Namoudou Keïta ナムンドゥ ケイタ
	Direction Nationale de l'Enseignement Elémentaire (DNEE)	Directeur 局長	M. Ibrahima Singuila Camara イブラヒマ シンギラ カマラ

Organisation 機関名	Division/service 部/課	Titre 役職	NOM et Prénom 氏名
	初等教育局	SSP 統計・計画担当	M. Thierno Tanou Sow ティエルノ タノウ ソウ
	Direction Nationale de l'Enseignement Secondaire (DNES) 中等教育局	A/AP	M. Mandiou Sylla マンディウ シラ
	Inspection Régionale Education Conakry 地方教育視学官(コナクリ)	Inspecteur Régional de l'Education de Conakry コナクリ市視学官(局長)	M. Mamadouba Camara ママドゥバ カマラ
		SSP 統計・計画担当	M. Younoussa Camara ユヌサ カマラ
Ministère de l'Enseignement Pré-Universitaire et de l'Education Civique (MEPU-EC) 初等中等市民教育省	Direction Nationale de l'Education de la ville de Conakry コナクリ市教育局	Inspecteur Régional de l'Education de Conakry コナクリ市視学官(局長)	M. Mamadouba Camara ママドゥバ カマラ
		Adjoint 副局長	M. Wendénou Bakary ウェンデヌ バカリ
	Direction Préfectorale de l'Education (DPE) de Dubréka デュブレカ県教育局	Directeur 局長	M. Moussa Naby Soumah ムサ ナビ スマ
		C/SES (Chef section Enseignement Secondaire) 中等教育課長	M. Alpha Ibrahima Bal アルファ イブラヒマ バル
		C/SSP (Chef section Statistiques Planifications) 統計・計画課長	M. Tierno Amadou Singuelema Diallo ティエルノ アマドゥ シンギラ ディアロ
		Directeur Service Technique 技術課長	M. Alhassane Baldé アルハッサン バルデ
	DPE de Coyah コヤ県教育局	Directeur 局長	M. Habib Sylla ハビブ シラ
		C/SES (Chef section Enseignement Secondaire) 中等教育課長	M. Mamadou Saliou ママドゥ サリウ
		C/SEE (Chef section Enseignement Elémentaire) 初等教育課長	M. Ousmane Négue ウスマン ネゲ

Organisation 機関名	Division/service 部/課	Titre 役職	NOM et Prénom 氏名
		C/SSP (Chef section Statistiques Planifications 統計・計画課長	M. Ellie Telliano エリー ディエルノ
		A/ A (Antenne Alphabétisation) 識字教育担当	M. Mamadou Camara Ba Boffa ママドゥ カマラ バー ボッフア
			M. Souansu Traoré サウンス トラオレ
		DSEE (Délégué Scolaire de l'Enseignement Elémentaire) /Commune コミューン初等教育委員会	M. Mamadou Camara ママドゥ カマラ
	Mme. Maria Gbilimou マリア ビリム		
	Direction Communale de l'Education Matam マタムコミューン教育局	Directeur 局長	M. Mamadig Camara ママディグ カマラ
		Chargé des écoles primaires 小学校担当	M. Aboubacar Magassa Sidifi アブバカー マガッサ シディフィ
		Délégué Scolaire 教育委員会委員	M. Dansa Samoura ダンサ サムラ
		Chargé des statistiques et de la planification 統計・計画担当	Mme. Nowaï Balamou Solange ノワイ バラム ソロンジェ
		Coordinateur adjoint Ecoles Privées 私立小学校副コーディネーター	M. Tiguidanké Béréte ティギダンケ ベレテ
	Direction Communale de l'Education Matoto マトトコミューン教育局	Directeur 局長	M. Sébé Lamine Kouyaté セベ ラミン クヤテ
		CSEE 初等教育課 Chef section 課長	M. Fodé Sylla フォデ シラ
		SSP 統計・計画局 担当	Mme. Mamadou Bintou Bah ママドゥ ビントゥ バー
		CSEE 初等教育課 Adjoint 課長補佐	M. Falikou Keïta ファリク ケイタ
	Direction Communale de l'Education – Ratoma ラトマコミューン教育局	Directrice 局長	Mme. Aïssatou Sow サイサトゥ ソウ

Organisation 機関名	Division/service 部/課	Titre 役職	NOM et Prénom 氏名
		SSP 統計・計画局	M. Ousmane Bah ウスマン バー
			M. M'bemba Kouloumba ベンバ クルンバ
Coyah コヤ県	CRD (Commission Rurale de Développement) Coyah コヤ農村開発委員会	Président CRD CRD 委員長	M. Abou Zator Camara アブ ザトール カマラ
		Soldat 兵隊	M. Mamadou Saliou ママドゥ サリウ
Ministère de l'Urbanisme et de l'Habitat (MUH) 都市計画・住宅省	Direction Préfectorale de l'Urbanisme et de l'Habitat (DPUH) 県都市計画・住宅局	Directeur préfectoral 県局長	M. Almamy Bakary Cra アルマミ バカリ クラ
	S/Arch.Const.PI 設計・建築計画課	Chef section 課長	M. Mamadou Diou Barry ママドゥ ディウ バリー
	S/Urba.Inf.Urba 都市インフラ・計画課	Chef section 課長	M. Karanba Silla カランバ シラー
	S/Secf Codastre 登記簿管理課	Chef section 課長	M. Abou アブ
	Direction Nationale de l'Architecture, de la Construction et de la Patrimoine Immobilière (DACPI) 建築、建設、不動産局	Directrice Nationale Adjointe 局長代理	Mme. Mariama Bangoura マリアマ バングラ
		Chef Division Construction 建設課課長	M. Daouda Coumbassa ダウダ クンバサ
		Chef Division Patrimoine Immobilière 不動産課課長	M. Alpha Kouraba Bah アルファ クラバ バー
	3 ^{eme} Projet de Développement urbain 第3次都市開発計画プロジェクト	Coordinateur コーディネーター	M. Sory Kouyaté ソリー クヤテ
Ministère des Transports 運輸省	Direction Nationale de la Météorologie 気象局	Directeur National 局長	Dr. Mamadou Lamine Bah ママドゥ ラミン バー
		Directeur National Adjoint 局長代理	M. Yaya Bangoura ヤヤ バングラ
	Agence de la Navigation Aérienne 航空局	Directeur National Adjoint 次官	M. Papa Mambay Faye パパ マンバイ ファイ
		Chef Adjoint Domia-Exploitation 航空開発課課長代理	M. Kalagban Oularé カラバン ウラレ

Organisation 機関名	Division/service 部/課	Titre 役職	NOM et Prénom 氏名
Banque Mondiale 世銀	Programme Education Pour Tous (PEPT) 万人のための教育プログラム	Coordonnateur National コーディネーター	Dr. Aboubacar Sidiki Yattara アブバカー シディキ ヤッタラ
		Adjoint アシスタント	M. Tierns Ibrahima Diallo ティエルノ イブラヒマ ディアロ
Union Européenne EU ヨーロッパ連合	PROGRAMME D'APPUI AU SECTEUR DE L'EDUCATION DE BASE (PASEB) (基礎教育セクター支援プログラム)	Chef de Mission プログラムリーダー	M. Alain Calosci アラン カロシ
		Assistant アシスタント(養成担当)	M. Nesmy Manigat ネスミー マニガ
		Assistant 建築家 アシスタント(インフラ整備担当)	M. Boh Lanciné Kaba ボー ランシナ カバ
Banque Centrale de la République de Guinée (BCRD) ギニア共和国中央銀行	Direction des Etudes de la Statistique 調査・統計局	Section Economiste エコノミスト	M. Aboubacar Sampil Soumah アブバカー サンプリスマ
Université de Conakry コナクリ大学	Département de Génie Civil 土木部	Chef de Laboratoire des Matériaux et Eléments de Construction 建設資機材研究室チーフ	M. Lanasana Kalle ランサナ カレ
Ambassade du Japon 日本国大使館		特命全権大使	片岡 林造氏
		経済協力担当 書記官	谷口 智史氏
JICA 独立行政法人国際協力機構	セネガル事務所	所長	小西 淳文 氏
		次長	加藤 隆一 氏
		次長	白井 健道 氏
		担当	森下 拓道 氏
		シニアアドバイザー	福若 氏

PROCES VERBAL DES DISCUSSIONS
SUR
L'ETUDE DU CONCEPT DE BASE
POUR
LE PROJET DE CONSTRUCTION ET EQUIPEMENT
D'ECOLES PRIMAIRES ET DE COLLEGES EN ZONES URBAINES

EN REPUBLIQUE DE GUINEE

En réponse à la requête introduite par le gouvernement de la République de Guinée (ci-après désignée « la Guinée »), le gouvernement du Japon a décidé d'exécuter une étude du concept de base sur le Projet de Construction et Equipement d'Ecoles Primaires et de Collèges en Zones Urbaines (ci-après désigné « le Projet ») et a confié l'exécution de l'étude à l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après désignée « la JICA »).

La JICA a envoyé en Guinée une mission d'étude du concept de base dirigée par M. HOSHINO Akihiko, Chef de l'Equipe de l'éducation, Deuxième division de la gestion des projets, Département de la gestion de la coopération financière non remboursable de la JICA, et cette mission en Guinée est prévue du 22 novembre au 24 décembre 2005.

La mission a eu une série de discussions avec les autorités guinéennes concernées, et a effectué des visites de terrain dans les zones faisant l'objet de l'étude.

Au terme des discussions et de l'étude sur le terrain, les deux parties ont confirmé les principaux éléments indiqués dans les documents annexés au présent procès-verbal.

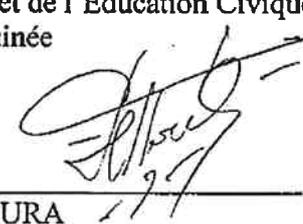
Fait à Conakry, le 2 décembre 2005



Akihiko HOSHINO
Chef de Mission
Etude du Concept de Base
Agence Japonaise de Coopération
Internationale (JICA)
Japon



Abou SOUMAH
Directeur du Service National des
Infrastructures et Equipements Scolaires
Ministère de l'Enseignement
Pré-Universitaire et de l'Education Civique
République de Guinée



Sékouba BANGOURA
Directeur National de la Coopération
Internationale
Ministère de la Coopération
République de Guinée

APPENDICE

1. Objectif du Projet

L'objectif du Projet est d'améliorer l'environnement éducatif d'écoles primaires et de collèges dans la ville de Conakry ainsi que dans les préfectures de Coyah et Dubréka par la construction de salles de classe et la fourniture d'équipements.

2. L'organisme responsable et l'organisme d'exécution du Projet du pays bénéficiaire

- 2-1 L'organisme responsable du Projet est le Ministère de la Coopération.
- 2-2 L'organisme d'exécution du Projet le Service National des Infrastructures et Equipements Scolaires du Ministère de l'Enseignement Pré-Universitaire et de l'Education Civique.
- 2-3 L'organigramme du Ministère de l'Enseignement Pré-universitaire et de l'Education Civique est joint en Annexe 1.

3. Sites faisant l'objet du Projet

Les sites faisant l'objet du Projet sont les écoles primaires et les collèges dans les communes de Matam, de Ratoma et de Matoto dans la ville de Conakry et ceux dans les préfectures de Coyah et Dubréka.

4. Contenu de la requête de la partie guinéenne

- 4-1 La mission a expliqué à la partie guinéenne que la sélection des zones et des écoles primaires et collèges faisant l'objet du Projet sera faite en accordant la priorité à résoudre le surpeuplement d'effectifs dans les salles de classe et selon l'ordre de priorité exprimé par la partie guinéenne parmi les 488 salles de classe dans les 41 écoles primaires et collèges demandés actuellement. La partie guinéenne y a consenti. Par ailleurs, les deux parties ont confirmé que l'étude sur le terrain puisse être interrompue sur les sites dans lesquels existent des problèmes de sécurité et d'accès.
- 4-2 Suite à une série de discussions avec la mission, la partie guinéenne a présenté les installations et équipements indiqués en Annexe 3 au titre du contenu final de la requête. La mission a confirmé ce contenu.



5. Principes de base de la coopération

- 5-1 La mission, après son retour au Japon, sélectionnera les écoles primaires et collèges faisant l'objet du Projet sur la base des critères de sélection indiqués en Annexe 4. Il faut noter que les sites du Projet seront déterminés seulement après analyses postérieures de l'étude et que les zones et écoles primaires/collèges mentionnés en Annexe 2 ne sont pas les sites du Projet finalement retenus. Les deux parties ont confirmé ce point.
- 5-2 La mission mettra en œuvre la conception de base en tenant compte des installations et équipements indiqués en Annexe 3, une fois son retour au Japon. Toutefois, il faut noter que chaque composante du Projet sera déterminée seulement après examens postérieurs de l'étude et que les installations et équipements indiqués en Annexe 3 ne sont pas ceux finalement retenus pour le Projet. Les deux parties ont confirmé ce point.

6. Système de la coopération financière non remboursable du Japon

- 6-1 La partie guinéenne a pris bonne note du système de la coopération financière non remboursable du Japon, expliqué par la mission et mentionné en Annexe 5.
- 6-2 La partie guinéenne a compris le besoin d'exécuter les travaux nécessaires indiqués en Annexe 5 qui doivent être pris en charge par la partie guinéenne afin de mener à bien le Projet au cas où ce Projet est approuvé par le gouvernement japonais. Et elle s'est engagée à les réaliser intégralement.

7. Calendrier prévu de la mission

- 7-1 La mission continuera l'étude sur le terrain jusqu'au 24 décembre 2005.
- 7-2 La JICA a informé qu'une mission d'explication du rapport abrégé séjournera en mars 2006 en Guinée à la suite de l'élaboration du rapport abrégé du Projet. La partie guinéenne en a pris note.

8. Autres éléments de discussion

8-1 Statut de la présente étude

La requête du Projet a été soumise au gouvernement du Japon dans le but de scolariser tous les enfants d'âge scolaire de Guinée à l'horizon 2015, comme déclaré dans le cadre du plan national « Education pour tous – Phase I » (2001-2005).

8-2 Qualité des établissements scolaires du Projet

La partie guinéenne a apprécié la haute qualité des installations des écoles primaires construites dans le cadre de la coopération financière non remboursable du Japon dans le passé, et a demandé de maintenir le même niveau de qualité pour le présent Projet. La partie japonaise a répondu que l'étude sera exécutée en respectant cet aspect.

8-3 Documents nécessaires à la sélection des sites du Projet

La partie japonaise a expliqué à la partie guinéenne la nécessité de la remise des actes d'attribution des domaines sur lesquels les écoles primaires et collèges seront réalisés (voir liste en Annexe 2). La mission a expliqué qu'à propos des sites dont les dossiers de propriété foncière ne lui sont pas remis avant son départ, ils seront exclus du Projet. La partie guinéenne en a pris bonne note.

8-4 Budgétisation

La partie guinéenne s'est engagée à assurer la budgétisation de tous les coûts nécessaires en vue de mettre en œuvre des travaux à sa charge pour le présent Projet.

8-5 Affectation d'enseignants et autres employés

La partie guinéenne s'est engagée à affecter les enseignants et autres employés nécessaires à ce Projet.

8-6 Gestion du fonctionnement et de l'entretien d'écoles primaire et de collèges et composante organisationnelle

Les deux parties ont confirmé la nécessité de la gestion du fonctionnement et de l'entretien de l'école pour l'utilisation à long terme des installations réalisées. La partie guinéenne s'engagera à la mise en place d'un système adéquat y afférent, mais elle a exprimé son souhait que la partie japonaise examine la possibilité d'une assistance technique.

La partie japonaise a répondu qu'il y a lieu d'examiner la nécessité et la pertinence de l'introduction de la composante organisationnelle selon les résultats de la présente étude.

8-7: Travaux de forage

La mission a expliqué que la partie japonaise n'exécutera que les études et la conception de forage. La partie guinéenne a confirmé ce point.

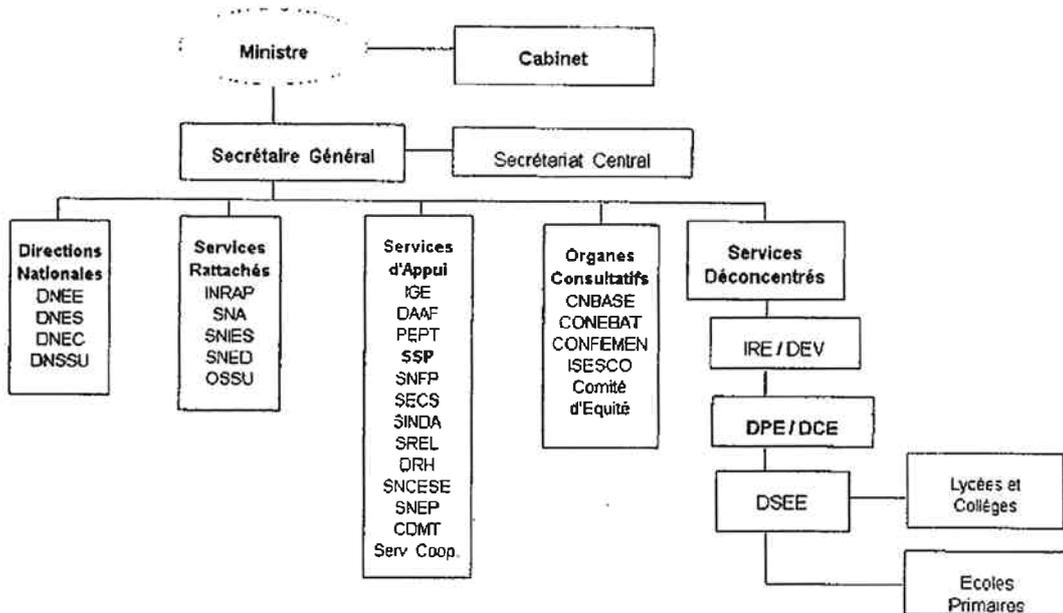
eh



Annexe 1

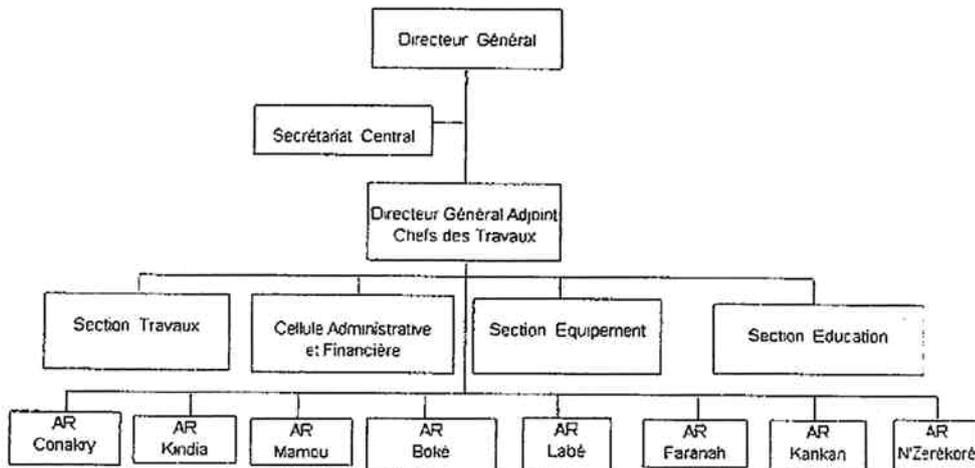
(Organigramme du MEPU-EC)

ORGANIGRAMME DU MEPU-EC



(Organigramme du SNIES)

Organigramme du Fonctionnement Actuel du Service National des Infrastructures et Equipements Scolaires (SNIES)



Handwritten signatures and marks.

Annexe 2 Liste des établissements scolaires faisant l'objet de la requête

Zone	Commune	EP / Collège	Nom d'établissement	Nbr de salles demandées	Observation	
Dubréka	Commune	Ecole Primaire	Kagbélen Plateau	12	Création	
			Ansoumaniah Village	12	Extension	
			Toumaniah	12	Création	
			Koliansira	12	Création	
			Bailobayah	12	Création	
		Keitayah	12	Création		
		Collège	Kagbélen Plateau	14	Création	
Coyah		Ecole Primaire	Coyah Centre	9	Extension	
			Kountia	9	Extension	
			Kénkétén	9	Extension	
			Batouyah	9	Extension	
			Doumbouyah	6	Extension	
		Sanoyah	30	Création		
		Collège	Fassiah	14	Création	
Conakry	Matam	Ecole Primaire	Madina Cité	8	Extension	
			Coleah Cité	8	Extension	
			Mayoré	8	Extension	
				Collège		0
	Ratoma		Ecole Primaire	Yattayah Plateau	12	Création
				Kobaya	12	Extension
				Sofoniah Village	12	Extension
				Yattaya	12	Extension
				Dar-Es-Salam	12	Extension
				Kwamé Krumah	12	Extension
				Simbayah Gare	12	Extension
				Kipe I	12	Extension
			Kaporo	12	Extension	
		Collège	Ratoma	14	Extension	
			Koloma	14	Extension	
			M'Bemba Bangoura	14	Création	

ab


			Kissoso (Secteur Nord)	12	Création	
			Sangohah Marché	12	Création	
			Matoto (Secteur Khabitaya)	12	Création	
			Yimbayah Port (Secteur Faban)	12	Création	
	Matoto	Ecole Primaire	Gbessia Cité II	12	Reconstruction	
			Dabondy III	12	Reconstruction	
			Lansanayah	6	Extension	
			Cité de l'Air	6	Extension	
			Kissosso	6	Extension	
			Behanzin	6	Extension	
			Collège	Dabompa	32	Création
				Yimbayah Port	14	Création
TOTAL						488

Annexe 3 Les principales demandes formulées par la partie guinéenne

- (1) Construction de 372 salles de classe du primaire (7m x 9m), blocs sanitaires (toilettes) et bureaux de directeurs d'école
- (2) Construction de 116 salles de classe du collège (7m x 9m), blocs sanitaires (toilettes) et bureaux de directeurs d'école
- (3) Fourniture d'équipements
 - tables-bancs pour élèves
 - bureaux et chaises pour enseignants
 - bureaux et chaises pour directeurs d'école
 - tableaux noirs
 - armoires

al



**Annexe 4 : Critères de sélection des écoles primaires et collèges faisant l'objet du
Projet**

(1) Les écoles doivent remplir les conditions suivantes pour être sélectionnées en tant que sites du Projet :

- 1) Les écoles ne pouvant obtenir de ressources financières ni du Gouvernement de Guinée, ni du gouvernement local, ni des communautés, ni d'autres donateurs, et ni d'ONG pour construire un nombre suffisant de nouveaux bâtiments ou pour reconstruire les anciens bâtiments.
- 2) Les écoles pouvant présenter des documents légaux pour l'utilisation du site du Projet.
- 3) Les écoles où les installations existantes peuvent être démolies et enlevées avant une date appropriée.
- 4) Les écoles pouvant s'assurer de salles de classe de remplacement nécessaires pendant la période de reconstruction.
- 5) Les écoles où l'on peut obtenir un terrain d'une grandeur suffisante pour le Projet.
- 6) Les sites d'écoles où les problèmes de sécurité ne sont pas relevés.
- 7) Les écoles ayant des routes d'accès convenables pour transporter les matériaux de construction et les équipements jusqu'aux sites du Projet.
- 8) Les problèmes topographiques ne sont pas relevés dans et autour des écoles
- 9) Les écoles où un nombre suffisant d'enseignants et de personnel administratif peut être affecté, et où un budget suffisant peut être alloué pour faire fonctionner et maintenir convenablement ces écoles.

(2) La priorité est accordée aux écoles répondant aux critères suivants:

- 1) Les écoles nécessitant du plus grand nombre de salles de classe.
- 2) Les écoles où les bâtiments à plusieurs étages pour le Projet sont prévus.



Annexe 5 : Système de la Coopération financière non remboursable du Japon

Le système de la coopération financière non remboursable accorde au pays bénéficiaire des fonds non remboursables qui permettront de fournir les installations, les équipements et les services (services d'ingénierie et transport de produits, etc.) pour le développement social et économique du pays, selon les principes conformes aux lois et réglementations afférentes du Japon. La coopération financière non remboursable n'est pas effectuée sous forme de don en nature.

1. Procédures de la coopération financière non remboursable

Le système de la coopération financière non remboursable du Japon est exécuté selon les procédures suivantes.

Requête	(Requête effectuée par le pays bénéficiaire)
Etude	(Etude du concept de base effectuée par la JICA)
Evaluation et approbation	(Evaluation par le Gouvernement du Japon et approbation par le conseil des ministres)
Décision de la mise en oeuvre	(Notes échangées entre les Gouvernements du Japon et du pays bénéficiaire)

Premièrement, la requête pour une coopération financière non remboursable, présentée par le pays bénéficiaire, est examinée par le Gouvernement du Japon (Ministère des affaires étrangères), afin de déterminer si elle est pertinente pour une coopération financière non remboursable. Si la requête est jugée adéquate, le Gouvernement du Japon demande à la JICA (Agence Japonaise de Coopération Internationale) de procéder à une étude sur la requête.

Deuxièmement, la JICA procède à l'étude (étude du concept de base), en utilisant une(des) société(s) de consultants japonaise(s).

Troisièmement, le Gouvernement du Japon évalue, en se basant sur le rapport de l'étude du concept de base élaboré par la JICA, si le Projet convient au système de la coopération financière non remboursable du Japon ; les résultats de l'évaluation sont ensuite soumis au conseil des ministres pour approbation.

Quatrièmement, le Projet, une fois approuvé par le conseil des ministres, devient officiel avec l'Echange de Notes (E/N) signée par les Gouvernements du Japon et du pays bénéficiaire.

Finalement, lors de la mise en oeuvre du Projet, la JICA apporte son soutien au pays bénéficiaire pour des questions telles que la préparation de l'appel d'offres, des contrats et autres.

2. Etude du concept de base

(1) Contenus de l'étude

Le but de l'étude du concept de base (ci-après dénommée « l'étude ») effectuée par la JICA sur le Projet de la requête (ci-après dénommé « le Projet ») est de fournir un document de base permettant l'évaluation du Projet par le Gouvernement du Japon. Les contenus de l'étude sont les suivants:

ak
 

Confirmation de l'arrière-plan, des objectifs et des effets du Projet, ainsi que la confirmation des capacités institutionnelles des agences concernées du pays bénéficiaire, nécessaires à la mise en oeuvre du Projet

- Evaluation de la pertinence du Projet à réaliser dans le cadre du système de la coopération financière non remboursable, du point de vue technique, social et économique.
- Confirmation sur les points convenus entre les deux parties, concernant le concept de base du Projet.
- Préparation du concept de base du Projet.
- Estimation des coûts du Projet.

Les contenus de la requête initiale ne sont pas obligatoirement approuvés, sous leur forme originale, en tant que contenus du Projet de la coopération financière non remboursable. Le contenu du concept de base du Projet doit être confirmé par rapport aux lignes directrices du système de la coopération financière non remboursable du Japon.

Le Gouvernement du Japon demande au Gouvernement du pays bénéficiaire de prendre toutes les mesures qui pourraient s'avérer nécessaires pour assurer son indépendance lors de la mise en oeuvre du Projet. Ces mesures doivent être garanties même si elles n'entrent pas dans la juridiction de l'organisme du pays bénéficiaire en charge de la mise en oeuvre du Projet. Par conséquent, la mise en oeuvre du Projet doit être confirmée par toutes les organisations concernées du pays bénéficiaire par la signature du procès-verbal de discussions.

(2) Sélection des consultants

En vue de la bonne exécution de l'étude, la JICA utilise une(des) société(s) de consultants, enregistrée(s) auprès de la JICA. La JICA effectue la sélection pour une(des) société(s), sur la base des propositions soumises par les sociétés intéressées. La(Les) société(s) sélectionnée(s) procède(nt) à l'étude du plan de base et élabore(nt) un rapport, sur la base des termes de référence fixés par la JICA. La(Les) société(s) de consultants utilisée(s) pour l'étude est(sont) recommandée(s) par la JICA au pays bénéficiaire, pour travailler aussi sur la mise en oeuvre du Projet, après l'Echange de Notes, ceci afin de maintenir une cohérence technique.

3. Système de la coopération financière non remboursable du Japon

(1) Echange de Notes (E/N)

La coopération financière non remboursable du Japon est accordée conformément aux Notes échangées entre les deux gouvernements concernés, et dans lesquelles sont confirmés, entre autres, les objectifs du Projet, la durée d'exécution, les conditions et le montant de la coopération.

- (2) La "durée de la coopération financière non remboursable" signifie l'année fiscale pendant laquelle le conseil des ministres a approuvé le Projet. Toutes les procédures telles que l'Echange de Notes, la conclusion des contrats avec la(les) société(s) de consultants et le(s) contractant(s) et paiement final à ceux-ci, doivent être achevées durant cette année fiscale. Toutefois, en cas de retards de livraison, d'installation ou de construction dus à des éléments imprévisibles tels qu'un désastre naturel, la durée de la coopération financière non remboursable peut être prolongée d'une année fiscale supplémentaire au maximum, après l'accord mutuel entre les deux Gouvernements.

(3) La coopération financière non remboursable doit être en principe réservée à l'achat des produits japonais ou du pays bénéficiaire, et aux services (y compris le transport) des ressortissants japonais ou du pays bénéficiaire. Lorsque les deux Gouvernements le jugent nécessaire, la coopération financière non remboursable peut être utilisée pour l'achat des produits ou des services d'un pays tiers. Toutefois, les principaux contractants, à savoir le consultant, l'entrepreneur et la société de commerce doivent être des « ressortissants japonais ». (Le terme "ressortissants japonais" signifie les personnes physiques japonaises ou les personnes morales japonaises dirigées par des personnes physiques japonaises.)

(4) Nécessité de la « vérification »

Le Gouvernement du pays bénéficiaire ou son représentant autorisé conclura les contrats en yens japonais avec les ressortissants japonais. Ces contrats seront vérifiés par le Gouvernement du Japon. Cette « vérification » est jugée nécessaire pour répondre de la bonne utilisation des fonds de la coopération, devant les payeurs de taxe japonais.

(5) Mesures à prendre par le Gouvernement du pays bénéficiaire

Lors de la mise en oeuvre de la coopération du Projet de la coopération financière non remboursable, le pays bénéficiaire devra prendre les mesures suivantes:

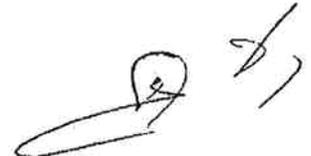
- a) Obtenir une superficie de terrain suffisante pour les sites du Projet ; défricher, niveler et assécher le terrain avant le commencement des travaux de construction,
- b) Fournir les installations pour la distribution en électricité, alimentation en eau, assainissement et d'autres installations secondaires à l'intérieur et aux alentours des sites,
- c) Prévoir les bâtiments nécessaires avant la fourniture, dans le cas où le Projet consiste à l'installation d'équipements,
- d) Prendre en charge la totalité des dépenses et l'exécution rapide du déchargement, du dédouanement au port de débarquement et le transport terrestre des produits achetés dans le cadre de la coopération de la coopération financière non remboursable,
- e) Exonérer les ressortissants japonais des droits de douane, des taxes intérieures et d'autres charges imposés dans le pays bénéficiaire, à l'égard de la fourniture des produits et des services effectués en vertu des contrats vérifiés.
- f) Accorder aux ressortissants japonais dont les services seront nécessaires à propos de la fourniture des produits et des services effectués en vertu des contrats vérifiés, les facilités nécessaires pour leurs entrées et séjours dans le pays bénéficiaire afin qu'ils puissent exécuter leur travail.

(6) "Usage adéquat"

Le pays bénéficiaire est requis d'entretenir et d'utiliser les installations construites et les équipements achetés dans le cadre de la coopération financière non remboursable de manière adéquate et efficace, et de désigner le personnel nécessaire pour le fonctionnement et la maintenance, ainsi que de prendre en charge toutes les dépenses autres que celles couvertes par la coopération financière non remboursable.

(7) "Réexportation"

Les produits achetés dans le cadre de la coopération financière non remboursable ne doivent pas être réexportés à partir du pays bénéficiaire.

ch


(8) Arrangements Bancaires (A/B)

- a) Le Gouvernement du pays bénéficiaire ou son représentant autorisé devra ouvrir un compte au nom du Gouvernement du pays bénéficiaire dans une banque au Japon (ci-après dénommée la "Banque"). Le Gouvernement du Japon exécutera la coopération financière non remboursable en procédant aux paiements en yens japonais pour couvrir les obligations du Gouvernement du pays bénéficiaire ou de son représentant autorisé conformément aux contrats vérifiés.
- b) Les paiements seront effectués lorsque les demandes de paiement seront présentées par la Banque au Gouvernement du Japon conformément à l'Autorisation de Paiement (A/P) émise par le Gouvernement du pays bénéficiaire ou de son représentant autorisé.

(9) Autorisation de Paiement (A/P)

Le Gouvernement du pays bénéficiaire devra régler à la Banque la commission de notification de l'Autorisation de Paiement et les commissions de paiement.

ah



Annexe 6 : Mesures principales à prendre par chaque Gouvernement

No.	Mesures	A couvrir par la coopération financière non remboursable	A couvrir par la partie bénéficiaire
1	Acquérir le terrain		●
2	Dégager, niveler et remblayer le site si nécessaire		●
3	Construire portes et clôtures dans et autour du site		●
4	Construire l'aire de parking (à l'intérieur du site, s'il est accessoire)	●	
5	Construire pistes		
	1) dans le site	●	
	2) en dehors du site		●
6	Construire le bâtiment	●	
7	Fournir les installations pour la distribution en électricité, alimentation en eau, assainissement et d'autres installations secondaires		
	1) Electricité		
	a. Ligne de distribution jusqu'au site		●
	b. branchement d'abonné et lignes intérieures dans le site	●	
	c. disjoncteur sur circuit principal et transformateur	●	
	2) Alimentation en eau		
	a. Canalisation de distribution jusqu'au site		●
	b. Système de distribution dans le site (réservoirs de réception et surélevés)	●	
	3) Drainage d'eau		
	a. Canalisation de drainage public jusqu'au site (égouts, eaux de pluie, etc.)		●
	b. Système de drainage dans le site (eaux de toilette, déchets ordinaires, eaux de pluie et autres)	●	
	4) Réseau téléphonique		
	a. Ligne principale de téléphone jusqu'au répartiteur principal (MDF: Main Distribution Frame) pour le bâtiment		●
	b. Le MDF et l'extension après le répartiteur	●	
	5) Mobilier et équipements		
	a. Mobilier général		●
	b. Equipements du Projet (tables-bancs, etc.)	●	
8	Régler les commissions suivantes pour la banque japonaise sur les services bancaires basés sur les A/B		
	1) Commission de notification de l'A/P		●
	2) Commission de paiement		●
9	Assurer le déchargement et dédouanement au port de débarquement dans le pays bénéficiaire		
	1) Transport maritime ou aérien des produits du Japon au pays	●	
	2) Exonération des taxes et dédouanement des produits au port de débarquement		●
10	Accorder aux ressortissants japonais dont les services seront nécessaires à propos de la fourniture des produits et des services effectués en vertu des contrats vérifiés, les facilités nécessaires pour leurs entrées et séjours dans le pays bénéficiaire afin qu'ils puissent exécuter leur travail.		●
11	Exonérer les ressortissants japonais des droits de douane, des taxes intérieures et d'autres charges imposés dans le pays bénéficiaire, à l'égard de la fourniture des produits et des services effectués en vertu des contrats vérifiés.		●
12	Maintenir et utiliser adéquatement et efficacement les installations construites et équipements acquis par la coopération financière non-remboursable du Japon.		●
13	Prendre en charges toutes les dépenses autres que celles couvertes par la coopération financière non-remboursable, nécessaires à la construction des installations et au transport et montage des équipements.		●

(A/B : Arrangement Bancaire, A/P : Autorisation de Paiement)

ah

ギニア共和国
首都圏周辺地域小中学校建設計画
基本設計調査
協議議事録

ギニア共和国(以下「ギニア」と称する)政府より提出された要請に基づいて、日本国政府は「ギニア共和国 首都圏周辺地域小中学校建設計画」(以下「プロジェクト」と称する)に関する基本設計調査を行うことを決定し、本調査の実施を独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」と称する)に委託した。

JICAはギニアへJICA無償資金協力部業務第二グループ星野明彦主査を団長とする基本設計調査団(以下「調査団」と称する)を派遣し、調査を2005年11月22日より12月24日まで実施する予定である。

調査団は、ギニア関係者と協議し、調査対象地域において現地調査を行った。

協議及び現地調査の結果、両者は付属書に記述された項目について確認した。

コナクリ 2005年12月2日

星野 明彦
団長
基本設計調査団
独立行政法人国際協力機構

アブ・スマ
公立学校施設・機材局長
初等・中等・市民教育省
ギニア共和国

セクバ・バングラ
対外協力局長
国際協力省
ギニア共和国

付属書

1. プロジェクトの目的

プロジェクトの目的は、教室等の建設を行うことにより、コナクリ市、コヤ県、デュプレカ県の小中学校における教育環境を改善することを目的とする。

2. 責任機関及び実施機関

2-1 本プロジェクトの責任機関は国際協力省である。

2-2 実施機関は初等・中等・市民教育省 公立学校施設・機材局とする。

2-3 初等・中等・市民教育省の組織図を別紙1に添付する。

3. プロジェクトサイト

本プロジェクト対象サイトは、コナクリ市マタム区、ラトマ区、マトト区、コヤ県およびデュプレカ県にある小中学校である。

4. ギニア国要請内容

4-1 調査団は、対象地域および対象校の選定にあたり、現在要請されている 41 校 488 教室の中から、ギニア側の考える優先順位と教室の過密度の解消に重点を置き、対象校を絞り込むことを説明し、ギニア側はこれに同意した。なお、サイト調査にあたり安全性およびアクセス面で問題が発生したサイトに関しては、調査を中止することもありえることを両者は確認した。

4-2 調査団との協議を通じ、ギニア側は別紙3に記載された施設および機材を最終的な要請として提示し、調査団はこれを確認した。

5. 協力の基本方針

5-1 調査団は日本へ帰国後、別紙4に示す選定基準に従い協力対象校を選定することとする。プロジェクトの対象サイトは今後の検討によって決定されるものであり、別紙2に挙げた地域および学校は必ずしも最終的な協力対象を意味するものではないことを双方確認した。

5-2 調査団は日本へ帰国後、別紙3に示す施設および機材を基に基本設計を行うが、各コンポーネントは今後の検討によって決定されるものとし、別紙3に示す施設および機材が必ずしも最終的な協力対象を意味するものではないことを両者は確認した。

6. 日本の無償資金協力

6-1 ギニア側は、調査団が説明した別紙5に記載された日本の無償資金協力制度について十分に理解した。

6-2 ギニア側は、無償資金協力が実施される場合、プロジェクトの円滑な実施のために、別紙6に記載されたギニア側が行うべき措置の必要性を理解し、これを確実に実施することを表明した。

7. 調査の予定

7-1 本調査団は、引き続き2005年12月24日まで調査を継続する。

7-2 JICAは基本設計概要書を作成したのち、基本設計概要説明調査団を2005年3月頃にギニア国に派遣することを説明し、ギニア側はこれを了解した。

8. その他関連事項

8-1 本調査の位置付け

本計画は上位計画である「万人のための教育計画フェーズ1(2001-2005)」によって定められた2015年までに全ての就学年齢児童を就学させるという目標を達成するために日本国政府に対し要請された。

8-2 学校の品質について

ギニア側は、日本がこれまでに実施した無償資金協力による小学校建設の成果を高く評価するとともに、本プロジェクトにおいても同等水準の品質を維持することを要望した。日本側はその趣旨に沿って調査を実施する旨ギニア側に回答した。

8-3 サイト選定にあたる必要書類について

日本側は、小中学校の建設予定地(別紙2参照)に関する土地権利書の提出が必要となることを説明した。調査団帰国までに土地所有権に係る書類の提示がないサイトについては、プロジェクト対象外とすることをギニア側に説明し、ギニア側はこれを理解した。

8-4 予算措置

プロジェクトにおけるギニア側負担事項に必要な経費について、ギニア側は確実に予算措置を行う旨、約束した。

8-5 必要人員の確保

本プロジェクトの実施に際し、必要な教員および人員の確保を確実に行う旨、ギニア側は約束した。

8-6 運営・維持管理とソフトコンポーネント

両者は、施設の長期的活用のためには運営・維持管理が必要であることを確認した。ギニア側はこれに必要な体制の確立を行うが、その技術的な支援について日本側に検討してほしい旨、要望した。日本側は、本調査結果を踏まえてソフトコンポーネントによる協力の必要性・妥当性について検討する旨、回答した。

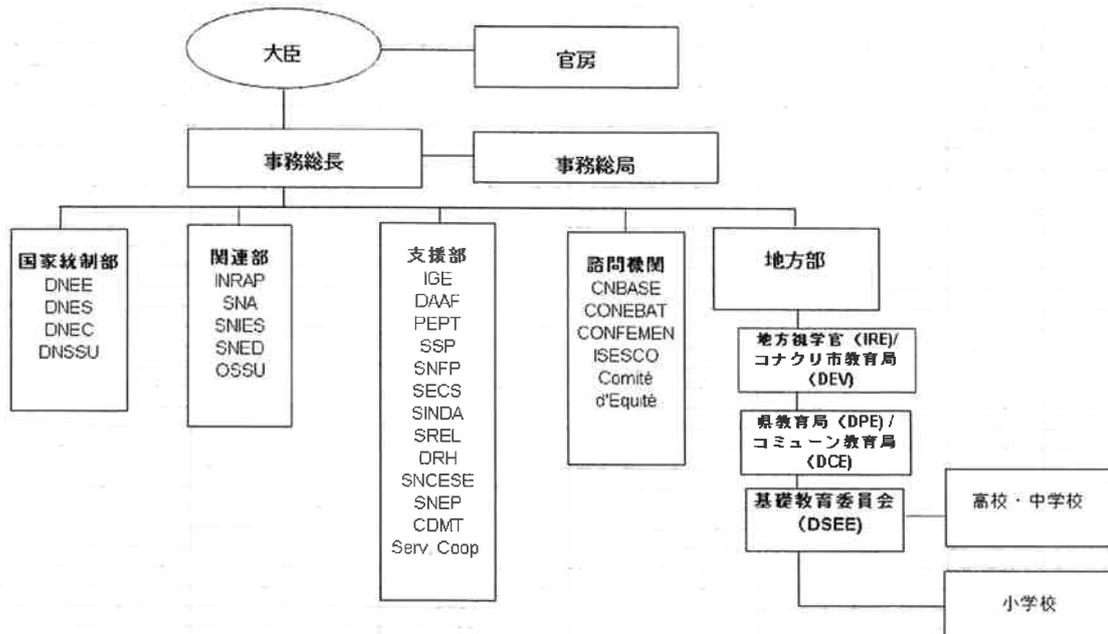
8-7 井戸掘削について

調査団は、日本側は井戸工事に関する調査・計画を行うのみであることを説明し、ギニア側はこれを確認した。

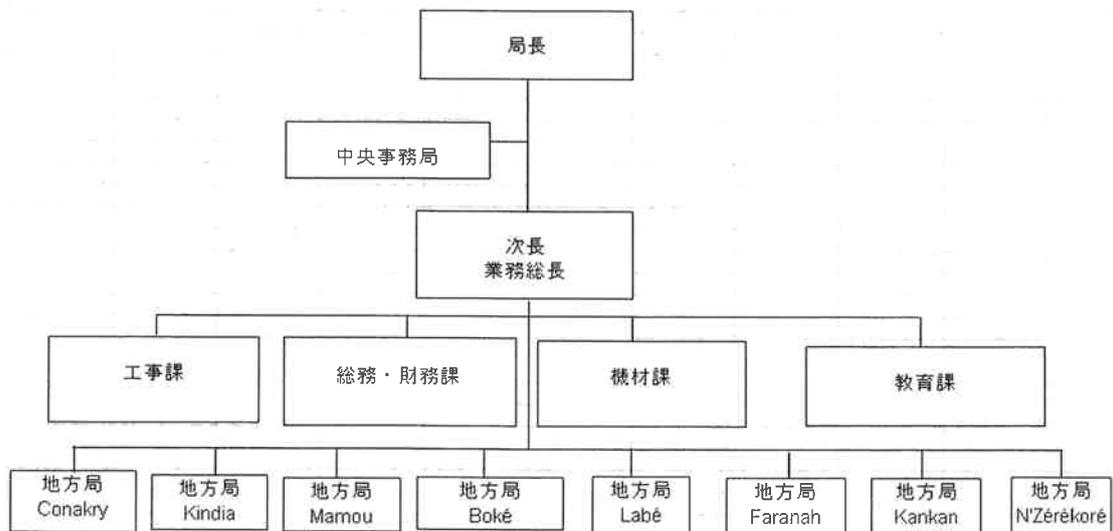
以上

別紙1 初等・中等・市民教育省・公立学校施設機材局 組織図

□初等中等市民教育省 (MEPU-EC) 組織図



□公立学校施設機材局 (SNIES) 組織図



別紙2 要請対象校リスト

地域	コミューン	小学校 /中学校 校	学校名	要請教室数	状況		
デュブレカ	コミューン	小学校	カグベレンプラトー	12	新設		
			アンスマニアビラージュ	12	増設		
			トゥマニア	12	新設		
			コリアンシラ	12	新設		
			パイロバヤ	12	新設		
			ケイタヤ	12	新設		
		中学校	カグベレンプラトー	14	新設		
コヤ		小学校	コヤサントル	9	増設		
			クンティア	9	増設		
			ケンケテン	9	増設		
			バトゥヤ	9	増設		
			ドウンブヤ	6	増設		
			サノヤ	30	新設		
		中学校	ファッシア	14	新設		
コナクリ	マタム	小学校	マディナシテ	8	増設		
			コレアシテ	8	増設		
			マヨレ	8	増設		
		中学校	—	0	—		
	ラトマ	小学校	ヤッタヤプラトー	12	新設		
			コバヤ	12	増設		
			ソソフォニアビラージュ	12	増設		
			ヤッタヤ	12	増設		
			ダルエスサラーム	12	増設		
			クワメエンクルマ	12	増設		
			シンバヤガル	12	増設		
			キペ I	12	増設		
			カポロ	12	増設		
			ラトマ	14	増設		
			コロマ	14	増設		
			ベンババングラ	14	新設		
			マト	小学校	キツツツ(ノール)	12	新設
					サンゴヤマルシェ	12	新設
					マト(カビタヤセクター)	12	新設
	インバヤポール (ファバンセクター)	12			新設		
	グベシア シテ II	12			建替		
	ダボンディ III	12			建替		
	ランサナヤ	6			増設		
シテドゥレール	6	増設					
キツツツ	6	増設					
ベアンゼン	6	増設					
中学校	ダボンパ	32			新設		
インバヤポール	14	新設					
合計						488	

別紙3 ギニア国側の主要要請項目

- (1) 初等教育施設の教室 372 教室(7×9)、トイレ・ユニット、校長室の建設
- (2) 中等教育前期課程 (コレッジ)の教室 116 教室(7×9)、トイレ・ユニット、校長室の建設
- (3) 機器・備品の調達
 - ・生徒用のベンチ付き机
 - ・教師用の机と椅子
 - ・校長用の机と椅子
 - ・黒板
 - ・戸棚

別紙4 協力対象地域・サイトの選定基準

(1) プロジェクト・サイトに選定されるには以下の条件を満たす必要がある

- 1) 「ギ」国政府、地方自治体、地域住民の自助努力及び他ドナーや NGO の援助では施設需要が満たせない学校であること。
- 2) 土地所有権を確認するための書類が明示できる学校であること。
- 3) 適切な時間内に既存校舎の整地並びに撤去が実施され完了される学校であること。
- 4) 工事中の教室代替え措置が確保される学校であること。
- 5) 校舎建設に十分な敷地があること。
- 6) 治安上問題のないサイトであること。
- 7) 工事用資機材運搬のためのアクセス道路があること。
- 8) 学校の立地上、周辺地勢に問題が無く、敷地の形状や地形が建設工事の障害とならないこと。
- 9) 協力実施後、必要な教員及びそのための予算が確保される学校であること。

(2) 次の条件をもつ学校が優先される

- 1) 大きく教室数が不足している学校
- 2) 2階以上の校舎を必要とする学校

別紙5 無償資金協力制度

無償資金協力とは被援助国に返済義務を課さないで資金を供与する援助で、被援助国が自国の経済・社会の発展のために役立つ施設、資機材および役務(技術あるいは輸送等)を調達するのに必要な資金を、我が国の関係法令に従って以下のような原則により贈与するものである。日本国政府が資材等を現物供与する形態はとっていない。

1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力(無償)は次のような手順により行われる。

要請	(被援助国からの要請)
調査	(JICAによる基本設計調査の実施)
審査と承認	(我が国政府による審査と閣議による承認)
実施決定	(我が国政府と受取国による交換公文)

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府(外務省)は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICAに対して調査の指示を行う。

第二段階である調査(基本設計調査)はJICAが我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は、JICAが作成した基本設計報告書を基に、日本政府がそのプロジェクトが無償資金協力事業として適当であるかを審査した上、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文(E/N)の署名によって正式決定に至る。無償資金協力が実行に移される。

最後に無償資金協力の円滑な実施のため、JICAは入札・契約手続き等について、被援助国政府を支援する。

2. 基本設計調査

(1) 調査の内容

JICAが実施する基本設計調査(以下、調査)は、要請プロジェクト(以下、プロジェクト)について、我が国政府がプロジェクトの審査に必要な基礎資料を提供するものである。調査の内容は以下のとおりである。

- プロジェクトの背景、目的、便益、及びプロジェクト実施に必要な被援助国関連機関の実施能力についての確認
- 技術的、社会的、及び経済的見地から、無償資金協力スキームで実施されるプロジェクトの適切性についての評価
- プロジェクトの基本構想に関し、両国政府により合意された事項についての確認
- プロジェクトの基本設計策定
- プロジェクトの概算事業費の積算

なお、要請された内容がすべてそのまま無償資金協力の対象となるのではなく、我が国の無償スキームにおけるガイドラインを考慮し、基本設計が確認される。

また、無償資金協力として実施するにあたって、我が国は被援助国側の自助努力を確保する立場から、被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であっても、その実施の担保を求めるものである。従ってプロジェクトの実施は、協議議事録により被援助国の関係する機関すべてで行う。

(2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して JICA は登録業者の中から、プロポーザル方式によりコンサルタントを選定する。選定されたコンサルタントは JICA の指示に基づいて基本設計調査を行い報告書を作成する。なお、無償資金協力の実行が E/N により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性があるため、JICA は当該コンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力のスキーム

(1) 交換公文の署名 (E/N)

無償の実施にあたっては E/N による政府間の合意・署名が必要である。E/N では当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(2) 「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/N の署名からコンサルタントおよびコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。ただし、自然災害等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により最大一会計年度の延長が可能である。

(3) 贈与によって調達される生産物および輸送を含む役務は原則として日本国および被援助国の生産物ならびに日本国民又は被援助国民の役務を購入するため適正に、かつ専ら使用される。贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国(日本国および当該国以外)の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。ただし、無償の原則により、贈与を実施するにあたって必要とするプライムコントラクター、すなわち、コンサルタント、施工業者および調達業者は「日本国民」に限定される。(ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。)

(4) 「認証」の必要性

当該国政府(または政府が指定する当局)が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本国政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

(5) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置等が求められる。

- a) 施設案件の実施にあたっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ用地の開墾、整地、埋め立てを行うこと。
- b) 用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- c) 資機材等の据付については、調達に先立ち建物が確保されること。
- d) 贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関および国内輸送に係る手続きが速やかに実施されることが確保されること。
- e) 認証された契約に基づき調達される生産物および役務のうち、日本国民に課せられる関税、内国税およびその他の財政過徴金を免除すること。
- f) 認証された契約に基づいて生産物や役務を調達する日本国民について、その遂行のための入国および滞在に必要な便宜を与えること。

(6) 「適正使用」

贈与に基づいて建設される施設および購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費全ての経費を負担すること。

(7) 「再輸出」

贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。

(8) 銀行取極め(B/A)

- a) 当該国政府または指定された当局は日本国内の銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府もしくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。
- b) 日本政府による払い込みは当該国政府または指定された当局が発行する「支払い授權書 (A/P)」に基づいて、銀行が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

(9) 支払い授權書

当該国政府は、銀行取極めを締結した銀行に対し、支払い授權書の通知手数料及び支払い手数料を負担しなければならない。

別紙6 両国政府によってとられる主な措置

No.	事項	日本政府	相手国政府
1	用地の確保		●
2	サイトについて必要に応じた開墾、整地、及び埋め立て		●
3	サイト内及びその周辺における門や周壁の建設		●
4	(付帯する場合敷地内の)駐車場の建設	●	
5	道路建設		
	1) サイト内	●	
	2) サイト外		●
6	校舎建設	●	
7	電気、給水、排水、およびその他付帯設備の設置		
	1) 電気		
	a. サイトへの引き込み		●
	b. 受電盤以降の配電	●	
	c. ブレーカー及び変圧器	●	
	2) 給水		
	a. サイトへの上水引き込み		●
	b. サイト内給水システム(受水及び高架水槽)	●	
	3) 排水		
	a. サイトへの下水の引き込み(サイトへの雨水排水、下水等)		●
	b. サイト内の排水システム(トイレ排水、一般排水、雨水排水、他)	●	
	4) 電話システム		
	a. 校舎のディストリビューションフレーム(MDF)への中継回線の引き込み		●
	b. MDF 及びそれ以降の電話配線	●	
	5) 一般家具及び器具		
	a. 一般家具		●
	b. プロジェクト関連器具(机椅子など)	●	
8	銀行取極めに基づくサービスに対し日本の銀行に次の手数料支払い		
	1) 支払授權書通知手数料		●
	2) 支払手数料		●
9	「ギ」国内陸揚げ港における荷揚げおよび通関の保証		
	1) 日本から「ギ」国までの生産物の海上(航空)輸送	●	
	2) 陸揚げ港における生産物の非課税および通関手続き		●
10	認証された契約に基づく生産物および役務に関連して、必要な業務を行う日本国民に対し、その入国許可および滞在許可の保証		●
11	認証された契約に基づく生産物および役務に関連して、「ギ」国で課される関税、内国税およびその他の課徴金からの日本国民の免除		●
12	無償資金協力により調達された資機材を適正かつ効果的に運営・維持管理すること		●
13	無償資金協力で負担できない施設の建設および資機材の輸送・据付に必要な経費を負担すること		●

(B/A: 銀行取決め、A/P: 支払い授權書)